
鳥取市地域福祉推進計画
(第3次鳥取市地域福祉計画・
第5次鳥取市地域福祉活動計画)
鳥取市重層の支援体制整備事業実施計画
鳥取市再犯防止推進計画

令和7年3月

鳥取市・社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会

ごあいさつ



本市では「みんなで支え合い いつまでもいきいきと 自分らしく暮らし続けることができる 福祉のまちづくり」を理念に掲げ、本市の「地域福祉計画」と地域福祉の民間の担い手である社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定した「鳥取市地域福祉推進計画」の取組を進めてきました。令和4年3月には、「重層的支援体制整備事業実施計画」と「再犯防止推進計画」を加え、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

これまでに、複雑化した福祉的支援のニーズに対応するため、分野を超えた相談受付から多機関が協働し継続的な支援を行うなどの包括的な支援体制の推進や、孤独・孤立対策、再犯防止の取組支援など、誰もが住み慣れた家庭や地域で、支え合いながら生きがいを持ち、いつまでも安心して暮らせる地域共生社会づくりに向け施策を進めてきました。

その一方で、本市においても少子高齢化や小世帯化が進行し、地域の住民同士のつながりの希薄化が進み、地域組織の役員や地域ボランティアの減少など地域の支え合い機能の低下がみられており、地域社会や家庭における様々な福祉課題がますます複雑化・複合化する状況であるといえます。

さらに、近年全国で多発する災害により、本市でも地域防災の重要性が増しています。支え愛マップや個別避難計画の作成推進など、地域の要配慮者に対する災害時に備えた支援体制づくりが重要であると考えます。

今回策定したこの計画では、これまでの計画の理念を引き継ぎながらも、より住民同士のつながりや地域の関係機関等が参加する地域福祉活動を進めていくとともに、地域社会や家庭における複雑化・複合化した福祉課題に、市民、地域団体、福祉事業関係者、民間企業及び鳥取市社協・行政機関が連携・協働して対応し、福祉のまちづくりを推進することができると考えています。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました委員会委員の皆様をはじめ、日頃から地域福祉活動に取り組まれている市民の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和7年3月

鳥取市長 深澤 義彦

ごあいさつ

鳥取市社会福祉協議会は、鳥取市と協同で平成31年度（令和元年度）から6年間を計画期間とする「鳥取市地域福祉推進計画」を策定しました。



「みんなで支え合い いつまでもいきいきと 自分らしく暮らしてつづけることができる 福祉のまちづくり」を基本理念とし、地域福祉の活動団体とともに、鳥取市と協働、連携しながら、地域共生社会の実現に向けて、これまで取り組んで参りました。

人口減少・少子高齢化の進行や社会構造の変化により、地域の住民同士のつながりの希薄化や生活困窮、社会的孤立などの様々な福祉課題が複雑化・複合化しています。深刻な課題の解決や潜在化しがちな困りごとの発見・予防のために、分野を超えた相談受付により、多機関が協働し、幅広く継続的な支援ができる包括的な支援体制づくりが更に重要だと思えます。

そして、地域活動の担い手となる組織の役員、地域のボランティアの確保などが難しくなっている中ではありますが、本会は、地域の実情を考慮しつつ、子ども、大人など年代に関わらず福祉学習の機会や居場所づくりの充実を図るとともに、平時からの要配慮者への見守り、声かけなどの支援を強化し、誰もが地域で安全に、安心して住み続けられるようなまちづくりを地域の方々と一緒に取り組んでいきます。

このたびの計画は、前計画の理念を引き継ぎ、鳥取市や地域の各団体、福祉事業関係者、企業、関係機関などが連携、協働し、地区を単位とするネットワークの構築を目指し、支え合いによる福祉のまちづくりを進めていくことを目的としています。

この計画を地域の皆さんと共に実行していく事で、生き生きとした暮らしやすい地域づくりが実現できることを願っています。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました策定委員会委員の皆様をはじめ、本会運営に日頃からご支援・ご協力をいただいている市民の皆様にお礼を申し上げますとともに、今後とも一層のご協力をお願いして、ごあいさつといたします。

令和7年3月

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会
会長 林 由紀子

～ 目 次 ～

第1章	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	地域福祉とは	3
3	地域福祉に関する国や制度の動き	4
(1)	社会福祉法の改正等の概要	4
(2)	地域共生社会の実現	5
(3)	孤独・孤立対策の動き	6
(4)	高齢者福祉・介護保険制度の動き	7
(5)	認知症対策の動き	8
(6)	障がい者制度の動き	9
(7)	子育て支援制度の動き	10
(8)	生活困窮者自立支援制度の動き	11
(9)	自死対策の動き	12
(10)	成年後見制度の動き	13
(11)	再犯防止の動き	14
第2章	計画の概要	15
1	法令上の位置付け	15
(1)	地域福祉の推進	15
(2)	地域福祉計画	15
(3)	地域福祉活動計画	16
(4)	重層的支援体制整備事業	17
(5)	重層的支援体制整備事業実施計画	20
(6)	地方再犯防止推進計画	21
2	計画の策定に関して	22
(1)	一体的な策定	22
(2)	計画における圏域のとらえ方	22
(3)	計画の位置付け	23
(4)	計画の期間	24
(5)	計画の策定方法	25
第3章	本市を取り巻く現状	26
1	人口・世帯の状況	26
2	高齢者の状況	30
3	障がい者の状況	32
4	子どもの状況	34
5	地域の状況	36
6	日常生活圏域の状況	41
7	社会福祉協議会の活動状況	46
8	福祉的課題を抱えている人の現状	52
9	相談窓口の状況	58
10	犯罪の状況	62
11	更生保護ボランティアの状況	65

12	自死者数の推移	67
第4章	本市の現状等からみる地域福祉の課題	68
第5章	計画の基本的な考え方	71
1	基本理念	71
2	基本原則	71
3	基本目標	72
4	計画の体系	73
5	重点的な取組	74
第6章	計画（施策）の展開	78
基本目標Ⅰ	住民参加と地域福祉活動の促進	79
基本計画（基本施策）1	（重点1）地域における福祉活動の推進・支援	79
基本計画（基本施策）2	地域食堂を拠点にした地域づくり	83
基本計画（基本施策）3	福祉活動促進のための基盤強化	85
基本目標Ⅱ	福祉学習の推進と地域福祉の担い手づくり	87
基本計画（基本施策）1	（重点2）福祉学習の推進	87
基本計画（基本施策）2	ボランティア・市民活動センターの機能強化と 地域福祉の担い手づくり	89
基本計画（基本施策）3	福祉専門人材の確保・育成	91
基本目標Ⅲ	包括的支援体制と権利擁護活動の充実	92
基本計画（基本施策）1	（重点3）包括的相談支援体制の充実	92
基本計画（基本施策）2	権利擁護活動の充実	96
基本計画（基本施策）3	情報提供体制の充実	98
基本目標Ⅳ	地域で安心して暮らせる基盤づくり	99
基本計画（基本施策）1	（重点4）地域で支え合う防災体制の構築	99
基本計画（基本施策）2	高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えた サービスの展開	102
基本計画（基本施策）3	当事者の社会参加の促進	105
基本計画（基本施策）4	福祉と連携したまちづくりの促進	107
基本計画（基本施策）5	社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進、 企業の社会貢献活動の促進	110
基本計画（基本施策）6	再犯防止施策の推進 《鳥取市再犯防止推進計画》	112
第7章	包括的支援体制の展開 （鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画）	116
1	重層的支援体制整備事業の実施	116
2	鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画の策定	116
3	鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画の評価及び見直し	116
4	重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制	116
第8章	計画の推進	118
1	計画の推進体制	118
（1）	組織内推進体制	118
（2）	社会福祉協議会と市との連携強化	118
（3）	参画と協働による推進	118
2	計画の進行管理	119

資料編	-----	120
1	市民政策コメントの実施結果について -----	120
2	鳥取市の地域福祉の推進に関する住民意識調査結果の概要 -----	121
3	鳥取市 地域福祉に関する団体ヒアリング調査結果の概要 -----	132
4	鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会 について -----	135
	(1) 鳥取市地域福祉推進委員会設置要綱 -----	135
	(2) 鳥取市地域福祉活動計画作成委員会設置要綱 -----	137
	(3) 鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員 会委員名簿 -----	139
	(4) 鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員 会の開催状況（開催経緯） -----	140
5	鳥取市社会福祉審議会について -----	141
	(1) 鳥取市社会福祉審議会条例 -----	141
	(2) 鳥取市社会福祉審議会委員名簿 -----	143
	(3) 鳥取市社会福祉審議会の開催状況 -----	143

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、総人口の減少を背景とする少子高齢化や小世帯化、高齢者世帯の増加などを要因として、地域におけるコミュニティ意識の希薄化、地域活動の担い手の高齢化や人材不足など、地域における支え合いの機能が年々低下しています。

また、住民のニーズが複雑かつ多様化する中で、子どもや高齢者、障がいのある人への虐待、孤立死、いじめ、ひきこもり、ヤングケアラー、生活困窮者の増加など、従来の制度では十分に対応できない様々な社会問題がさらに顕在化・深刻化しています。

このような地域課題に対応しながら、将来に渡り、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生活することができる社会としていくためには、保健・医療・福祉等の制度によるサービスだけでなく、地域で住民同士がつながり、支え合い、助け合う活動が展開されていくことが重要です。

本市では、平成16年3月に「第1次鳥取市地域福祉計画」を策定し、「明日を見つめ、英知を出し合って 心なごむ社会を築こう」を合い言葉として地域福祉を推進してきました。

平成31年3月には、本市の「地域福祉計画」と鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）の「地域福祉活動計画」の連携を図り、より効果的に地域福祉を推進することを目指し、両計画を一体的に策定する「鳥取市地域福祉推進計画（第2次鳥取市地域福祉計画・第4次鳥取市地域福祉活動計画）」を、平成31年度（令和元年度）から令和6年度までを計画期間として決めました。

なお、「地域福祉計画」は、地域福祉推進の主体である市民などの参画を得ながら、地域の様々な福祉課題を明らかにし、その解決に向けた施策や取組を体系的にとりまとめた計画です。一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が主体となって策定する、福祉活動を担う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として位置付けられるものです。

その後、令和2年6月に社会福祉法の一部改正が行われ「重層的支援体制整備事業」を行うことができるとされたこと、また令和元年12月に「再犯防止推進計画加速化プラン」が閣議決定されたことから、これらに対応するために計画の見直しを行い、令和4年3月に、本計画に「重層的支援体制整備事業実施計画」と「再犯防止推進計画」を内包した中間見直し版（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画では、特に地域における福祉ネットワークの構築に重点を置き、地域が主体となり様々な支え合い活動を進めていくことを目標として、各施策に取り組んできました。

一方で、本市においても少子高齢化、小世帯化やひとり暮らし高齢者の増加や、令和2年から数年間続いたコロナ禍などの影響により、地域におけるつながりの希薄化や福祉の担い手不足などの問題がさらに進行しています。また、複合的な生活課題を抱えた世帯、制度の狭間にあって既存の福祉サービス等を受けられない世帯の問題は、ますます複雑化・複合化しています。このような課題を解決するためには、より一層の地域福祉の推進が必要です。

このたび策定する「鳥取市地域福祉推進計画（第3次鳥取市地域福祉計画・第5次鳥取市

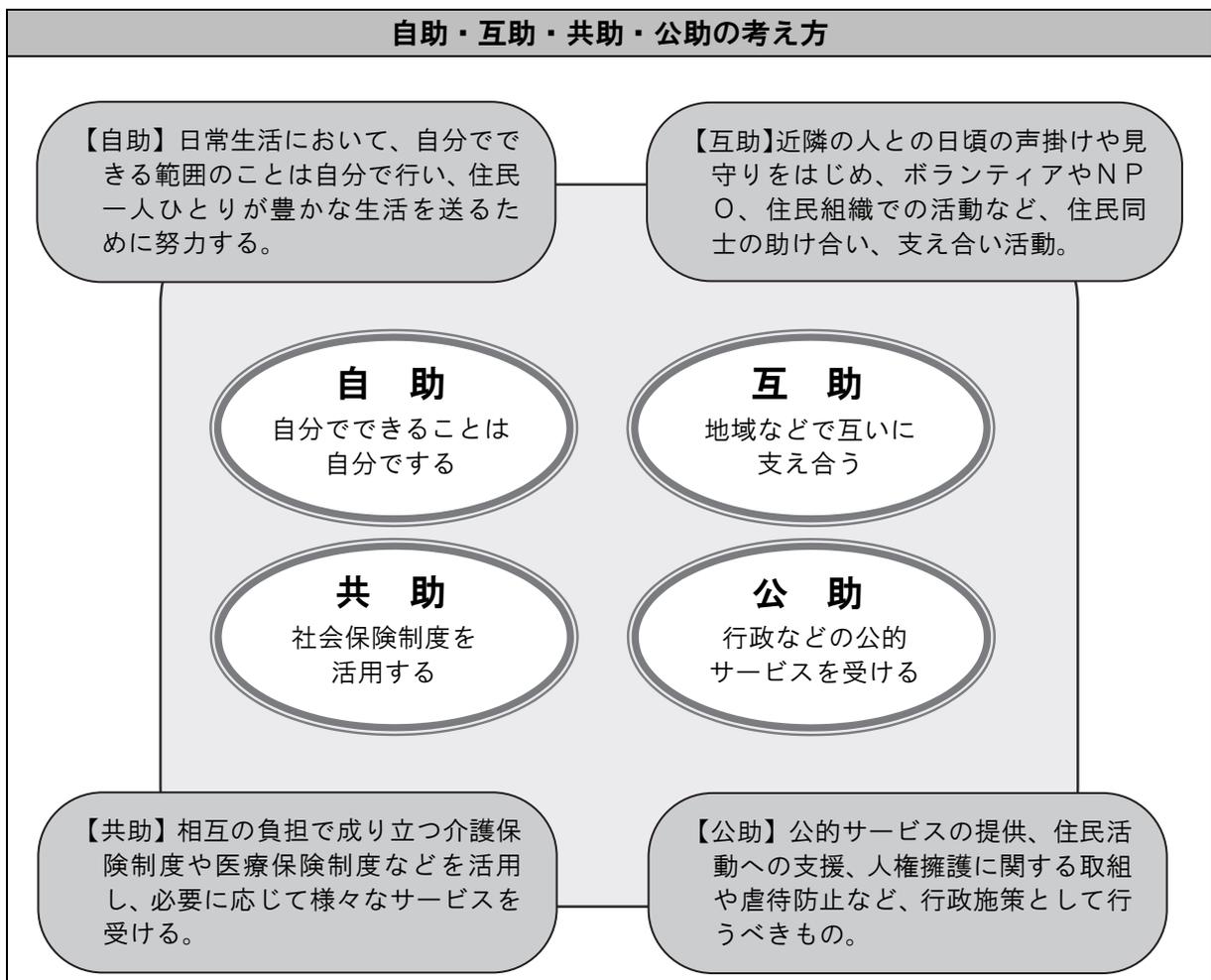
地域福祉活動計画）（以下「本計画」という。）」は、本市と市社協が相互に連携し共に地域福祉を推進していくため、引き続き本市と市社協の計画を一体的に策定するものです。

また、誰一人取り残さない包摂的な（参加を促し、あらゆる人を受け止める）社会の実現に向けて、本計画でも引き続き「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「再犯防止推進計画」を包含するものとします。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、手助けや支援を必要としている人が抱える生活上の様々な問題や課題を、高齢者や障がいのある人、子どもといった対象別ではなく、「地域」を中心として、地域住民や社会福祉関係者が共に助け合い、支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくまちづくりを進めていこうとする取組のことをいいます。

そのためには、「日頃、身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）し、個人や家族内で解決できない問題は、隣近所やボランティア、NPOなどの活動（互助）で解決する。さらに、介護保険制度、医療保険制度など相互の負担により成り立つ社会保険制度等を活用する相互扶助（共助）、地域で解決できない問題や公的な制度としての福祉・保健・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給等、行政でなければできないことは行政が中心となって解決する（公助）」といった、重層的な取組が必要です。



3 地域福祉に関する国や制度の動き

(1) 社会福祉法の改正等の概要

平成 29 年 6 月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法の一部改正が行われ、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。改正後の社会福祉法において、市町村は、包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第 107 条）に努めるものとされています。

このほか、平成 28 年 4 月公布の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）では「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」の、また、同年 12 月公布の「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 104 号）では「地方再犯防止推進計画」の策定に、市町村は努めるものとされています。

さらに、令和 2 年 6 月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 52 号）により、社会福祉法の一部改正が行われ、令和 3 年 4 月 1 日に施行されました。

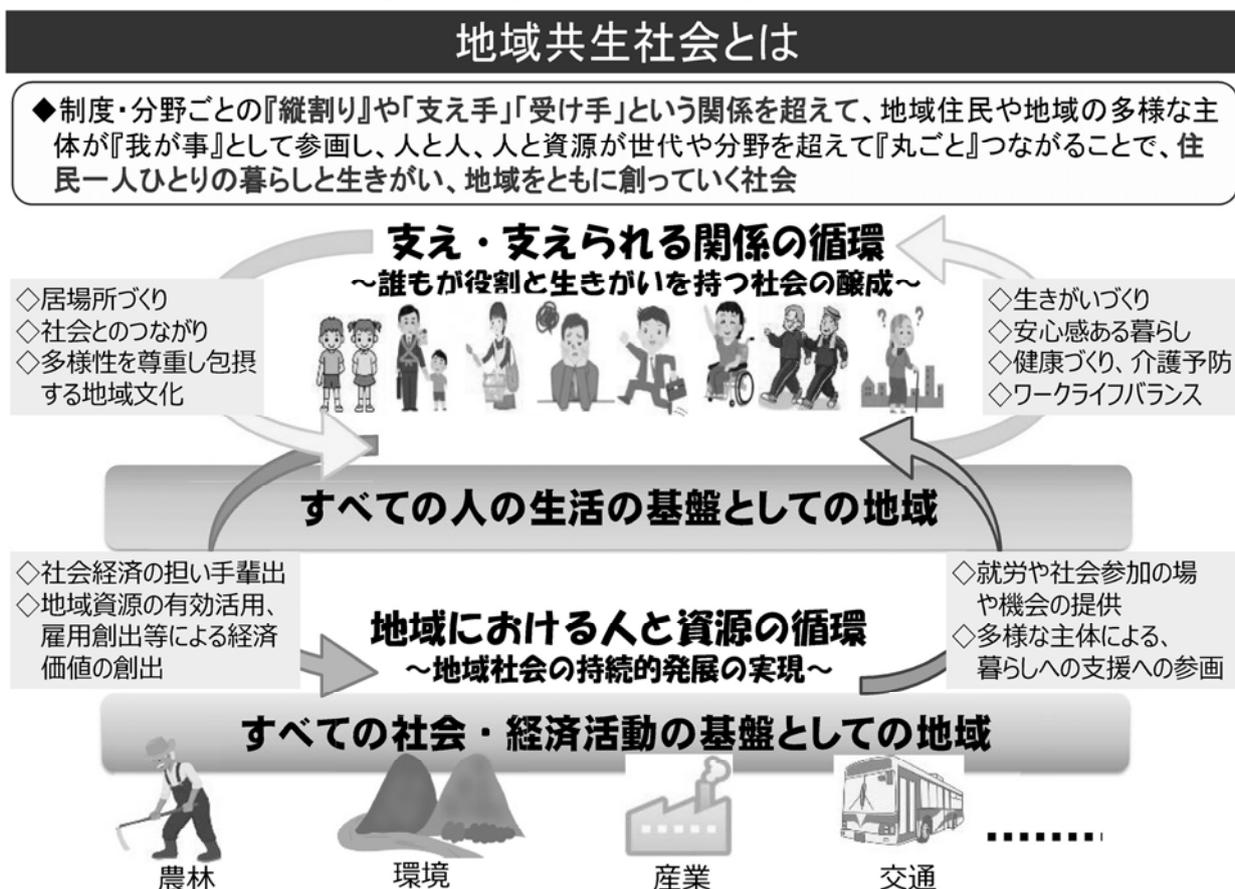
改正後の社会福祉法において、市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、「重層的支援体制整備事業」（第 106 条の 4）を行うことができるとされ、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定に努めるものとされています。

(2) 地域共生社会の実現

地域共生社会とは、高齢者、障がいのある人、子どもなど制度や分野ごとの『縦割り』や、「支える側（支え手）」「支えられる側（受け手）」という関係を超えて、「相互に支え合える」ことを目指して、地域住民や地域の多様な主体が、『我が事』としてあらゆる分野の活動に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、それぞれが役割を持ち、支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことをいいます。

地域共生社会の実現に向けて、国は、社会福祉法の一部改正を行い、平成29年には包括的支援体制の構築を、令和2年には重層的支援体制整備事業を推進することとしており、市町村においても取組の充実が必要です。

【資料／地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会
最終とりまとめの概要（令和元年12月26日）】



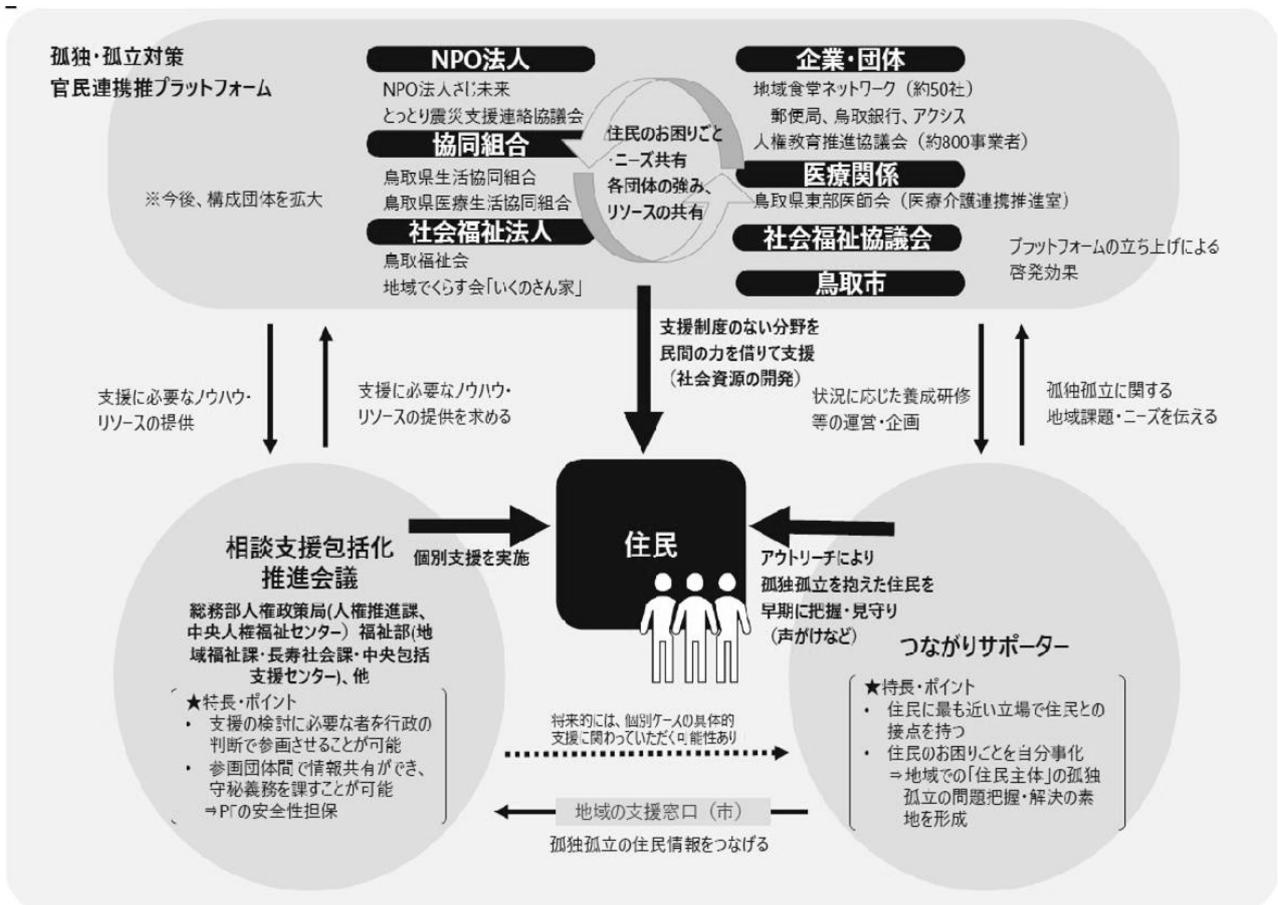
資料：厚生労働省

(3) 孤独・孤立対策の動き

国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進し、社会的に孤独・孤立の状態にある人の問題に対応するため、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」（令和5年法律45号）が施行されました。

本市では、国の法律の成立に先んじて、令和4年12月には「つながりサポーター養成研修」を開始、令和5年3月には、官民が連携して取り組む「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」を設置し、孤独・孤立の解消のため積極的に取り組んでいます。

【麒麟のまち孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム】



(4) 高齢者福祉・介護保険制度の動き

団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎え、今後は介護ニーズの高い85歳以上の高齢者数の増加や、生産年齢人口が急減する2040年に向け、我が国の高齢化は今後さらに進行し、医療や介護の需要も増大すると見込まれています。

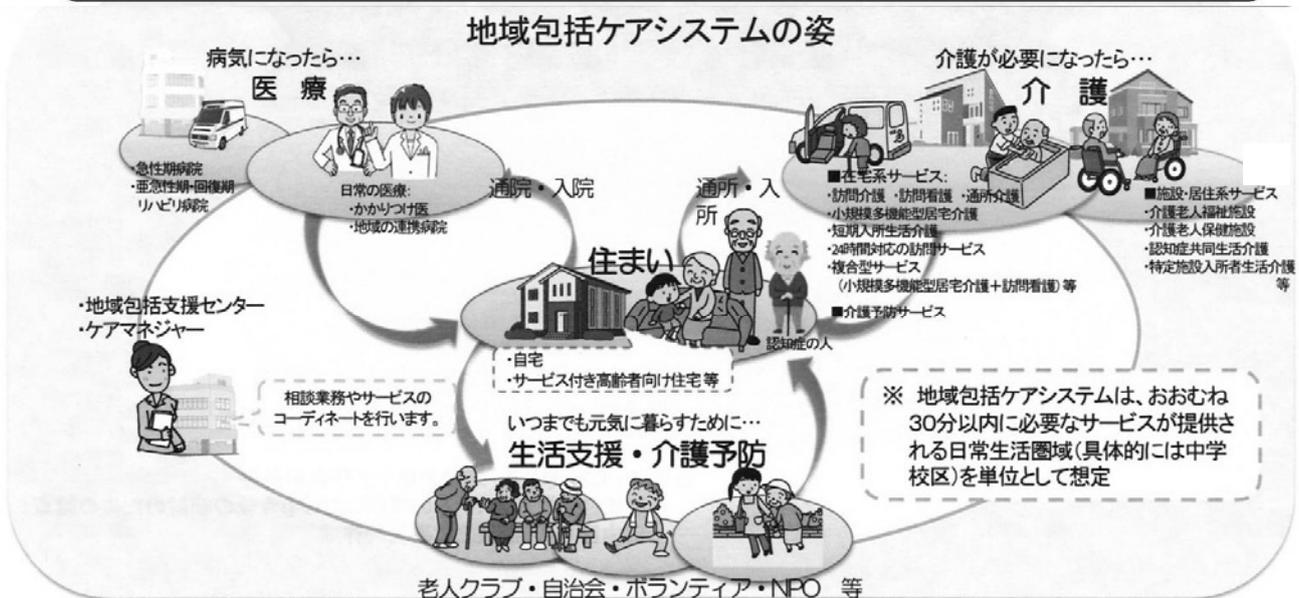
こうした中、介護保険制度を将来にわたり維持しつつ、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、限りある社会資源の有効活用を踏まえ、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。

本市の「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」においては、「住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり」を基本理念として、全ての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていけるよう、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいづくり等も含めた、総合的な保健福祉の向上を図ること、また介護保険制度が今後も持続可能な制度となることを念頭に置いて策定しています。

【資料／地域包括ケアシステムの構築について】

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



資料: 厚生労働省

(5) 認知症対策の動き

高齢化の進行とともに認知症の人の数はさらに増加することが予想されています。認知症は誰もがなりうるものであり、一人ひとりが認知症を自分ごととして理解を深めていくことが大切です。

こうした中、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を目指し、令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和5年法律第65号）が施行されました。この法律では、認知症の人に関する国民の理解の増進や生活におけるバリアフリー化の推進、社会参加の確保等の7つの基本理念が掲げられています。

国においては、この法律に基づいた「認知症施策推進基本計画」が令和6年12月に閣議決定されました。基本計画では、認知症になってからも希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」や、認知症の人とさまざまな立場の人が対話しながらともに認知症施策を推進していくことなどが示されました。

本市においては、この法律や国の基本計画の内容を踏まえながら「鳥取市認知症施策推進計画」を令和7年3月に策定し、当事者やその家族等とともに取組を推進していきます。

【資料/認知症基本法概要】

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要		令和5年法律第65号 令和5年6月14日成立、 同月16日公布 令和6年1月1日施行
1.目的	<p>認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進</p> <p>⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進</p> <p style="text-align: center;">～共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～</p>	
2.基本理念	<p>認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。</p> <p>① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。</p> <p>② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。</p> <p>③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。</p> <p>④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。</p> <p>⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。</p> <p>⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。</p> <p>⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。</p>	
3.国・地方公共団体等の責務等	<p>国・地方公共団体は、基本理念ののっとり、認知症施策を策定・実施する責務を有する。</p> <p>国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。</p> <p>政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。</p> <p>※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定</p>	
4.認知症施策推進基本計画等	<p>政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）</p> <p>都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）</p>	10

資料：厚生労働省

(6) 障がい者制度の動き

平成25年に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」に改正され、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、難病等をサービス対象とするなどが定められました。

また、新たに「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」、「成年後見制度利用促進法」が施行される等、障がいのある人への権利擁護が進められてきました。

このほか、「発達障害者支援法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正により、障がいのある人の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がいのある子どもに対するサービス提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

さらに、令和元年の「読書バリアフリー法」施行、令和2年の「障害者雇用促進法」の改正法施行、令和3年の「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行、令和5年の改正障害者雇用促進法の一部施行、令和6年の改正障害者差別解消法の施行など、障がいのある人の支援や障がい福祉充実に向けた取組が進められています。

本市においては、令和6年度を計画期間の初年度とする「鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画」を令和6年2月に策定し、相談、就労、地域生活の支援体制の充実を図るとともに、幼少期から成人期までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を目指し、様々な障がい者支援施策に取り組んでいます。

【障がい者制度に係る近年の国の動き】

年	近年の主な動き
平成30(2018)年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行(4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行(6月13日) 障害者基本計画(第4次計画)の策定
令和元(2019)年	読書バリアフリー法の施行(6月28日)
令和2(2020)年	改正障害者雇用促進法の施行(4月1日) 改正バリアフリー法の一部施行(6月19日)
令和3(2021)年	医療的ケア児支援法の施行(9月18日)
令和4(2022)年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行(5月25日)
令和5(2023)年	障害者基本計画(第5次計画)の策定 改正障害者雇用促進法の一部施行(4月1日)
令和6(2024)年	改正障害者差別解消法の施行(4月1日) 改正障害者雇用促進法の一部施行(4月1日) 改正障害者総合支援法の一部施行(4月1日) 改正児童福祉法の一部施行(4月1日)

(7) 子育て支援制度の動き

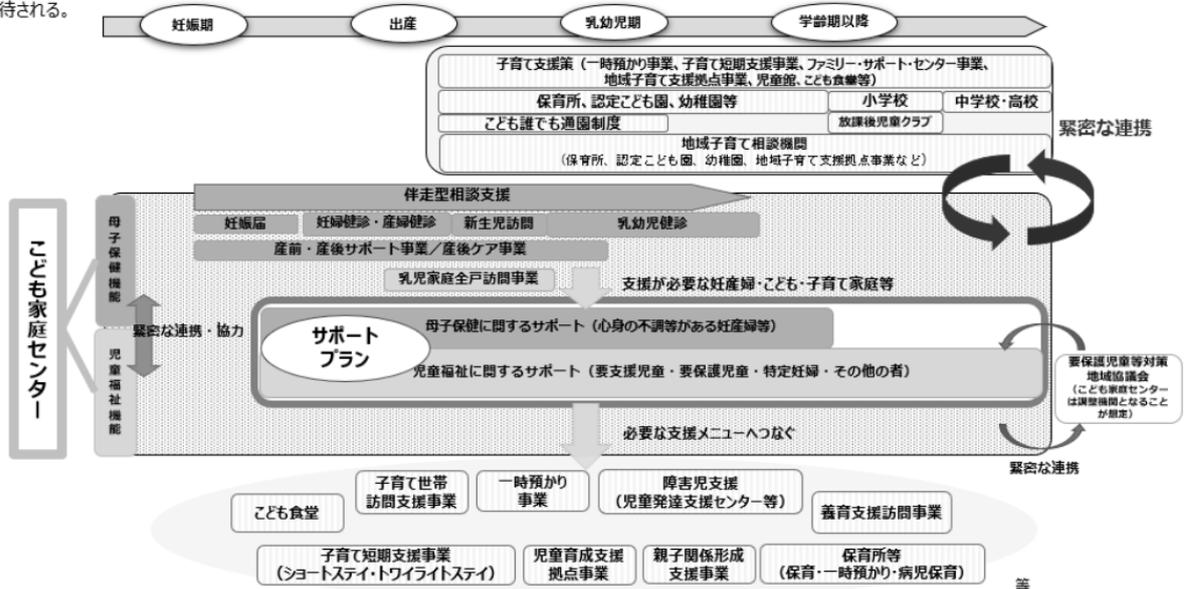
本市は、平成29年度に「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない相談支援を提供することを目的として、妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、支援を行ってきました。また、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定され、本市では、平成30年度よりこの「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談対応や訪問業務を行ってきました。

令和2年3月には「第2期鳥取市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども 親地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」を基本理念とし、親が喜びや生きがいを感じながら安心して子育てをすることができ、本市の未来を担う全ての子どもが明るく健やかに成長できるよう、これまでの子育て支援施策の取組を踏まえ、本市で生まれ育つ全ての子どもが健やかに成長する環境と、地域全体で子育てを支える取組の充実に向けて、子育てサークルへの支援、教育・保育の提供体制の確保等の様々な施策を推進しています。

さらに、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年6月15日法律第66号）において、市町村は「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関として、こども家庭センターの設置に努めることとされました。本市でも令和6年度より、「鳥取市こども家庭センター」を設置し、児童虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応するよう取り組んでいるところです。

こども家庭センターと各種子育て支援施策等との連携

- こども家庭センターは、子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへの相談支援を行うとともに、妊娠・出産・子育てに困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、サポートプランの作成や同プランに基づく支援等を行うにより、こどもの健やかな成長を支えていく役割を有する。
- そのためには、妊娠期からの伴走型相談支援や、妊婦健診・乳幼児健診等の母子保健施策をポピュレーションアプローチにより実施するとともに、こどもが通う保育所・認定こども園・幼稚園・小中学校等、各種の子育て支援関係事業・サービスの担い手や地域子育て相談機関等からの情報提供を通じて、支援を必要とするこども・家庭を把握し、関係機関等とともに連携して継続的に支援していく協力体制をつくっていくことが重要。
- 上記の子育て支援関係事業として、こども未来戦略方針においてこども誰でも通園制度を創設することとされており、未就園児が本制度を利用することにより、これまで把握が困難であった気になる未就園児・保護者を見つけた場合にこども家庭センターへ情報共有を行うことで、必要な支援メニューにつなげていくことが期待される。



資料：厚生労働省・こども家庭庁作成の資料を基に作成

(8) 生活困窮者自立支援制度の動き

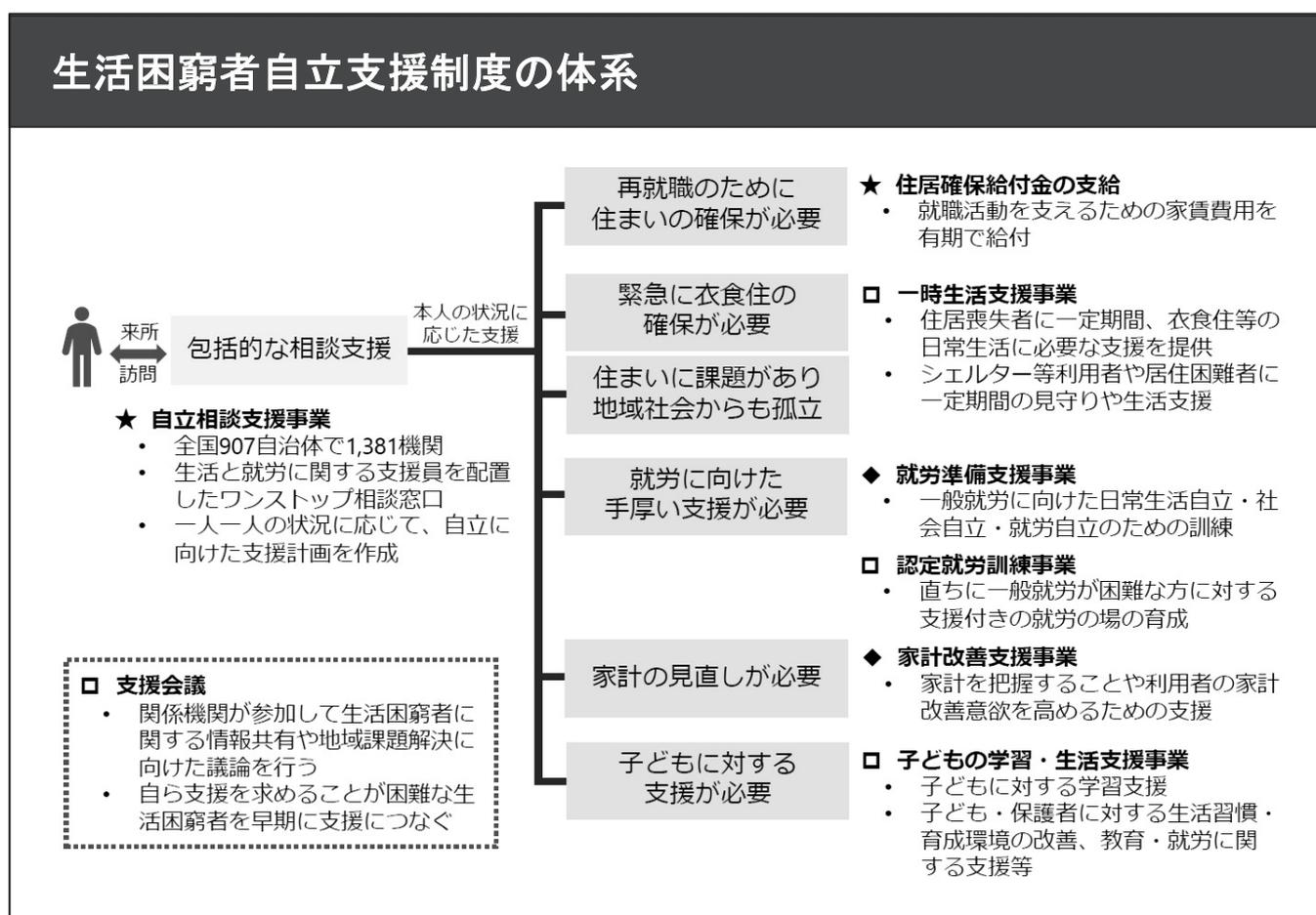
平成27年4月に「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）が施行され、本市では中央人権福祉センターに設置しているパーソナルサポートセンターにおいて、経済的困窮をはじめ、多岐にわたる生活課題への相談に対応してきました。

平成30年10月1日に施行された「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）」では、基本理念・定義の明確化に加え、自立相談支援機関の機能強化、関係機関間の情報共有を行うための「支援会議」の新設などが行われました。

また、令和6年4月24日公布の「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）」では、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、安定的な居住の確保の支援などが規定されました。

これらの改正を受けて、これまで福祉分野で十分に行えていない支援を加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組を推進することとしています。

【資料／生活困窮者自立支援制度の体系】



資料：厚生労働省（一部改訂）

(9) 自死対策の動き

日本の年間自死者数は、平成22年以降減少傾向であり、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りましたが、依然として年間2万人を超える水準で推移しています。さらに、コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、令和2年に増加して以降、横ばい状態です。令和5年の自死者数は21,837人（警察庁自殺統計）であり、男女別にみると、男性は2年連続で増加し、女性の約2.1倍となっており、男性の割合が多い状況が続いています。女性は4年ぶりに減少したものの横ばい、また、小中高生は過去最多の水準が続いています。

自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させることを目指して、令和4年10月に新たな「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。

本市では、令和6年3月に「第2期いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」の一部改正を行い、市民の「生きる支援」に積極的に取り組んでいます。

【資料／自殺総合対策大綱（概要）】

「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

○ 平成18年に自殺対策基本法が成立。
○ 同法に基づく「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定
第3次：平成29年7月25日閣議決定
第2次：平成24年8月28日閣議決定
第1次：平成19年6月8日閣議決定

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている

✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。
(平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下) ※令和2年：16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

1

資料：厚生労働省

(10) 成年後見制度の動き

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の十分でない方を保護し、支援するため、不動産や預貯金などの財産の管理や、身のまわりの世話のための介護サービスの契約などを、本人の利益を考えながら、代理して法律行為などをする制度です。この制度の利用促進を図ることを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）が、平成28年5月に施行されました。

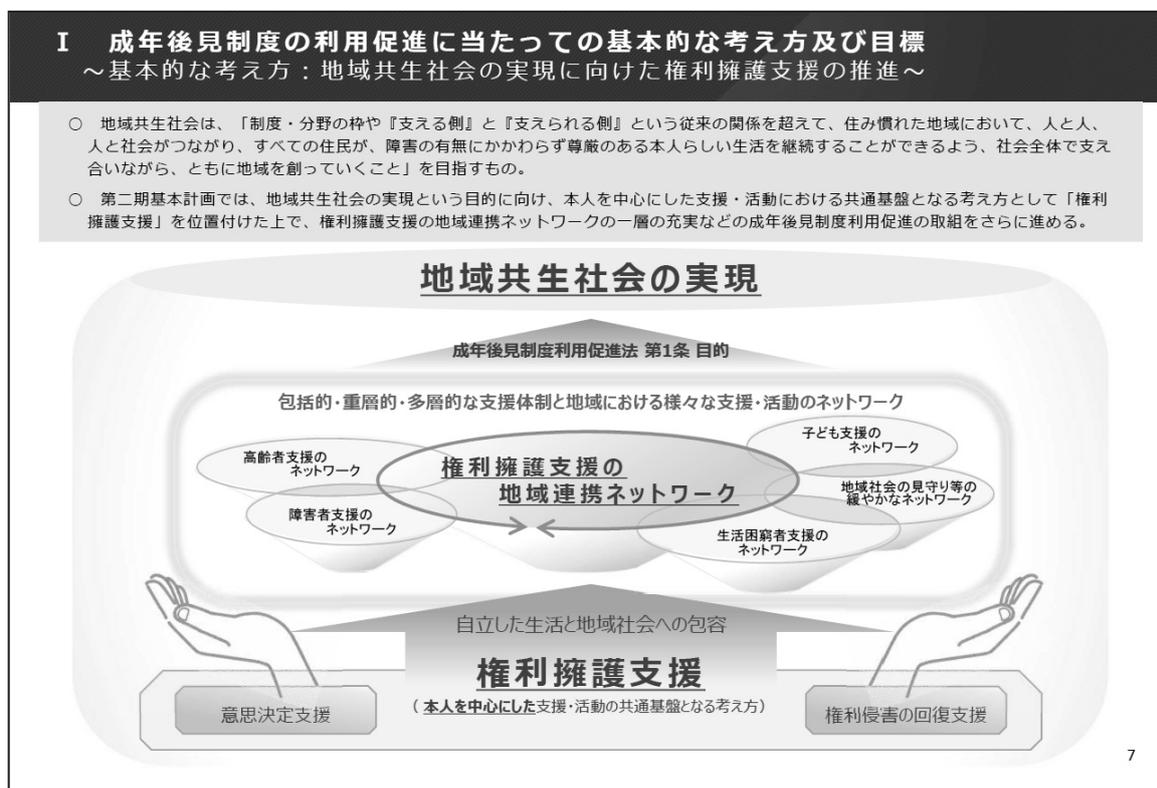
国においては、この法律に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月に策定され、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善などの施策目標が示されました。

また、令和4年3月に閣議決定された「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとなりました。

本市においても、令和2年度から法人後見受任などを行う「とっとり東部権利擁護支援センター」を成年後見制度利用促進基本計画における中核機関として位置付け、運営委託をしています。また、鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」への支援や弁護士等専門職以外の一般市民が、判断能力の低下した本人に代わって財産管理等を行う市民後見人の養成にも取り組んでいます。

また、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画について、「第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」及び「第7期鳥取市障がい福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画」に内包し、策定しました。

【資料／成年後見制度の利用促進の基本的な考え方・目標】



資料：厚生労働省

(11) 再犯防止の動き

全国における刑法犯認知件数は平成14年をピークに年々減少する一方で、検挙人員に占める再犯者の人員の比率は一貫して上昇し続けるなどから、犯罪対策において、再犯を防止することが必要かつ重要であるとされています。

このような中、議員立法により、再犯の防止等の推進に関する法律が成立し、施行されたことを受け、国は、平成29年12月、基本方針と重点分野を示した再犯防止推進計画を閣議決定しました。

さらに、刑事司法手続終了後を含めた“息の長い”支援を実現していく各種取組を加速させるため、令和元年12月、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定しました。

その後、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として、令和5年3月に「第2次再犯防止推進計画」が閣議決定されています。

本市では、令和4年3月に「鳥取市再犯防止推進計画」を「鳥取市第2次地域福祉計画・第4次地域福祉推進計画」に内包させる形で策定し、再犯防止に取り組んでいます。

【国の第2次再犯防止推進計画 基本方針・重点課題等】

第二次再犯防止推進計画 基本方針・重点課題等

計画期間 令和5年度から5カ年

5つの基本方針

第一次計画を踏襲

- ①「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し再犯防止施策を総合的に推進
- ②刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点課題

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

第2章 計画の概要

1 法令上の位置付け

(1) 地域福祉の推進

「社会福祉法」では、第4条において、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、同条第2項で地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求め、また、同条第3項で地域福祉を推進する主体である地域住民等の役割として、地域のあらゆる課題（地域生活課題）の把握とその解決のために行政や社会福祉協議会などの専門機関との連携を求めています。

(2) 地域福祉計画

地域福祉計画は、本市の将来を見据えた地域福祉の在り方や、地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定める総合的な計画であり、福祉及び保健分野の個別計画を横断的につなぐ計画です。

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

社会福祉法（抜粋）

(3) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、「住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」が相互に協力・連携して、地域福祉の推進を目的とする実践的な行動計画として、具体的な取組が明示されたもので、福祉活動を行う地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画として策定します。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第 109 条で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が中心となって策定します。

また、地域住民や福祉活動の担い手の個別的な状況にも配慮するとともに、制度的に未着手の分野にも先駆的・開拓的に事業展開し、住民の主体的な福祉活動やコミュニティづくり活動の推進、そのための人材育成などが特徴となっています。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法（抜粋）

(4) 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ*等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、これらの5つの事業を一体的に実施するものです。（社会福祉法第106条の4）

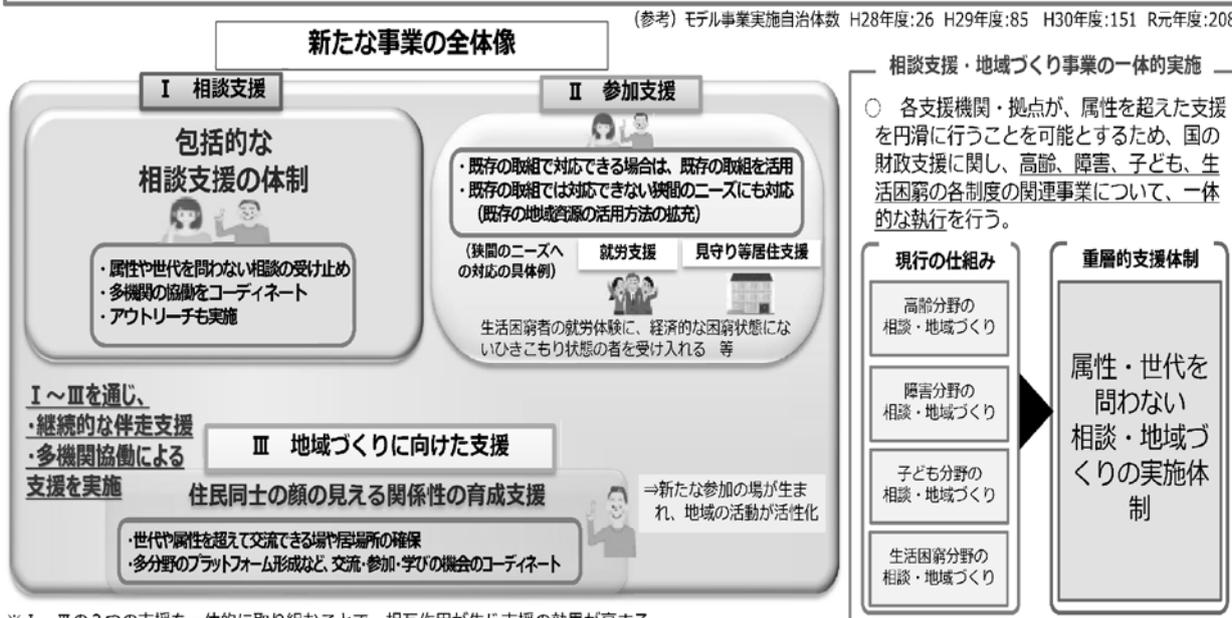
【資料／地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援】

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は**必須**
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

資料:厚生労働省

※【アウトリーチ】本来「手を伸ばす」「手を差し伸べる」という意味で、福祉サービスを利用することに否定的である人や、接近が難しい人などに対して、支援者の方から積極的に出向いていく援助方法。

重層的支援体制整備事業	相談支援	①包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ●支援機関のネットワークで対応する ●複雑化・複合化課題は適切な多機関協働事業につなぐ
		②多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村全体で包括的な支援体制を構築する ●重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ●支援関係機関の役割分担を図る
		③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●支援が届いていない人に支援を届ける ●各種機関等とのネットワークや住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける ●本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
	参加支援	④参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●社会とのつながりを作るための支援を行う ●利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う ●本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
	地域づくりに向けた支援	⑤地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ●世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ●交流・参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ●地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

世代や属性を
問わず
断らない

包括的
支援体制
の構築

【資料／重層的支援体制整備事業について】

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援 ①包括的相談支援事業	【介護】地域包括支援センターの運営 【障害】障害者相談支援事業 【子ども】利用者支援事業 【困窮】自立相談支援事業
	ロ		
	ハ		
	ニ		
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	④参加支援事業	
第3号	イ	⑤地域づくり事業 地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業） 【介護】生活支援体制整備事業 【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業
	ロ		
	ハ		
	ニ		
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	②多機関協働事業	
第6号	支援プランの作成（※）		

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

資料：厚生労働省（一部加筆）

(重層的支援体制整備事業)

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

- 3 市町村は、重層的支援体制整備事業（前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。
- 4 市町村は、第二項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

社会福祉法 （抜粋）

（５）重層的支援体制整備事業実施計画

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（重層的支援体制整備事業実施計画）を策定するよう努めるものとされています。（社会福祉法第106条の5）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

社会福祉法 （抜粋）

(6) 地方再犯防止推進計画

地方公共団体は、再犯の防止等の推進に関する法律において、地方の実情に応じた施策の策定及び実施の責務が明示されるとともに、再犯防止推進計画を勘案して、その地方公共団体における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）を定めるよう努めなければならないこととされています。（再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項）

（地方再犯防止推進計画）

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

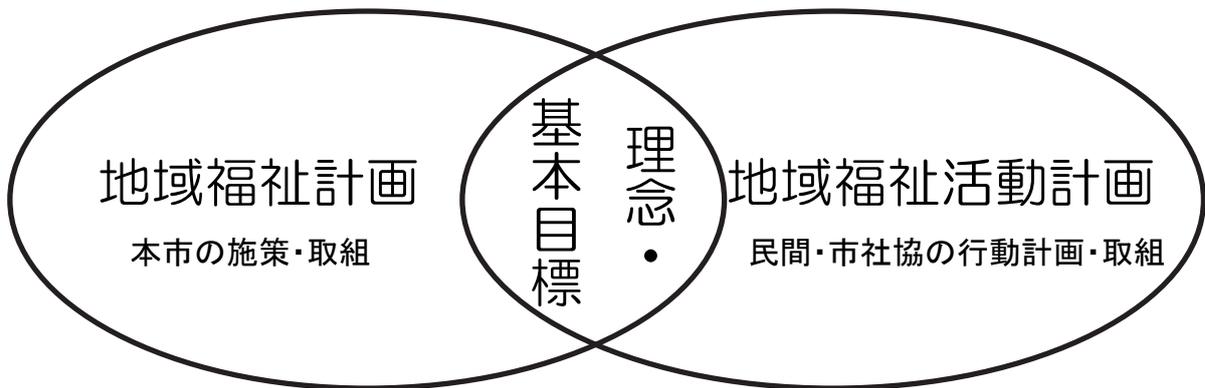
再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

2 計画の策定に関して

(1) 一体的な策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、共に地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要不可欠となっています。

本市及び市社協では、両計画の策定過程の共通化と取組の協働を図るとともに、本市の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、一体的に策定します。

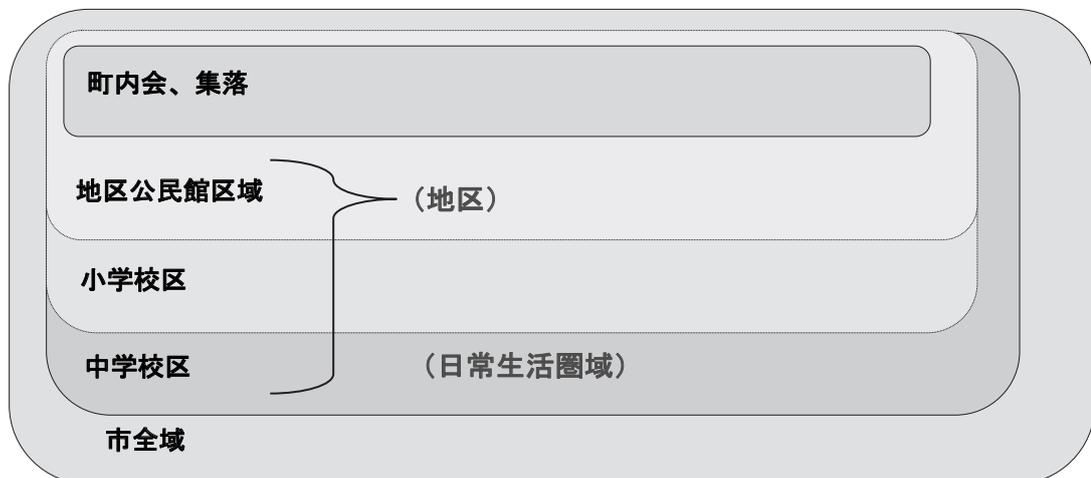


(2) 計画における圏域のとらえ方

地域福祉の施策や取組を展開する「圏域」の範囲は、取組や地域により様々な形態が考えられますが、本計画における「圏域」の範囲は、市民生活に最も身近な範囲と言える「町内会（自治会）、集落」、またこれらが集まった「地区」（おおむね地区公民館区域）など、実施する活動内容などにより、柔軟な考え方が必要となります。

本計画では、地域の課題への取組について、その内容や地域の実情に合わせ、最も効果的な範囲において柔軟に取り組んでいくこととしています。

【圏域のとらえ方のイメージ】



(3) 計画の位置付け

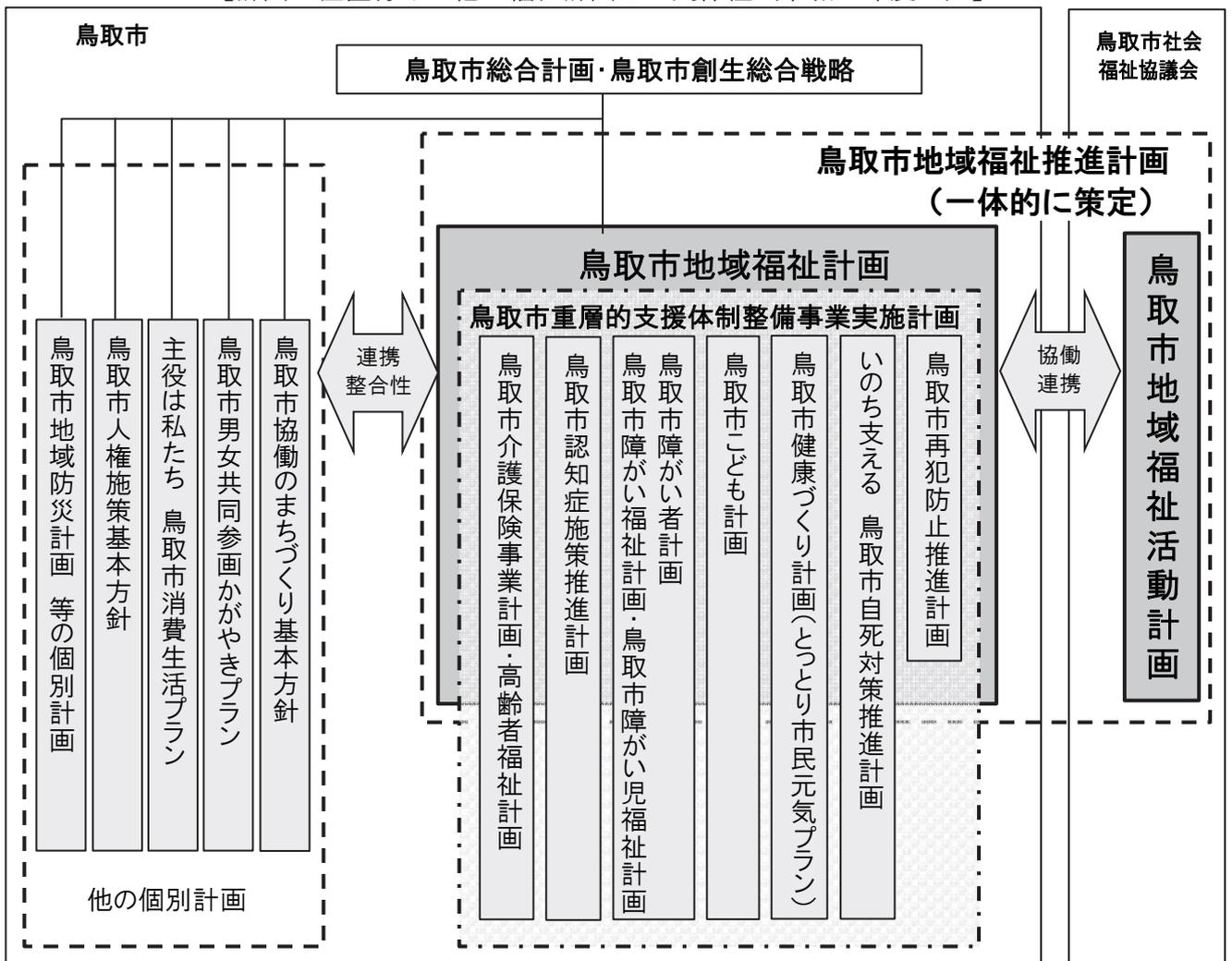
本計画は、国や県の考え方及び本市の「鳥取市総合計画」を踏まえ、他の部門計画との整合に配慮し、計画の推進に当たっては、新たな課題や環境の変化に柔軟に対応することとします。

このため、「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「鳥取市認知症施策推進計画」「鳥取市障がい者計画及び鳥取市障がい福祉計画・鳥取市障がい児福祉計画」「鳥取市こども計画」「鳥取市健康づくり計画（とっとり市民元気プラン）」「いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」との整合を図るとともに、「地域福祉計画」と各個別計画の対象分野が重なる部分については、個別計画の施策をもって「地域福祉計画」の一部とみなします。

なお、防災、人権、男女共同参画などの他の個別計画と連携を図るとともに、福祉及び保健分野の個別計画の策定や見直しにおいては、「地域福祉計画」の理念や目標に照らして行うこととします。

また、地域福祉課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するために策定する「鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画」と、再犯の防止等に関する様々な施策を展開するために策定する「鳥取市再犯防止推進計画」を「地域福祉計画」に内包します。

【計画の位置付け・他の福祉計画との関係性（令和7年度～）】



(4) 計画の期間

今回策定する地域福祉計画は、介護保険事業計画・高齢者福祉計画などの他の福祉関係の行政計画の計画期間等を踏まえ、令和7年度から令和12年度までの6年間の計画として策定しています。また、計画の進捗状況や地域福祉をめぐる社会情勢の変化等を把握して、成果を検証しながら、必要に応じて柔軟に見直すこととします。

【関係計画の計画期間（令和元～12年度）】

計画名	1 (2019) 年度	2 (2020) 年度	3 (2021) 年度	4 (2022) 年度	5 (2023) 年度	6 (2024) 年度	7 (2025) 年度	8 (2026) 年度	9 (2027) 年度	10 (2028) 年度	11 (2029) 年度	12 (2030) 年度
鳥取市総合計画	第11次基本構想 (令和3～12年度)											
							第12次基本構想 (令和8～17年度予定)					
	第11次基本計画 (令和3～7年度)						第12次基本計画 (令和8～12年度予定)					
鳥取市創生総合戦略	第2期戦略 (令和3～7年度)						第3期戦略 (令和8～12年度予定)					
鳥取市地域福祉計画 鳥取市地域福祉活動計画 (市社協)	鳥取市地域福祉推進計画 (第2次鳥取市地域福祉計画・ 第4次鳥取市地域福祉活動計画) (令和元～6年度)						鳥取市地域福祉推進計画 (第3次鳥取市地域福祉計画・ 第5次鳥取市地域福祉活動計画) (令和7年度～12年度)					
鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画	計画 (令和4～6年度)						計画 令和7年度～12年度					
鳥取市再犯防止推進計画	計画 (令和4～6年度)						計画 令和7年度～12年度					
鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画	第7期計画 (平成30～ 令和2年度)	第8期計画 (令和3～5年度)			第9期計画 (令和6～8年度)			第10期計画 (令和9～11年度)				
鳥取市認知症施策推進計画							令和7年度～11年度					
鳥取市障がい者計画 鳥取市障がい福祉計画 鳥取市障がい児福祉計画	基本計画 (平成27～令和5年度)						基本計画 (令和6～14年度)					
	第5期計画 (平成30～ 令和2年度)	第6期計画 (令和3～5年度)			第7期計画 (令和6～8年度)			第8期計画 (令和9～11年度)				
	第1期計画 (平成30～ 令和2年度)	第2期計画 (令和3～5年度)			第3期計画 (令和6～8年度)			第4期計画 (令和9～11年度)				
鳥取市子どもの未来応援計画	計画 (平成29～令和3年度)		計画 (令和4～6年度)				鳥取市こども計画 令和7年度～11年度					
鳥取市子ども・子育て支援事業計画	第2期計画 (令和2～6年度)											
若者計画												
鳥取市健康づくり計画(とっとり市民元気プラン)	第3期計画 (平成28～ 令和2年度)	第4期計画 (令和3～7年度)					令和8年度～					
いのち支える鳥取市自死対策推進計画	第1期計画 (令和元～ 2年度)	第2期計画 (令和3～7年度)					令和8年度～					

(5) 計画の策定方法

ア 鳥取市地域福祉推進委員会・地域福祉活動計画作成委員会等における審議

計画の策定に当たっては、アンケート調査を通じて市民の意見等を把握するとともに、学識経験者・各種団体や組織の関係者、公募住民などから構成される「鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」において、専門的見地から意見をいただきました。

庁内においては、関係各課で内容についての協議を行いました。また、市民政策コメント（市民意見公募）を実施しました。

イ アンケート調査の実施

市民の地域福祉に関する意識や現状等を把握して今後の施策に生かすとともに、結果を本計画に反映するための基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

調査の名称	鳥取市地域福祉の推進に関する住民意識調査
調査対象者	18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）
調査数	2,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	令和5年11月
有効回収数	1,291件
有効回収率	51.6%

ウ 団体ヒアリング調査の実施

地域福祉関係団体等における地域福祉の実情や問題点、課題や市民ニーズ等を把握し、施策の実施に向けた考え方を得ることを目的として、関係団体に対し聞き取りを行いました。

調査の対象	地域福祉関係団体及び行政関係の関連部署 （地域活動団体、高齢者福祉活動団体、障がい者福祉活動団体、子育て支援団体、当事者の団体など、幅広い分野から聞き取り）
調査数	22団体
調査時期	令和6年6月～8月

第3章 本市を取り巻く現状

1 人口・世帯の状況

(1) 総人口及び地域別人口

本市の住民基本台帳人口は、令和6年3月末日現在 180,123 人であり、令和3年から約 5,000 人の減少となっており、近年、人口の減少が進行しています。

また、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、令和3年の 2.29 人から令和6年で 2.20 人となっており、本市でも小家族化傾向がうかがえます。

地域別でみると、人口は鳥取地域が最も多く約 142,000 人、世帯数は約 65,600 世帯となっています。世帯人員は、鳥取地域が 2.16 人と最も少なく、南部地域では 2.42 人と多くなっています。

人口を令和3年から令和6年までの推移でみると、全域で減少している一方、世帯数は、鳥取地域及び東部地域で増加しています。

【人口・世帯数の推移】

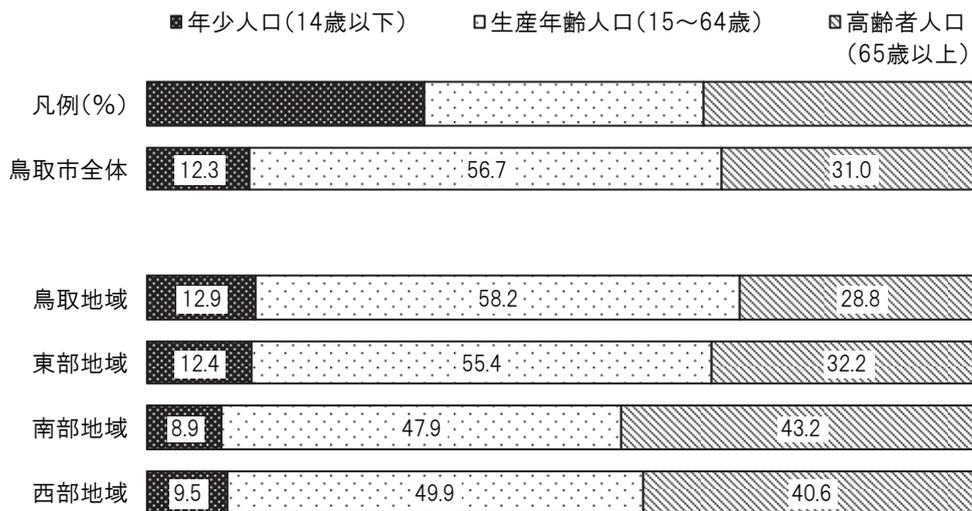
	令和3年			令和6年			人口 増減率 (%)	世帯数 増減率 (%)
	人口	世帯数	世帯人員	人口	世帯数	世帯人員		
鳥取市全体	185,157	80,802	2.29	180,123	81,756	2.20	-2.7	1.2
鳥取地域	144,966	64,643	2.24	142,058	65,660	2.16	-2.0	1.6
旧鳥取市	144,966	64,643	2.24	142,058	65,660	2.16	-2.0	1.6
東部地域	11,147	4,463	2.50	10,651	4,475	2.38	-4.4	0.3
旧国府町	8,313	3,413	2.44	7,997	3,426	2.33	-3.8	0.4
旧福部村	2,834	1,050	2.70	2,654	1,049	2.53	-6.4	-0.1
南部地域	11,578	4,551	2.54	10,956	4,526	2.42	-5.4	-0.5
旧河原町	6,517	2,479	2.63	6,271	2,494	2.51	-3.8	0.6
旧用瀬町	3,329	1,320	2.52	3,140	1,306	2.40	-5.7	-1.1
旧佐治村	1,732	752	2.30	1,545	726	2.13	-10.8	-3.5
西部地域	17,466	7,145	2.44	16,458	7,095	2.32	-5.8	-0.7
旧気高町	8,365	3,334	2.51	7,956	3,337	2.38	-4.9	0.1
旧鹿野町	3,510	1,436	2.44	3,342	1,443	2.32	-4.8	0.5
旧青谷町	5,591	2,375	2.35	5,160	2,315	2.23	-7.7	-2.5

注：増減率は、令和3年を基準とした場合の令和6年の割合を示す。
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)(外国人を含む。)

(2) 年齢別人口

本市の年齢別人口構成をみると、令和6年では年少人口（14歳以下）の割合が12.3%、生産年齢人口（15～64歳）が56.7%、高齢者人口（65歳以上）が31.0%となっています。また、南部地域及び西部地域では、他の地域に比べて年少人口が少なく高齢者人口が多い、少子高齢化の進行がうかがえます。

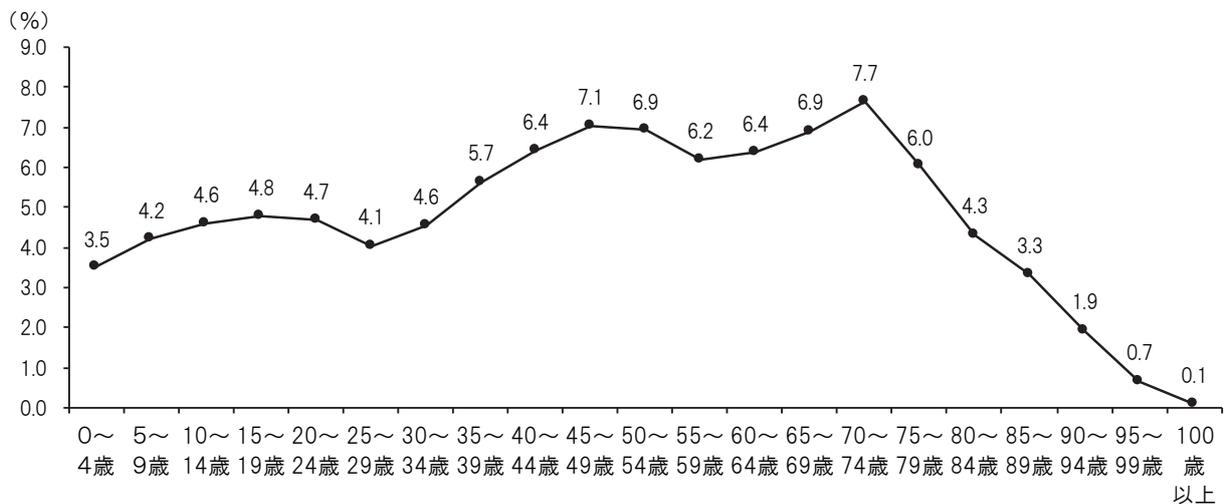
【年齢3区分別人口構成比】



資料:住民基本台帳(令和6年3月末現在)(外国人を含む。)

年齢を5歳階級別でみると、70歳代前半のいわゆる「団塊の世代」が多くなっており、次いで40歳代後半のいわゆる「団塊ジュニア世代」が多くなっています。

【年齢5歳階級別人口(鳥取市全体)】

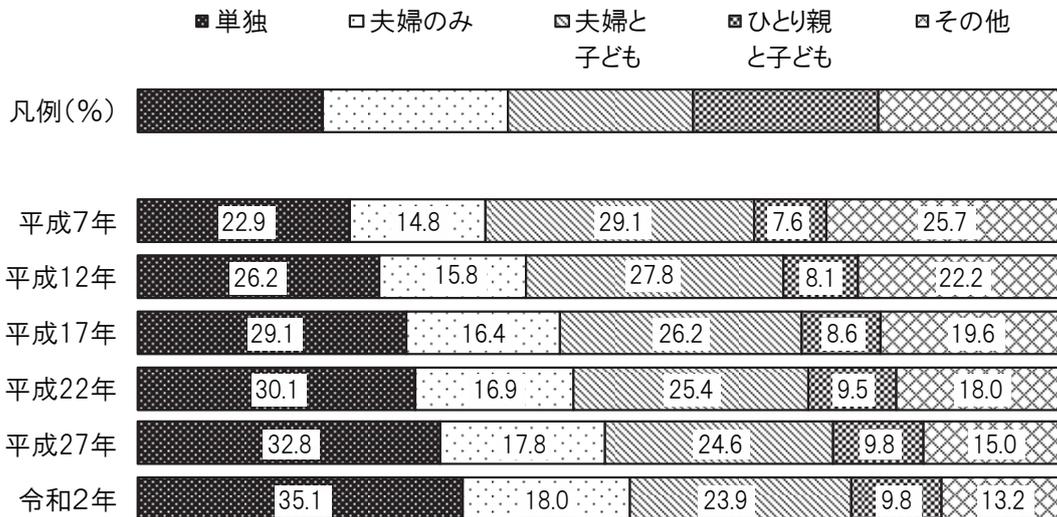


資料:住民基本台帳(令和6年3月末現在)(外国人を含む。)

(3) 世帯類型別構成比

世帯構成について、平成7年から令和2年までの推移で見ると、「単独」や「夫婦のみ」は増加傾向にあります。一方、「夫婦と子ども」は減少傾向にあります。また、「ひとり親と子ども」は緩やかに増加しています。

【世帯類型別構成比】

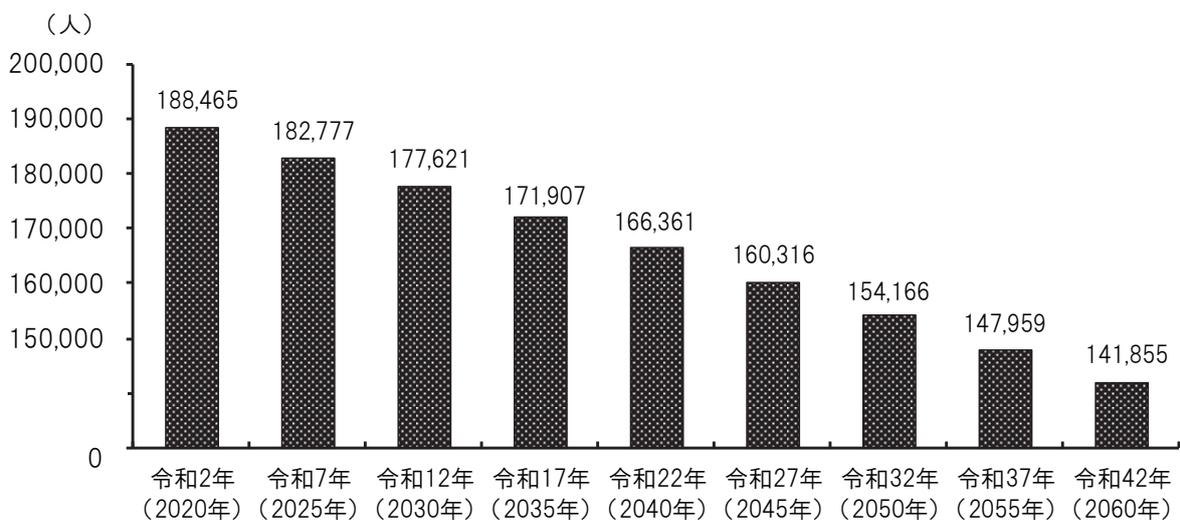


資料:国勢調査

(4) 総人口の将来展望

本市の人口動向については、減少で推移すると見込んでおり、団塊ジュニア世代が70歳代となる令和27年(2045年)には、令和2年(2020年)に比べ約28,100人減少すると見込んでいます。

【鳥取市人口の将来展望】



資料:令和2年は国勢調査

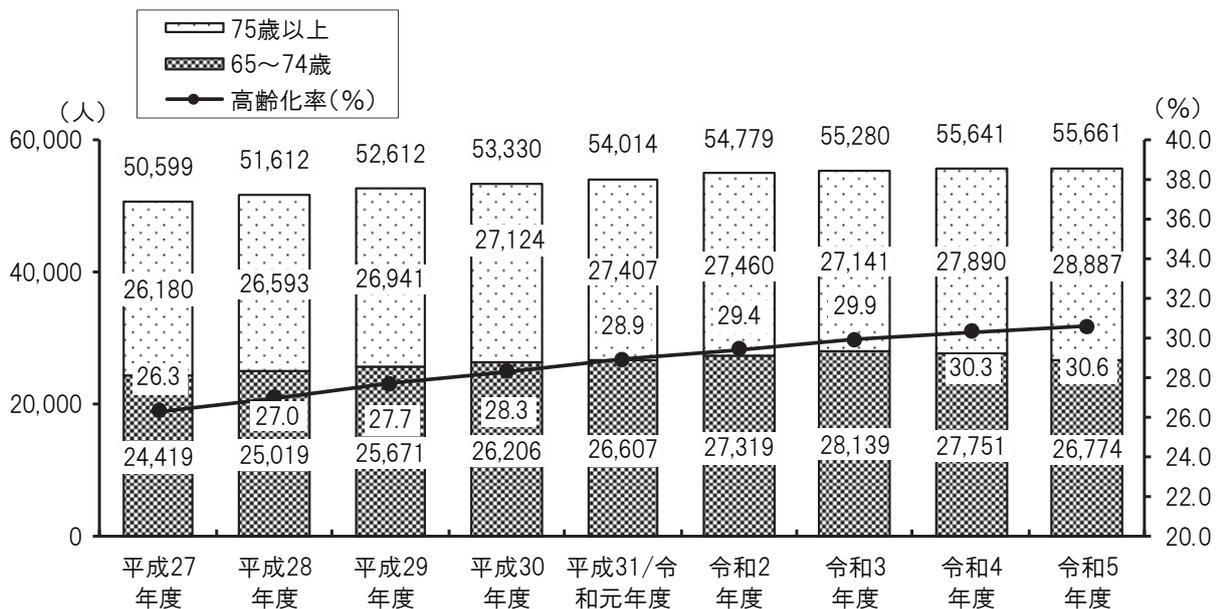
令和7年以降「鳥取市人口ビジョン(2021年改定)」の人口の将来展望

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口をみると、令和5年度は55,661人、高齢化率は30.6%で、近年は緩やかな増加で推移しています。そのうち、75歳以上（後期高齢者）の割合は、65～74歳（前期高齢者）をやや上回っていますが、おおむね二分されています。また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）度では高齢者人口がピークに達し、高齢化率は35.6%になると予測されています。

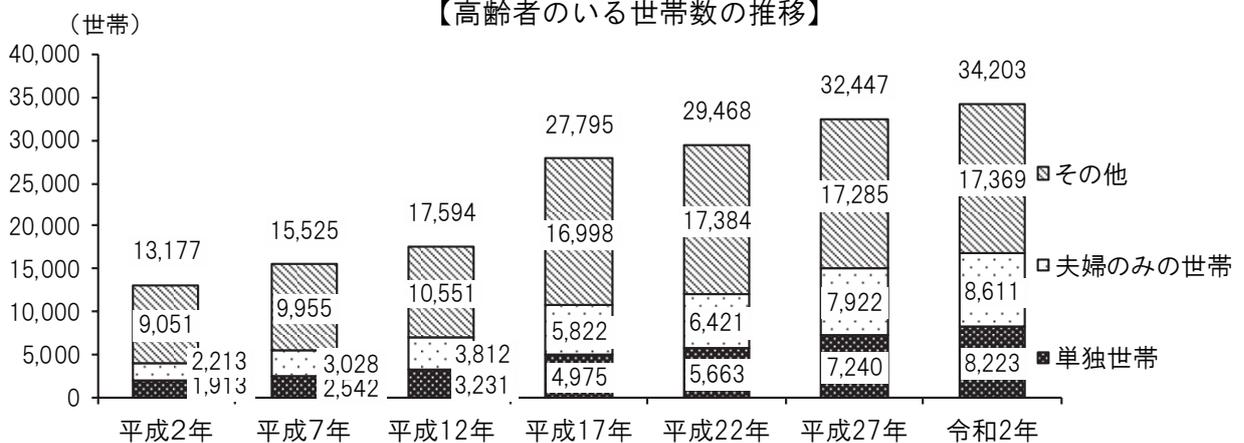
【高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳(9月末現在)

高齢者のいる世帯数をみると、令和2年で34,203世帯となっており、近年は増加で推移し、特に単独世帯が増加しています。

【高齢者のいる世帯数の推移】

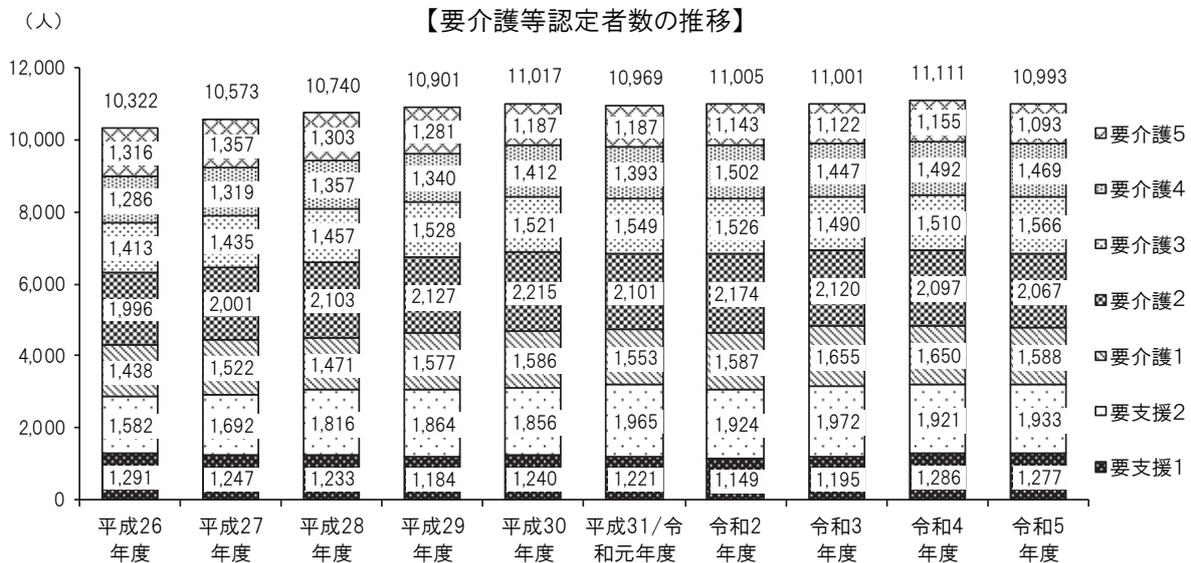


資料：国勢調査

(2) 要介護等認定者数の推移

介護保険の対象者となる、要支援・要介護認定者数の推移をみると、認定者の総数は、令和5年度で10,993人となっており、近年は大きな増減はなく推移しています。

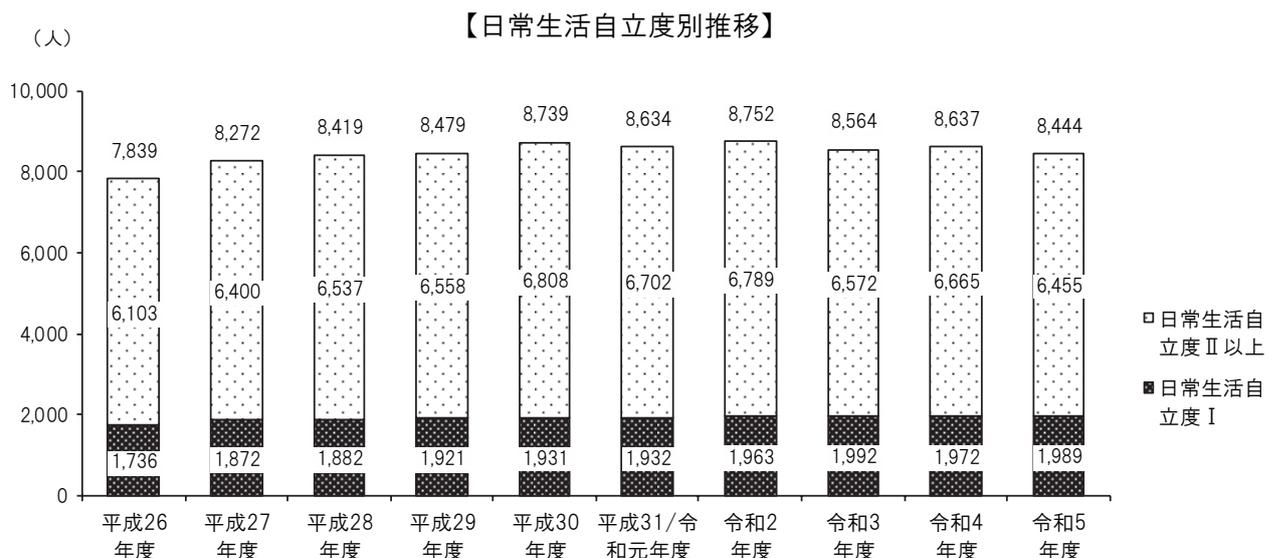
要介護度別でみると、要介護2が最も多く、次いで要支援2の順となっています。



資料：介護保険事業状況報告(各年9月末現在)

(3) 認知機能が低下した人の状況

日常生活自立度別にみると、令和5年度は、日常生活自立度Ⅰが1,989人、日常生活自立度Ⅱ以上が6,455人となっており、近年は大きな増減はなく推移しています。



※日常生活自立度Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭及び社会的にほぼ自立している。

日常生活自立度Ⅱ：日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。

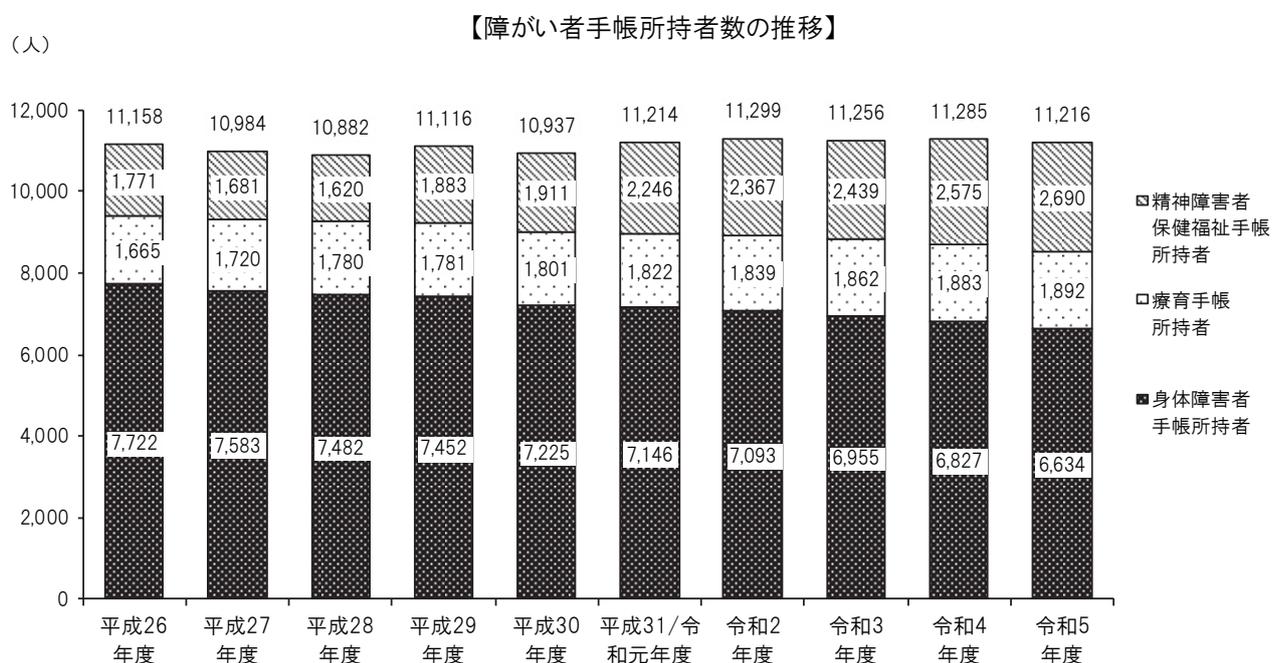
資料：介護保険システム(MCWEL)の出力情報を基に集計した「日常生活圏域別高齢者等情報調査(各年9月末現在)」の実績値。

3 障がい者等の状況

(1) 障がい者手帳所持者数の推移

障がい者手帳所持者数は、令和5年度において11,216人となっており、近年は緩やかな増減を繰り返しながら推移しています。

手帳の種類別で見ると、令和5年度では「身体障害者手帳所持者数」が6,634人と最も多く、全体の約6割(59.1%)を占めています。「療育手帳所持者数」は1,892人(全体に占める構成比16.9%)、「精神障害者保健福祉手帳所持者数」は2,690人(同24.0%)となっており、平成26年度からの推移では、「身体障害者手帳所持者数」は減少しているものの、「療育手帳所持者数」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者数」が増加しています。



資料：障がい福祉課(各年4月1日現在)

(2) 自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療費（精神通院）受給者数は、令和 5 年度において 3,698 人となっており、平成 27 年度に比べ約 1.4 倍に増加しています。

【自立支援医療費（精神通院）受給者数の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 / 令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立支援医療 費(精神通院) 受給者数	2,548	3,041	3,236	3,171	3,091	2,926	3,693	3,671	3,698

資料：障がい福祉課（各年4月1日現在）

(3) 難病患者の推移

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は、令和 5 年度において 1,578 人となっており、近年は増加傾向になっています。また、小児慢性特定疾患認定患者数は、令和 5 年度において 208 人となっており、近年は増加傾向になっています。

【難病患者の推移】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 / 令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特定医療費(指 定難病)受給者 証所持者数	1,228	1,341	1,383	1,258	1,278	1,362	1,532	1,564	1,578
小児慢性特定疾 患認定患者数	165	170	175	161	167	173	196	184	208

資料：特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 保健医療課（各年4月1日現在）

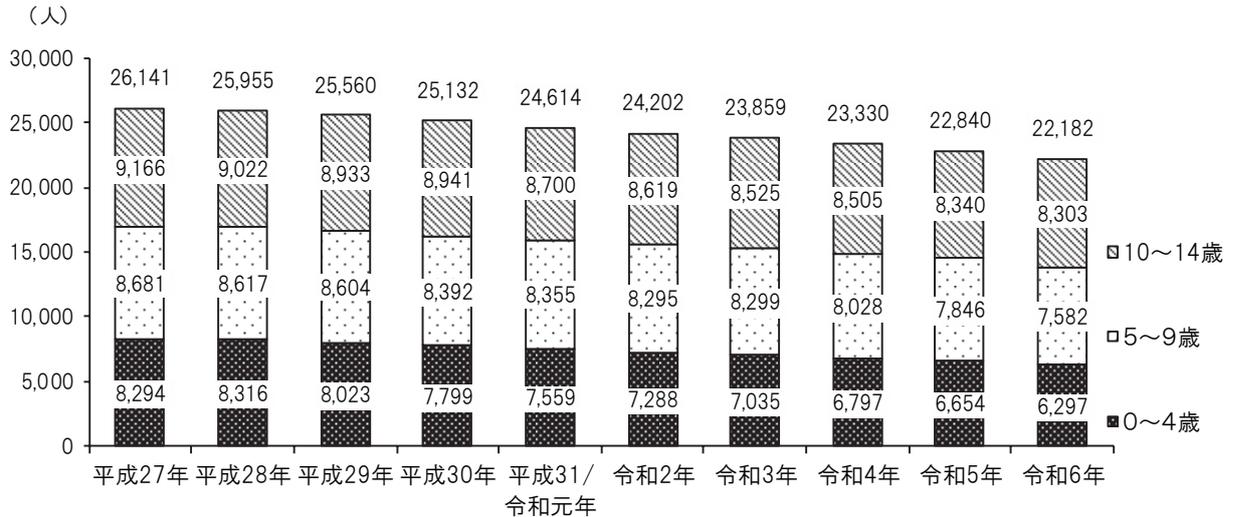
小児慢性特定疾患認定患者数 こども未来課（各年4月1日現在）

4 子どもの状況

(1) 子どもの人口

本市における年少人口は、緩やかな減少で推移しており、令和6年3月末日現在では22,182人となっています。平成27年に比べ約4,000人の減少となっており、特に0～4歳の年齢層で減少が目立っています。

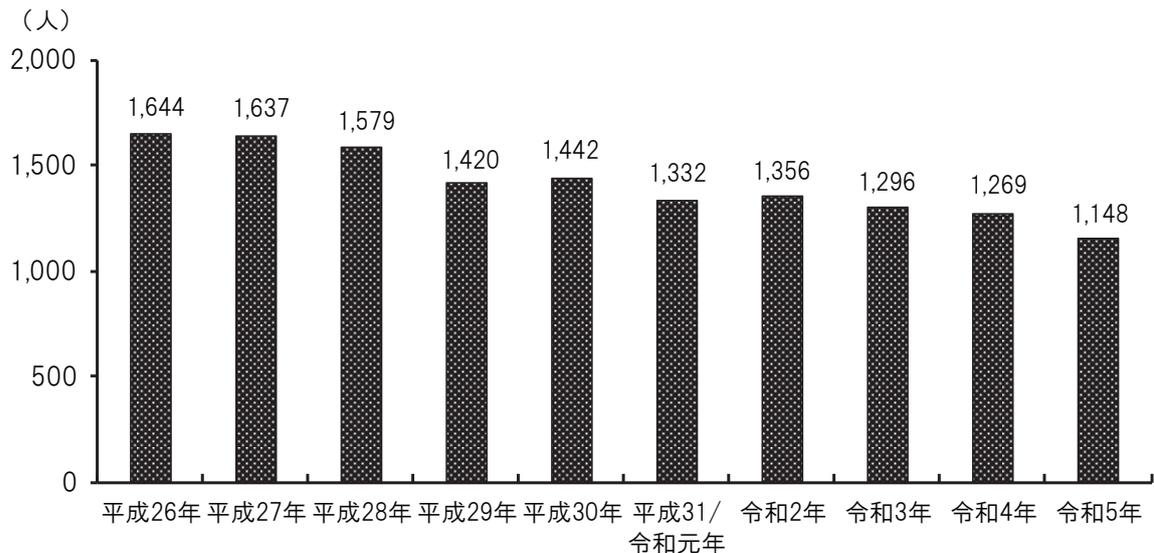
【子どもの人口推移】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在・外国人を含む）

年間出生数は、減少傾向にあり、令和5年度では1,148人となり減少が加速しています。

【年間出生数の推移】

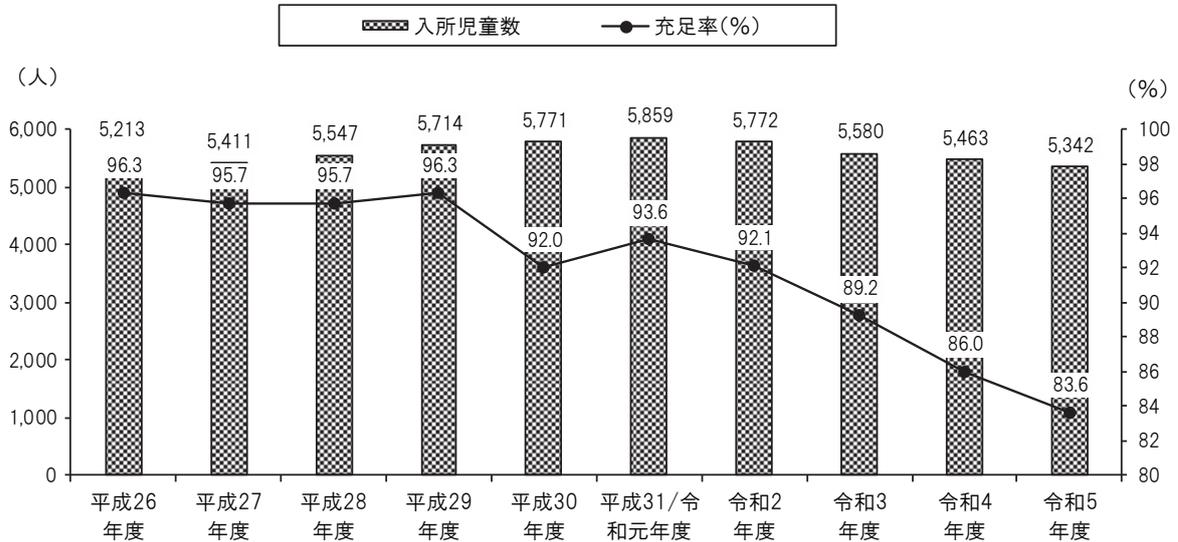


資料：鳥取県人口移動調査

(2) 保育園等入所状況*

本市の保育園等入所児童数については、近年は緩やかな減少で推移しており、令和5年度は5,342人となっています。また、充足率は、減少傾向で推移しています。

【保育園等入所児童数の推移】



資料: 幼児保育課(各年4月1日現在)

*認定こども園、小規模保育事業所を含む。

(3) 小・中・義務教育学校児童生徒数の状況*

本市には、小学校が39校設置され、児童数は8,456人となっています。中学校は13校設置され、生徒数は4,240人となっています。義務教育学校は4校設置され、児童生徒数は744人となっています。

【小・中・義務教育学校児童生徒数】

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生 (7年生)	2年生 (8年生)	3年生 (9年生)	合計	学校数 (校)
小学校児童数(人)	1,260	1,341	1,482	1,441	1,493	1,439				8,456	39
中学校生徒数(人)							1,489	1,359	1,392	4,240	13
義務教育学校児童生徒数(人)	86	76	75	85	80	103	80	69	90	744	4

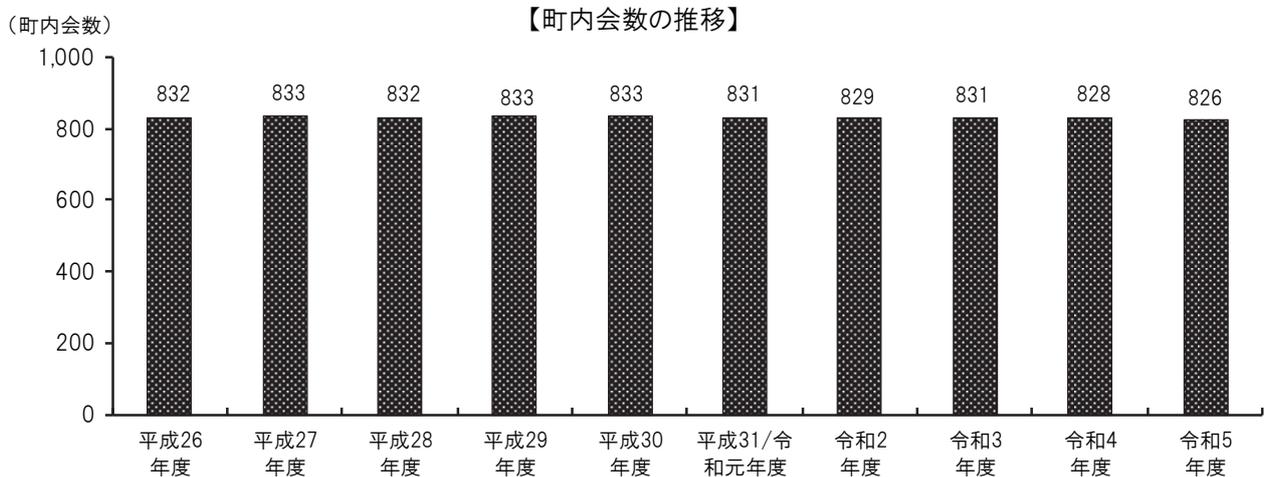
資料: 学校教育課(令和6年4月1日現在)

*国立学校及び私立学校の児童生徒数は除く。

5 地域の状況

(1) 町内会数の推移

鳥取市自治連合会加入の町内会数は、大きな変動なく推移しており、令和5年度は 826 町内会が組織されています。

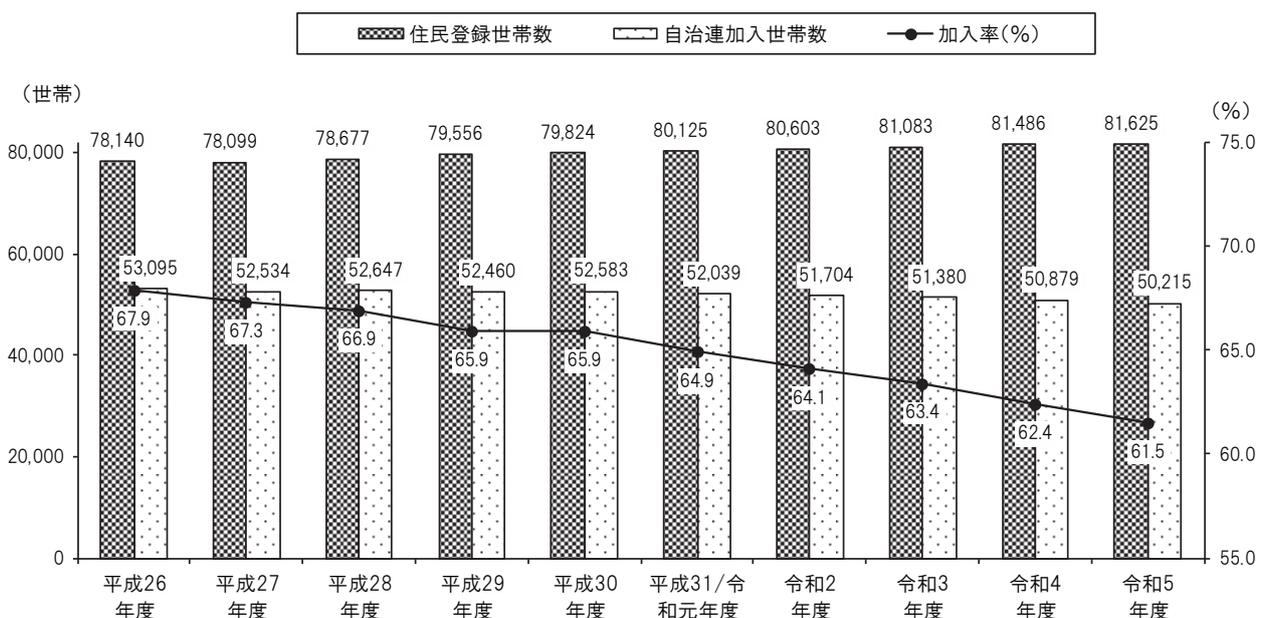


資料:協働推進課(各年4月末現在)

(2) 加入世帯数の推移

本市の住民登録世帯数をみると、緩やかな増加で推移しており、令和5年度で 81,625 世帯と、平成 26 年度から約 3,400 世帯増加しています。一方、鳥取市自治連合会加入の世帯数は、令和 5 年度で 50,215 世帯と減少傾向にあり、加入率は 61.5%となっています。

【自治連加入世帯数の推移】

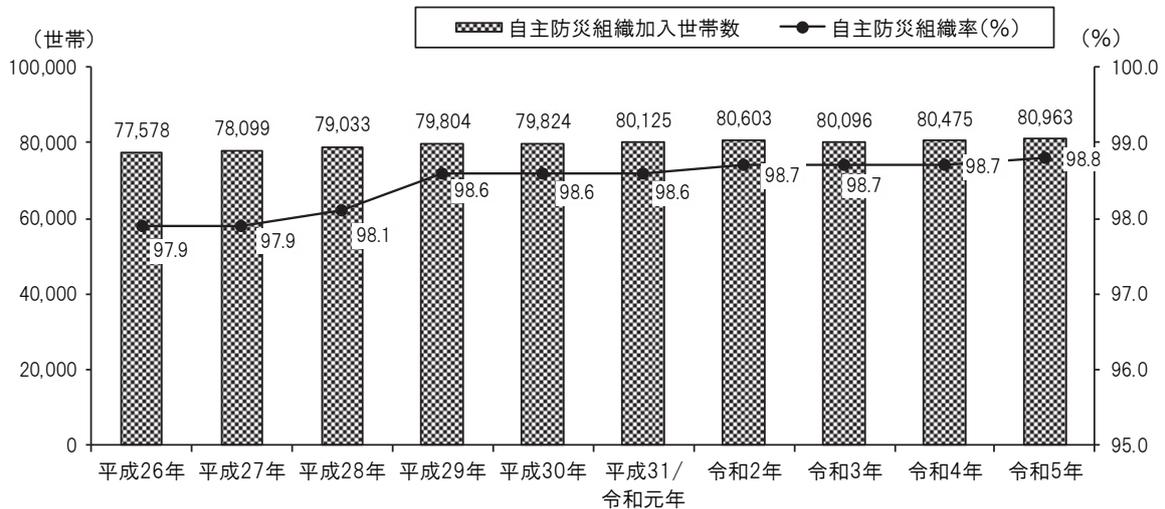


資料:協働推進課(各年4月末現在)

(3) 自主防災組織加入世帯数の推移

自主防災組織加入世帯数については、緩やかな増加で推移しており、令和5年は80,963世帯となっています。また、自主防災組織率も微増しており、令和5年は98.8%となっています。

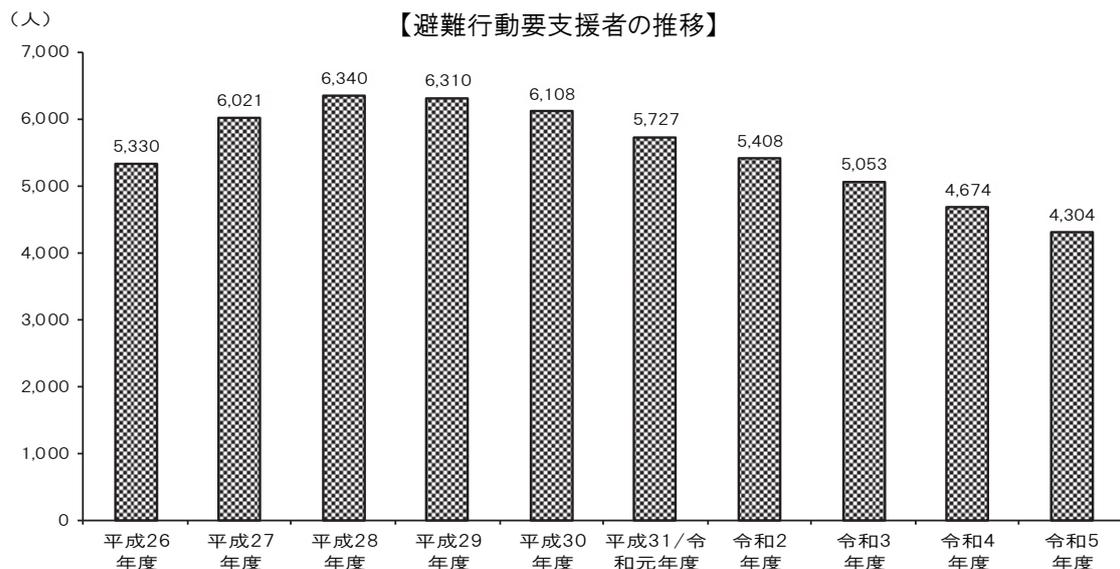
【自主防災組織加入世帯数の推移】



資料:危機管理課(各年3月末現在)

(4) 避難行動要支援者登録状況

本市の避難行動要支援者支援制度の登録者(個別避難計画作成者)数は、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の提供を平成27年度から全地区に行ったことから増加したものの、近年は減少傾向にあり、令和5年度では4,304人となっています。



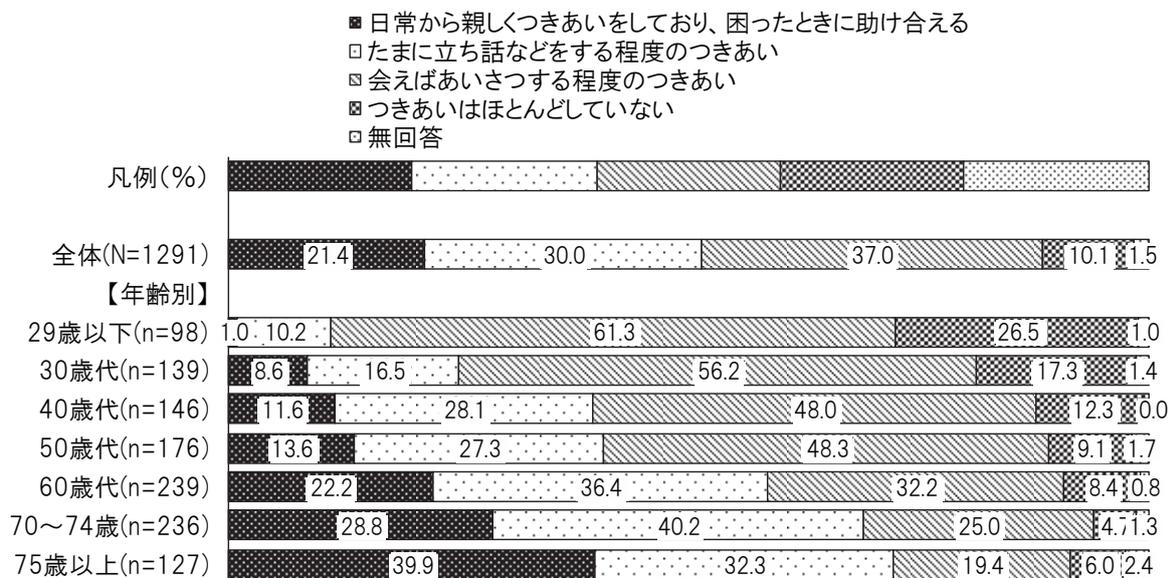
資料:地域福祉課(各年度3月末現在)

※【避難行動要支援者支援制度】災害時に自力で避難することが困難な方が、住民相互の助け合いにより、安全に避難ができるようにするための制度。

(5) 近所付き合いの状況について

近所付き合いの程度については、2割以上（21.4%）が『日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える』と回答しています。一方、「たまに立ち話をする程度」は30.0%、「会えばあいさつをする程度」は37.0%、「つきあいはほとんどしていない」は10.1%となっています。特に、若い年齢層ほど「つきあいはほとんどしていない」が増える傾向にあります。

【近所付き合いの状況】

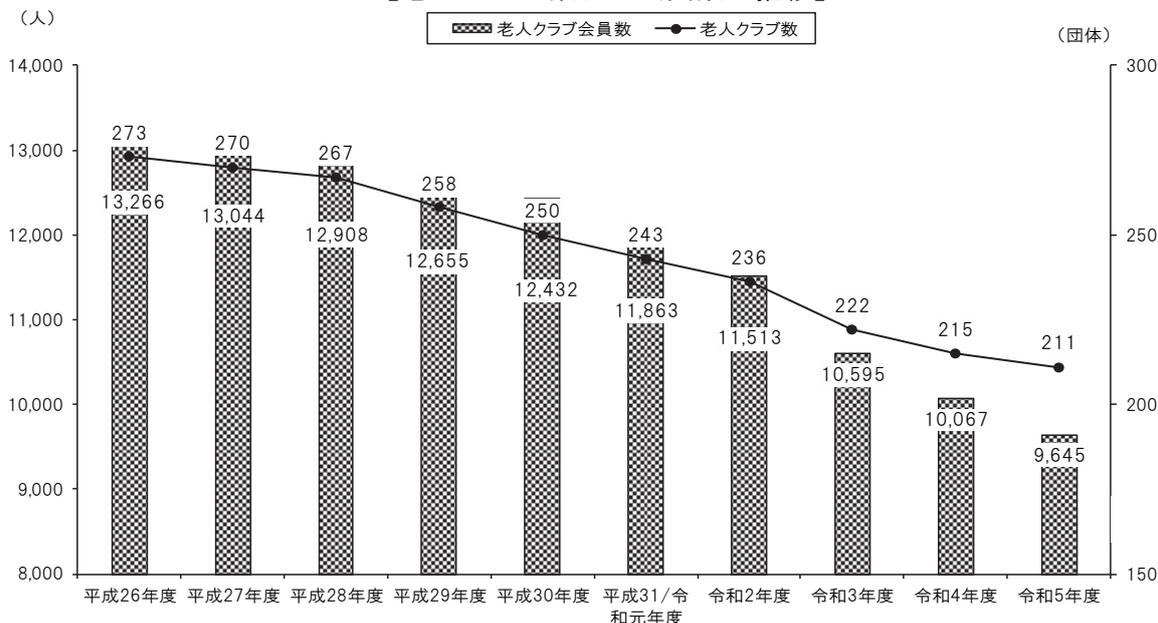


資料：鳥取市の地域福祉の推進に関する住民意識調査(令和5年度調査)

(6) 老人クラブ数及び会員数の推移

本市の老人クラブ数、近年緩やかな減少で推移しており、令和5年度のクラブ数は211団体となっています。会員数は令和3年度より減少率が増加し、令和5年度の会員数は9,645人となっています。

【老人クラブ数及び会員数の推移】

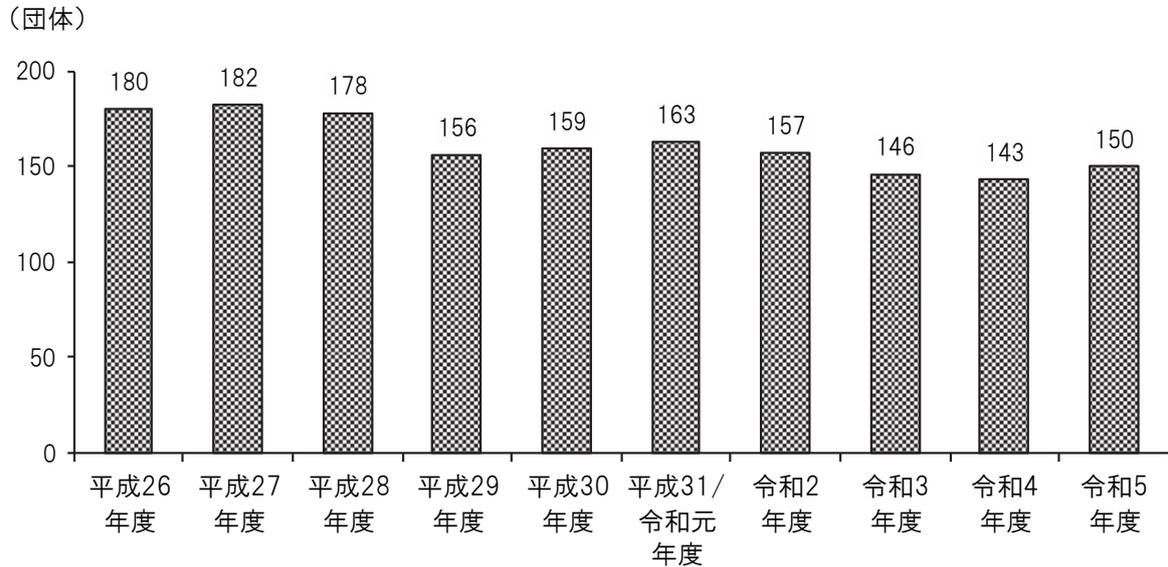


資料：長寿社会課

(7) 市民活動拠点アクティブとっりの登録団体の推移

市民活動拠点アクティブとっりの登録団体については、平成29年度に156団体へ減少した後大きな変動なく推移しており、令和5年度は150団体となっています。

【市民活動拠点アクティブとっりの登録団体の推移】

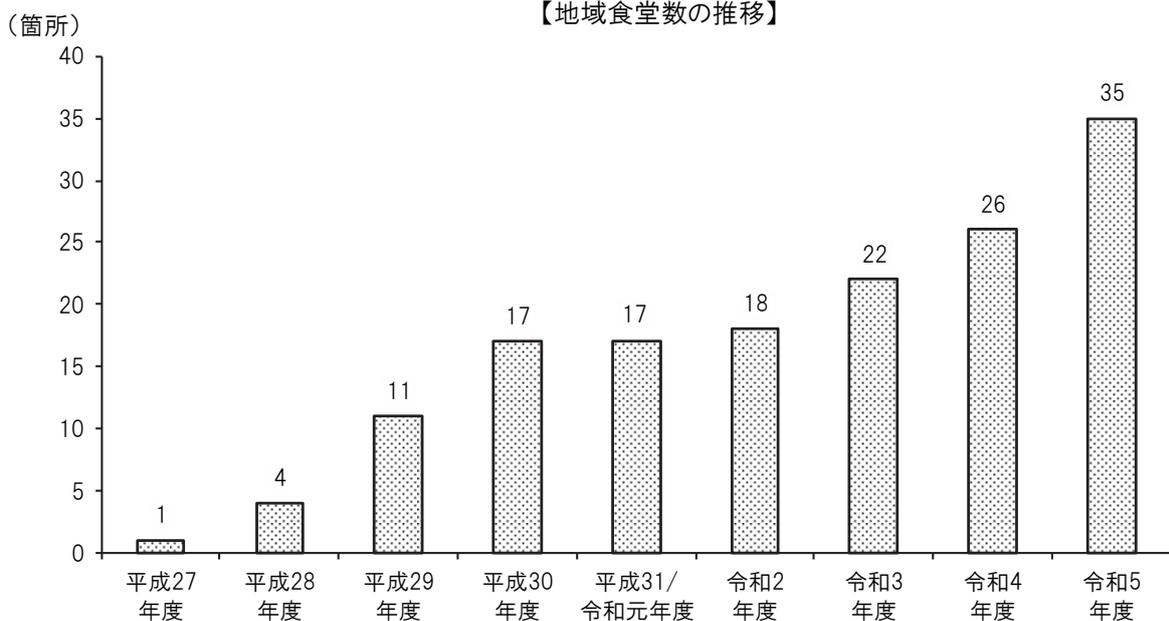


資料:協働推進課(各年度3月現在)

(8) 地域食堂数の推移

本市の地域食堂数は、令和5年度において35箇所となっており、増加傾向で推移しています。

【地域食堂数の推移】

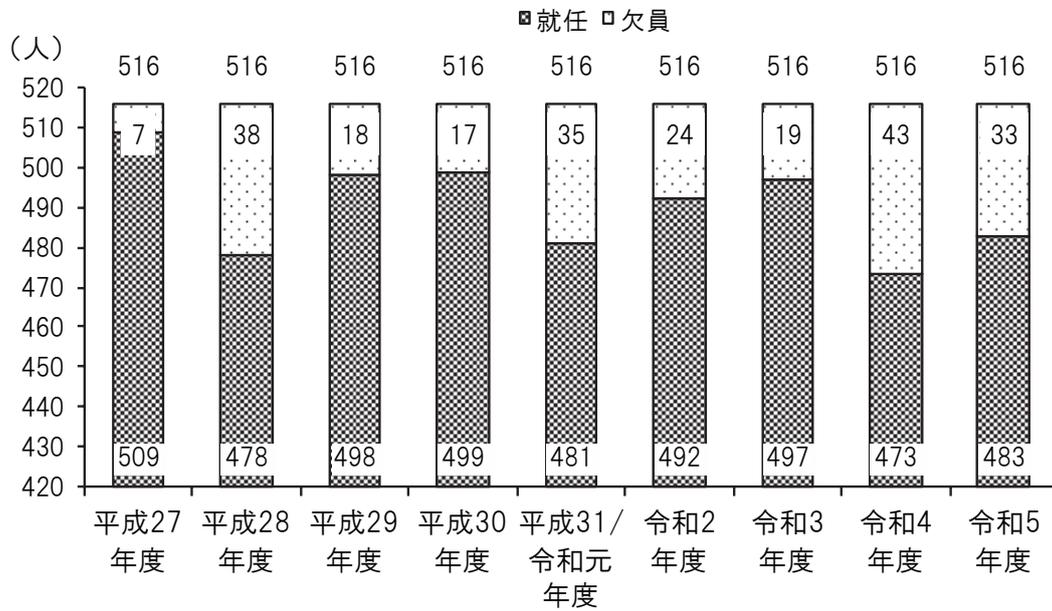


資料:中央人権福祉センター(各年3月末現在)

(9) 民生委員・児童委員数の推移

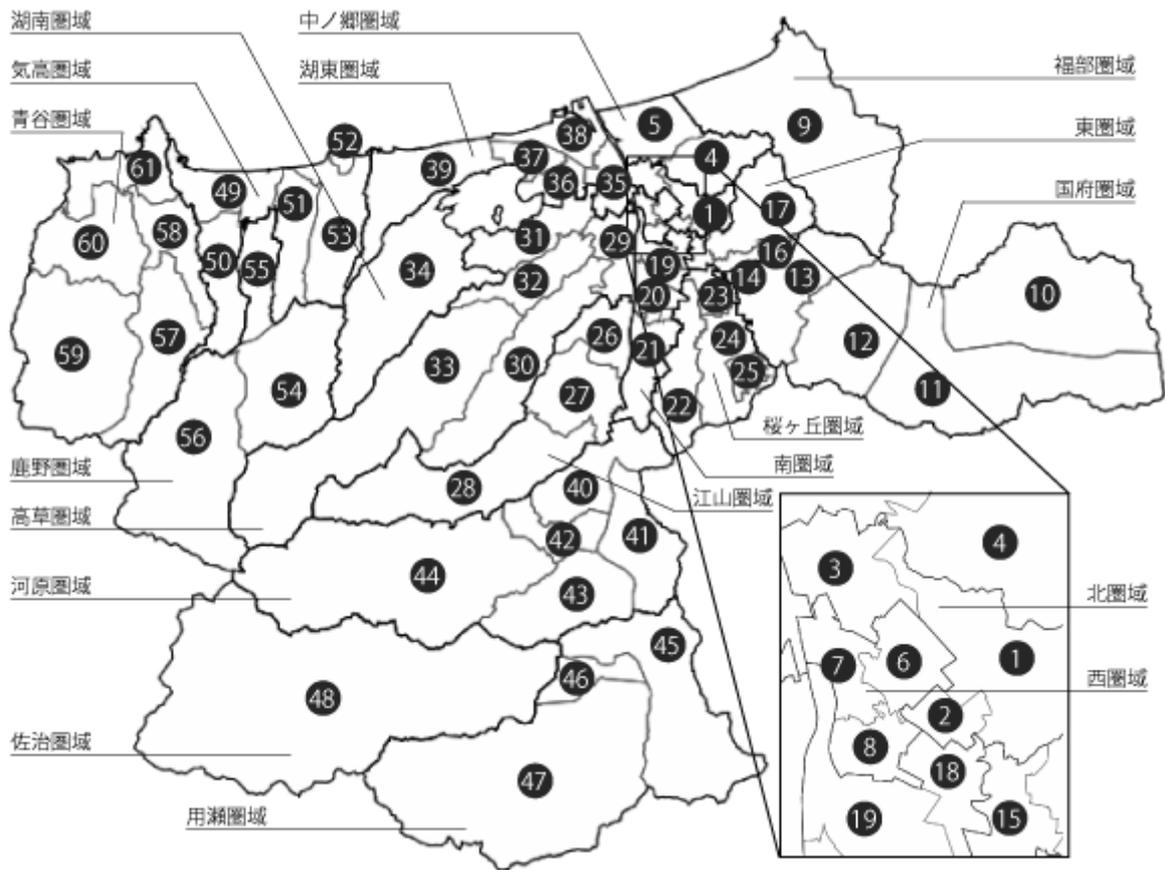
民生委員・児童委員の定員は516名で、令和5年度は483名が就任し、33名の欠員が発生しており、近年は就任数が500名に満たずに推移しています。

【民生委員・児童委員数の推移】



資料:地域福祉課(各年12月1日現在)

【日常生活圏域と地区公民館区】



広域ブロック	日常生活圏域	地区公民館区
A 圏域	北	①久松 ②遷喬 ③城北
	中ノ郷	④中ノ郷 ⑤浜坂
	西	⑥醇風 ⑦富桑 ⑧明德
	福部	⑨福部
B 圏域	国府	⑩大茅 ⑪成器 ⑫谷 ⑬宮下 ⑭あおば
	東	⑮修立 ⑯岩倉 ⑰稲葉山
	南	⑱日進 ⑲美保 ⑳美保南 ㉑倉田
	桜ヶ丘	㉒米里 ㉓面影 ㉔津ノ井 ㉕若葉台
C 圏域	江山	㉖美穂 ㉗大和 ㉘神戸
	高草	㉙大正 ㉚東郷 ㉛松保 ㉜豊実 ㉝明治
D 圏域	湖南	㉞湖南
	湖東	㉟千代水 ㊱湖山 ㊲湖山西 ㊳賀露 ㊴末恒
E 圏域	河原	㊵河原 ㊶国英 ㊷八上 ㊸散岐 ㊹西郷
	用瀬	㊺用瀬 ㊻大村 ㊼社
	佐治	㊽佐治
F 圏域	気高	㊾浜村 ㊿逢坂 ㊽㉑瑞穂 ㊽㉒酒津 ㊽㉓宝木
	鹿野	㊽㉔鹿野 ㊽㉕勝谷 ㊽㉖小鷺河
	青谷	㊽㉗日置 ㊽㉘日置谷 ㊽㉙勝部 ㊽㉚中郷 ㊽㉛青谷

鳥取市日常生活圏域一覽

(単位:人・世帯)													
広域ブ ロック	日常生活 圏域(中 学校区)	地区公民 館	人口								総世帯数		
			14歳以下	15～64歳	高齢者数	高齢化率			高 齢 者 の い る 世 帯 数	高 齢 者 の い る 世 帯 率			
						65～74歳	75～84歳	85歳以上					
A圏域	北	久松	4,773	665	2,557	1,551	661	493	397	32.5%	2,274	1,129	49.6%
		遷喬	2,101	202	1,105	794	315	273	206	37.8%	1,046	565	54.0%
		城北	7,103	1,148	4,367	1,588	669	579	340	22.4%	3,125	1,145	36.6%
		計	13,977	2,015	8,029	3,933	1,645	1,345	943	28.1%	6,445	2,839	44.0%
	西	醇風	5,746	618	3,018	2,110	908	695	507	36.7%	2,788	1,540	55.2%
		富桑	3,445	494	1,960	991	476	309	206	28.8%	1,673	719	43.0%
		明德	3,233	306	1,821	1,106	464	392	250	34.2%	1,733	827	47.7%
		計	12,424	1,418	6,799	4,207	1,848	1,396	963	33.9%	6,194	3,086	49.8%
	中ノ郷	中ノ郷	3,699	475	2,213	1,011	571	296	144	27.3%	1,503	680	45.2%
		浜坂	8,594	1,569	5,100	1,925	934	652	339	22.4%	3,613	1,391	38.5%
		計	12,293	2,044	7,313	2,936	1,505	948	483	23.9%	5,116	2,071	40.5%
	福部	福部	2,646	288	1,359	999	494	303	202	37.8%	1,046	676	64.6%
		計	2,646	288	1,359	999	494	303	202	37.8%	1,046	676	64.6%
		合計	41,340	5,765	23,500	12,075	5,492	3,992	2,591	29.2%	18,801	8,672	46.1%
B圏域	東	修立	3,882	597	2,135	1,150	504	397	249	29.6%	1,848	835	45.2%
		岩倉	6,555	973	3,537	2,045	948	756	341	31.2%	2,886	1,430	49.5%
		稲葉山	4,453	476	2,411	1,566	703	537	326	35.2%	2,119	1,134	53.5%
		計	14,890	2,046	8,083	4,761	2,155	1,690	916	32.0%	6,853	3,399	49.6%
	南	日進	5,312	570	3,229	1,513	670	532	311	28.5%	2,872	1,155	40.2%
		美保	10,724	1,395	6,612	2,717	1,411	858	448	25.3%	5,108	1,944	38.1%
		美保南	7,800	1,266	4,732	1,802	862	632	308	23.1%	3,367	1,280	38.0%
		倉田	1,924	186	1,007	731	369	248	114	38.0%	860	504	58.6%
		計	25,760	3,417	15,580	6,763	3,312	2,270	1,181	26.3%	12,207	4,883	40.0%
	桜ヶ丘	米里	3,421	357	1,904	1,160	598	373	189	33.9%	1,520	771	50.7%
		面影	6,681	856	3,925	1,900	871	749	280	28.4%	3,051	1,314	43.1%
		津ノ井	3,752	412	2,293	1,047	456	394	197	27.9%	1,683	718	42.7%
		若葉台	4,130	411	2,673	1,046	542	356	148	25.3%	1,640	724	44.1%
		計	17,984	2,036	10,795	5,153	2,467	1,872	814	28.7%	7,894	3,527	44.7%
国府	大茅	151	4	55	92	42	23	27	60.9%	87	69	79.3%	
	成器	437	19	181	237	112	55	70	54.2%	198	164	82.8%	
	谷	1,371	123	656	592	292	173	127	43.2%	560	386	68.9%	
	宮下	3,531	503	2,150	878	437	274	167	24.9%	1,495	602	40.3%	
	あおば	2,496	373	1,488	635	299	206	130	25.4%	1,083	436	40.3%	
	計	7,986	1,022	4,530	2,434	1,182	731	521	30.5%	3,423	1,657	48.4%	
	合計	66,620	8,521	38,988	19,111	9,116	6,563	3,432	28.7%	30,377	13,466	44.3%	

広域ブロック	日常生活圏域(中学校区)	地区公民館	人口							総世帯数				
			14歳以下	15～64歳	高齢者数			高齢化率	高齢者のいる世帯数	高齢者のいる世帯率				
					65～74歳	75～84歳	85歳以上							
C圏域	江山	美穂	1,622	160	850	612	332	183	97	37.7%	766	437	57.0%	
		大和	836	81	386	369	174	109	86	44.1%	346	244	70.5%	
		神戸	583	16	263	304	131	99	74	52.1%	263	210	79.8%	
	計		3,041	257	1,499	1,285	637	391	257	42.3%	1,375	891	64.8%	
D圏域	高草	大正	5,383	783	3,109	1,491	706	535	250	27.7%	2,468	1,090	44.2%	
		東郷	602	35	262	305	163	77	65	50.7%	268	206	76.9%	
		松保	3,778	466	2,211	1,101	538	360	203	29.1%	1,661	770	46.4%	
		豊実	903	76	378	449	210	134	105	49.7%	426	311	73.0%	
		明治	1,000	60	465	475	244	136	95	47.5%	440	314	71.4%	
	計		11,666	1,420	6,425	3,821	1,861	1,242	718	32.8%	5,263	2,691	51.1%	
	合計		14,707	1,677	7,924	5,106	2,498	1,633	975	34.7%	6,638	3,582	54.0%	
D圏域	湖東	千代水	5,124	687	3,363	1,074	573	346	155	21.0%	2,528	757	29.9%	
		湖山	6,897	970	4,275	1,652	797	579	276	24.0%	3,139	1,149	36.6%	
		湖山西	5,786	645	3,749	1,392	704	470	218	24.1%	3,077	996	32.4%	
		賀露	5,000	730	2,864	1,406	640	505	261	28.1%	2,179	1,024	47.0%	
		末恒	5,145	459	2,909	1,777	842	667	268	34.5%	2,427	1,258	51.8%	
		計		27,952	3,491	17,160	7,301	3,556	2,567	1,178	26.1%	13,350	5,184	38.8%
	湖南	湖南	1,821	163	822	836	396	273	167	45.9%	826	586	70.9%	
	計		1,821	163	822	836	396	273	167	45.9%	826	586	70.9%	
	合計		29,773	3,654	17,982	8,137	3,952	2,840	1,345	27.3%	14,176	5,770	40.7%	
E圏域	河原	河原	2,435	314	1,355	766	341	256	169	31.5%	965	517	53.6%	
		国英	1,006	87	480	439	200	110	129	43.6%	383	281	73.4%	
		八上	559	53	256	250	110	88	52	44.7%	231	165	71.4%	
		散岐	1,266	96	614	556	267	176	113	43.9%	499	365	73.1%	
		西郷	1,002	54	443	505	231	147	127	50.4%	416	325	78.1%	
		計		6,268	604	3,148	2,516	1,149	777	590	40.1%	2,494	1,653	66.3%
		用瀬	用瀬	1,010	85	487	438	177	159	102	43.4%	435	304	69.9%
			大村	1,076	141	530	405	207	115	83	37.6%	409	250	61.1%
			社	1,052	78	471	503	246	146	111	47.8%	462	349	75.5%
	計		3,138	304	1,488	1,346	630	420	296	42.9%	1,306	903	69.1%	
	佐治	佐治	1,546	65	610	871	364	280	227	56.3%	727	590	81.2%	
	計		1,546	65	610	871	364	280	227	56.3%	727	590	81.2%	
	合計		10,952	973	5,246	4,733	2,143	1,477	1,113	43.2%	4,527	3,146	69.5%	

広域ブロック	日常生活圏域(中学校区)	地区公民館	人口								総世帯数		
			14歳以下	15～64歳	高齢者数			高齢化率		高齢者のいる世帯数	高齢者のいる世帯率		
					65～74歳	75～84歳	85歳以上						
F圏域	気高	浜村	4,323	578	2,404	1,341	618	446	277	31.0%	1,831	952	52.0%
		逢坂	827	56	413	358	169	108	81	43.3%	330	240	72.7%
		瑞穂	1,105	115	551	439	238	131	70	39.7%	433	275	63.5%
		酒津	363	16	179	168	78	48	42	46.3%	158	117	74.1%
		宝木	1,340	100	635	605	274	187	144	45.1%	588	410	69.7%
	計		7,958	865	4,182	2,911	1,377	920	614	36.6%	3,340	1,994	59.7%
	鹿野	鹿野	1,415	128	679	608	291	197	120	43.0%	595	408	68.6%
		勝谷	1,554	203	792	559	259	193	107	36.0%	670	392	58.5%
		小鷲河	365	10	143	212	96	57	59	58.1%	175	145	82.9%
	計		3,334	341	1,614	1,379	646	447	286	41.4%	1,440	945	65.6%
	青谷	日置	801	35	330	436	199	124	113	54.4%	358	290	81.0%
		日置谷	774	70	371	333	143	96	94	43.0%	360	234	65.0%
		勝部	450	14	177	259	127	79	53	57.6%	200	171	85.5%
		中郷	992	62	518	412	200	138	74	41.5%	427	277	64.9%
		青谷	2,146	173	1,020	953	364	347	242	44.4%	971	653	67.3%
	計		5,163	354	2,416	2,393	1,033	784	576	46.3%	2,316	1,625	70.2%
	合計		16,455	1,560	8,212	6,683	3,056	2,151	1,476	40.6%	7,096	4,564	64.3%
総計			179,847	22,150	101,852	55,845	26,257	18,656	10,932	31.1%	81,615	39,200	48.0%

資料:長寿社会課(令和6年3月末現在)

7 社会福祉協議会の活動状況

(1) 社会福祉協議会会員数等の推移

社会福祉協議会の一般会員数は、令和5年度において46,593世帯、加入率は57.1%となっており、近年は緩やかな減少で推移しています。

賛助会員数及び特別会員数は共に増減を繰り返しながら減少傾向で推移しています。また、愛の訪問協力員及びとなり組福祉員は減少傾向にあります。

【社会福祉協議会会員数等の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減率(%)
一般会員数(世帯)	49,003	48,839	48,656	48,187	47,984	45,951	49,284	47,301	46,593	-7.3
加入率(%)	62.3	61.0	62.1	60.4	59.7	56.9	60.9	57.9	57.1	-8.3
賛助会員数(世帯)	3,305	3,335	3,141	2,918	2,989	2,332	2,811	2,449	2,226	-32.6
特別会員数(世帯)	104	109	104	100	104	85	98	86	81	-22.1
愛の訪問協力員(人)	1,280	1,232	1,191	1,170	1,126	1,066	914	891	800	-37.5
となり組福祉員(人)	1,737	1,809	1,815	1,780	1,710	1,796	1,780	1,768	1,756	1.1

注：増減率は、平成27年度を基準とした場合の令和5年度の増減割合を示す。
資料：鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(2) 地域福祉活動コーディネーター設置地区数

地域福祉活動コーディネーターとは、地域で福祉活動を行う団体や地域住民の連携を図り、地域の実情に即した地域福祉活動の調整をする者をいいます。コーディネーターの設置地区数については、近年は減少傾向にあり、令和5年度は5地区となっています。

【地域福祉活動コーディネーター設置地区数の推移】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域福祉活動コーディネーター設置地区数	9	9	9	9	9	7	6	6	5

資料：鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(3) ふれあい型食事サービスの利用状況

ふれあい型食事サービスの利用状況については、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により、回数、延べ対象者数等が減少したものの、その後は緩やかな増加傾向で推移しています。

【ふれあい型食事サービスの利用状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減率(%)
回数	808	808	792	784	751	577	627	649	691	-14.4
延べ対象者数	27,047	28,374	28,189	28,413	27,559	20,212	21,396	21,226	22,817	-15.6
延べ調理数	7,372	7,284	7,077	6,843	6,403	3,347	3,463	4,071	4,879	-33.8
延べ配達数	5,307	5,405	5,315	5,417	5,089	3,777	4,270	4,449	4,601	-13.3

注：増減率は、平成27年度を基準とした場合の令和5年度の増減割合を示す。
資料：鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(4) ふれあいデイサービスの利用状況

ふれあいデイサービスの利用状況については、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により、回数、延べ人数ともに減少したものの、その後は緩やかな増加傾向で推移しています。

【ふれあいデイサービスの利用状況】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減率(%)
回数	758	735	716	742	736	534	549	606	665	-12.3
延べ対象者数	9,630	9,522	8,880	9,091	8,512	4,581	4,757	5,847	7,083	-26.4

注：増減率は、平成27年度を基準とした場合の令和5年度の増減割合を示す。
資料：鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(5) ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンについては、令和元年度まで増加傾向でしたが、その後は緩やかに減少傾向で推移しており、令和5年度では379サロンが開催されています。

【ふれあい・いきいきサロン数の推移】

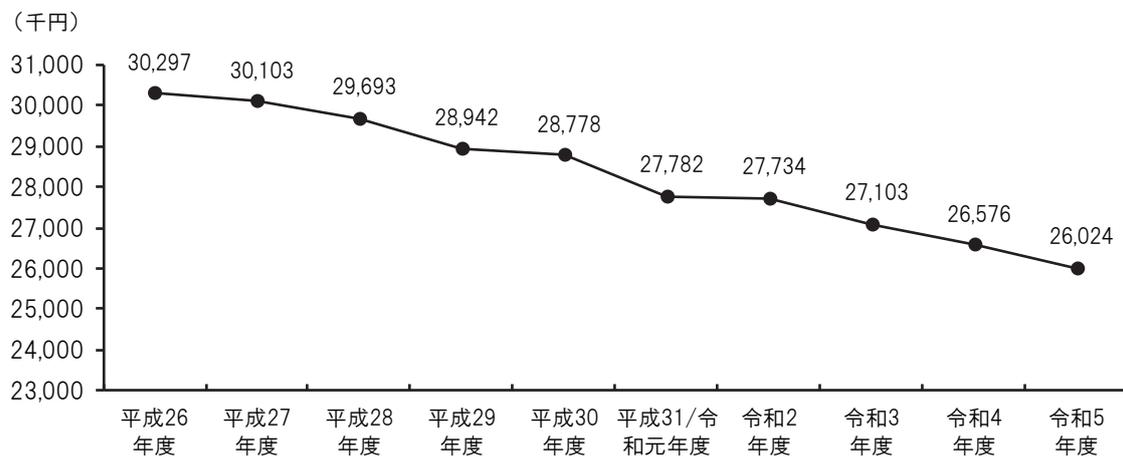
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減率(%)
サロン数	293	320	346	348	404	392	389	385	379	29.4

注：増減率は、平成27年度を基準とした場合の令和5年度の増減割合を示す。
資料：鳥取市社会福祉協議会 事業報告

(6) 共同募金の推移

共同募金については、減少で推移しており、令和5年度は約26,000千円となっています。

【共同募金の推移】



資料:鳥取市社会福祉協議会(各年度3月末現在)

(7) 相談内容

相談件数については、増減を繰り返し推移しており、令和5年度は198件となっています。相談内容については、「生計」が54件と最も多く、次いで「高齢者福祉」が48件などとなっています。

【相談件数の推移】

(単位:件)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 /令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
相談件数 合計	267	144	118	212	257	281	307	395	311	198
生計	16	10	20	11	24	20	145	95	46	54
年金	2	0	0	0	0	2	14	3	0	0
職業生業	13	11	3	5	6	4	16	8	2	2
住宅	21	10	10	11	17	27	13	9	12	14
家族	27	11	9	23	13	5	9	9	12	13
結婚	0	0	0	0	0	2	1	0	0	6
離婚	8	1	0	7	0	4	2	4	4	1
健康衛生	7	1	0	4	9	9	1	1	4	6
医療	5	1	2	1	4	8	2	0	3	1
精神衛生	6	2	2	0	0	4	0	2	0	2
人権法律	18	5	4	14	4	9	8	2	3	7
財産	29	29	15	28	19	27	14	31	14	7
事故	5	0	4	4	1	0	2	2	0	0
児童福祉	1	0	2	13	1	1	0	0	0	0
教育・青少年	9	6	2	6	3	5	3	3	2	0
心身障がい児者	6	2	3	20	4	16	7	7	2	4
母子父子	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
高齢者福祉	21	9	2	26	111	72	27	30	36	48
苦情全般	25	9	10	2	7	8	6	9	12	5
その他	47	37	30	37	34	57	37	180	159	28

資料:鳥取市社会福祉協議会 事業報告

日常生活自立支援事業における相談及び利用者数については、平成30年度から減少していたものの、令和4年度から増加傾向で推移しており、令和5年度は相談1,754件、利用者数49件となっています。

法人後見受任事業における相談については、平成30年度から変動がみられるものの、受任件数については、緩やかな増減で推移しており、令和5年度は相談193件、受任件数25件となっています。

【相談件数の推移】

(単位:件)

		平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活自立支援事業	相談件数	2,106	1,726	1,326	1,216	1,574	1,754
	高齢者	798	693	615	474	591	499
	知的	568	649	368	310	393	440
	精神	630	348	313	409	549	806
	その他	110	36	30	23	41	9
	利用者数	62	59	52	49	45	49
法人後見受任事業	相談件数	514	298	353	446	244	193
	受任件数	16	20	23	22	27	25

資料:鳥取市社会福祉協議会 事業報告

生活福祉資金貸付事業における相談及び貸付件数については、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス特例貸付が増加したものの、令和5年度は相談207件、貸付件数63件となっています。

【相談件数の推移】

(単位:件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	232	263	244	203	2,129	1,906	480	207
貸付件数	37	31	18	57	1,969	1,696	250	63

【貸付件数の内訳】

(単位:件)

資金名	資金種類	貸付件数					
		平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉資金	福祉費	4	14	14	10	5	13
	緊急小口資金	8	16	18	11	4	14
教育支援資金	教育支援費・就学支度費	6	9	6	4	6	17
総合支援資金	生活支援費	0	8	18	10	6	11
	住宅入居費	0	0	0	0	0	1
	一時生活再建費	0	5	2	1	1	5
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	0	0	2	0	0	0
	要保護向け不動産担保型生活資金*	0	0	0	0	0	2
臨時特例つなぎ	臨時特例つなぎ資金	0	0	1	0	1	0
新型コロナウイルス感染症に関する特例貸付	緊急小口資金		5	739	477	90	
	総合支援資金(初回)			630	584	89	
	総合支援資金(延長)			335	118		
	総合支援資金(再貸付)			204	213		
合計		18	57	1,969	1,696	202	63

*要保護向け不動産担保型生活資金は、鳥取市福祉事務所と鳥取県社協との手続

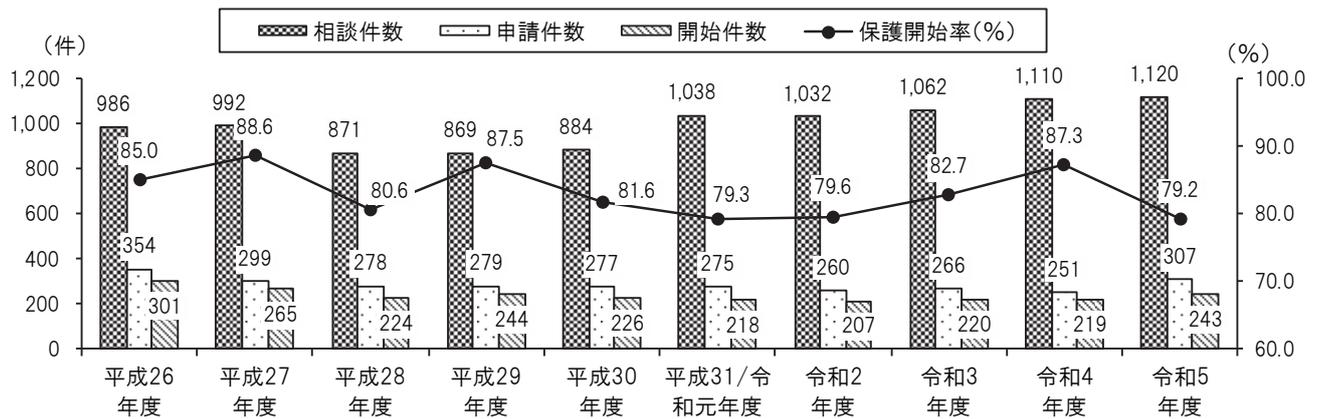
資料:鳥取市社会福祉協議会 事業報告

8 福祉的課題を抱えている人の現状

(1) 生活保護相談件数等の推移

本市の生活保護相談件数は、近年は増加傾向であり、令和5年度は1,120件となっています。また、保護開始率については、増減しながら推移しており、令和5年度は79.2%となっています。

【生活保護相談件数等の推移】



資料:生活福祉課(各年3月末現在)

(2) 生活保護世帯数・人員等の推移

本市の生活保護世帯数は、近年は緩やかな減少傾向で推移しており、令和5年度は2,137世帯となっています。また、保護人員も緩やかな減少傾向で推移しており、令和5年度は2,735人となっています。世帯類型別では、高齢者の割合が微増傾向にあり、令和5年度では5割近くを占めています。

【生活保護世帯数・人員等の推移】

(単位:世帯)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活保護世帯数	2,252	2,284	2,260	2,258	2,232	2,199	2,154	2,148	2,143	2,137
高齢者*	849	912	976	1,014	1,031	1,056	1,067	1,057	1,084	1,099
構成比(%)	37.7	39.9	43.2	44.9	46.2	48.0	49.5	47.4	48.6	49.2
母子*	154	149	126	116	103	95	91	83	81	77
構成比(%)	6.8	6.5	5.6	5.1	4.6	4.3	4.2	3.7	3.6	3.4
傷病障害者*	682	651	613	586	557	518	494	486	490	474
構成比(%)	30.3	28.5	27.1	26.0	25.0	23.6	22.9	21.8	22.0	21.2
その他*	545	553	527	505	510	511	489	500	476	460
構成比(%)	24.2	24.2	23.3	22.4	22.8	23.2	22.7	22.4	21.3	20.6
保護人員(人)	3,364	3,315	3,216	3,162	3,057	2,919	2,816	2,783	2,740	2,735

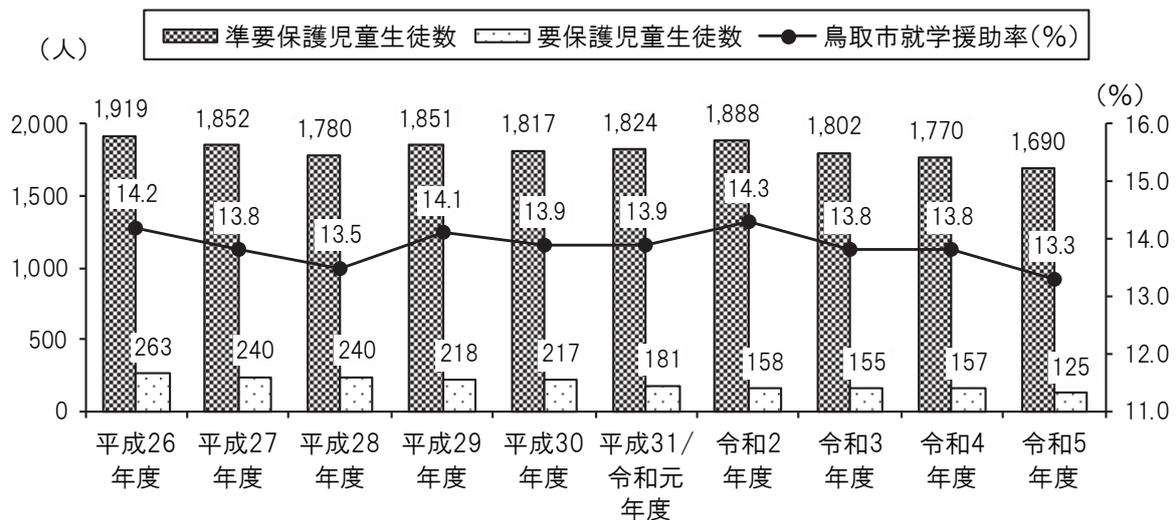
*停止中を含まない

資料:生活福祉課(各年3月末現在)

(3) 就学援助を受けた児童・生徒数

準要保護児童生徒数は、令和5年度は1,690人と、近年は緩やかに増減しながら推移しています。また、要保護児童生徒数は、緩やかな減少傾向にあり、令和5年度は125人となっています。就学援助率は、緩やかに増減しながら推移しており、令和5年度は13.3%となっています。

【就学援助を受けた児童・生徒数の推移】

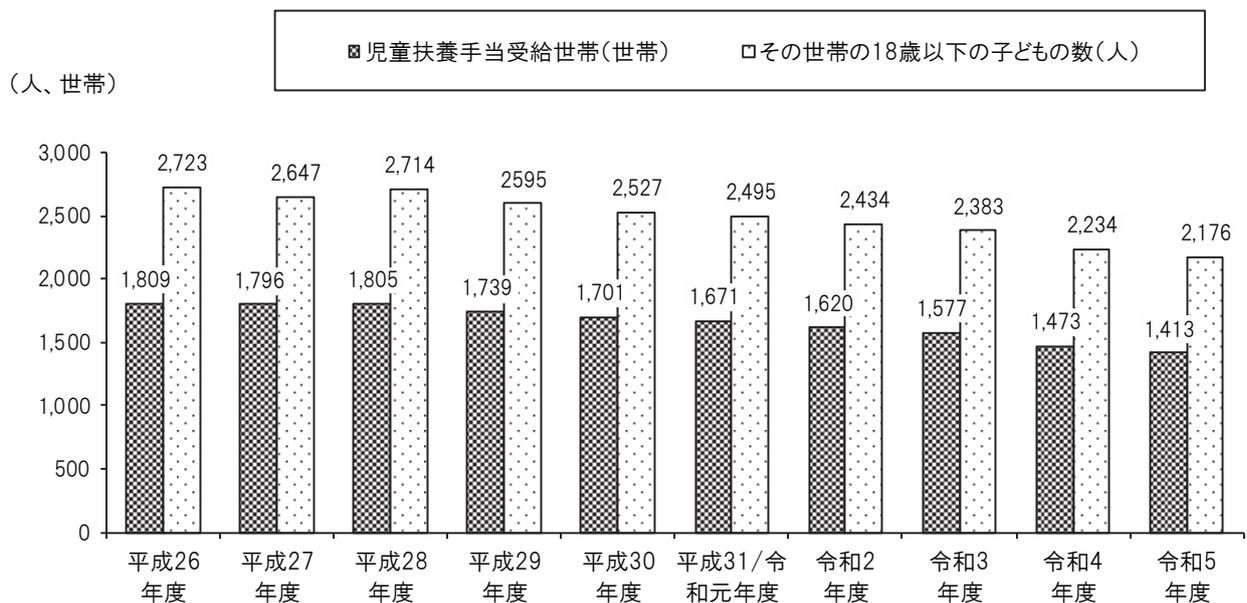


資料:学校保健給食課

(4) 児童扶養手当受給世帯とその子どもの数

本市の児童扶養手当受給世帯は、令和5年度は1,413世帯となっています。そのうち18歳以下の子どもの数については緩やかな減少で推移しており、令和5年度は2,176人となっています。

【児童扶養手当受給世帯とその子どもの数の推移】



資料:こども未来課

(5) ひきこもり*の相談状況

市保健所保健医療課心の健康支援室に相談のあった人数については、年次により増減があり、令和5年度の延べ人数は57人となっています。

【ひきこもりの相談人数】

(単位:人)

	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談延人数	50	62	82	96	60	57

資料:保健医療課心の健康支援室

※【ひきこもり】仕事等に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、おおむね6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態(不登校は除く。)にある方。

(6) 成年後見制度の申立て状況

高齢者の成年後見制度の市長申立て状況については、近年は増減を繰り返す傾向にあり、令和5年度は15件となっています。

【成年後見制度の申立て状況(高齢者)】

(単位:件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立件数	18	26	23	19	24	33	28	12	18	15

資料:長寿社会課

障がい者の成年後見制度の市長申立て状況については、大きな変動なく推移しており、令和5年度は6件となっています。

【成年後見制度の申立て状況(障がい者)】

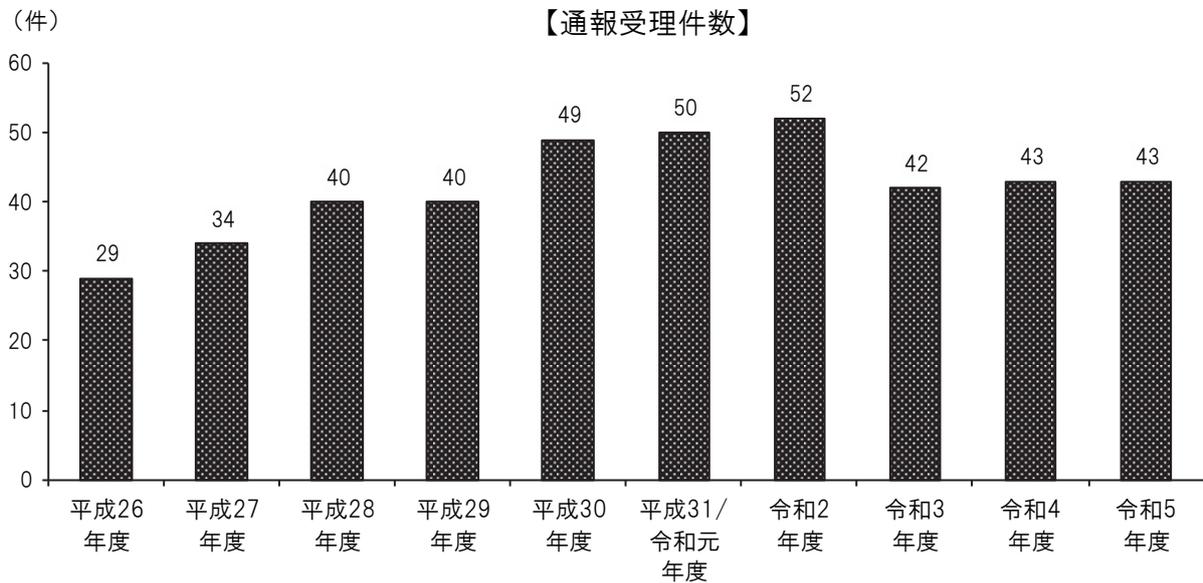
(単位:件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申立件数	11	3	4	5	7	5	9	7	5	6

資料:障がい福祉課

(7) 高齢者虐待の状況

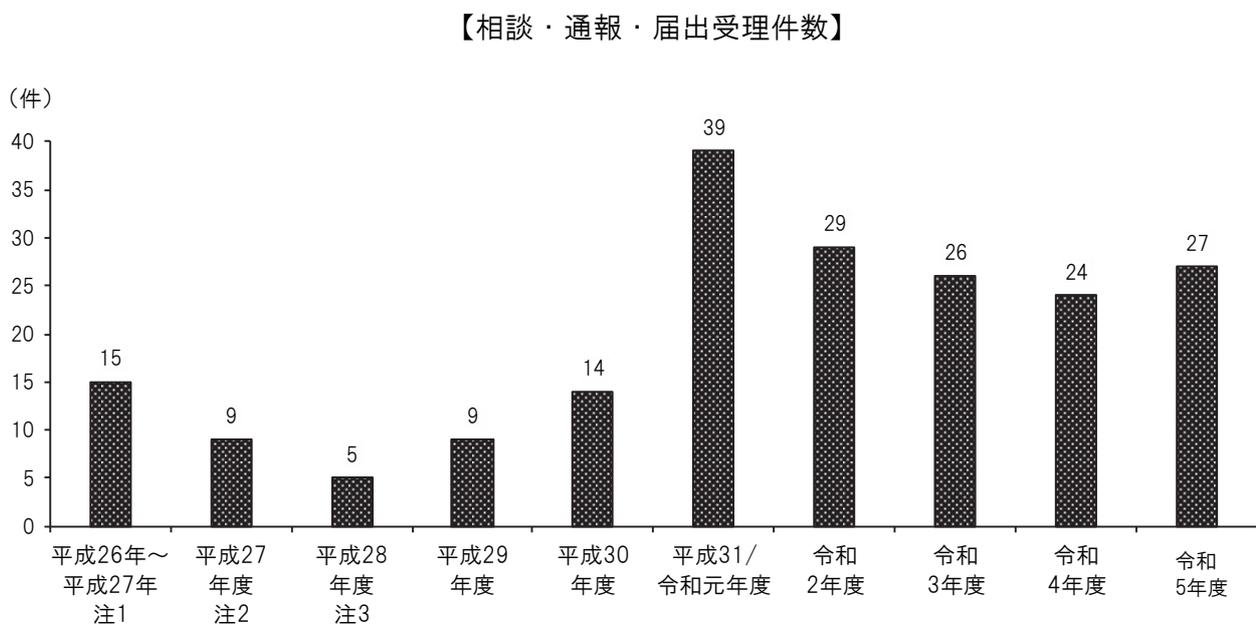
本市の高齢者虐待の状況については、令和5年度の通報受理件数は43件となっており、令和3年度に増加から減少に転じたものの、その後は微増で推移しています。



資料:長寿社会課

(8) 障がい者虐待の状況

本市の障がい者虐待の状況については、令和5年度における相談・通報・届出受理件数は27件となっており、近年は緩やかな増減で推移しています。



注1:平成26年2月11日～平成27年3月20日

注2:平成27年4月～平成28年1月

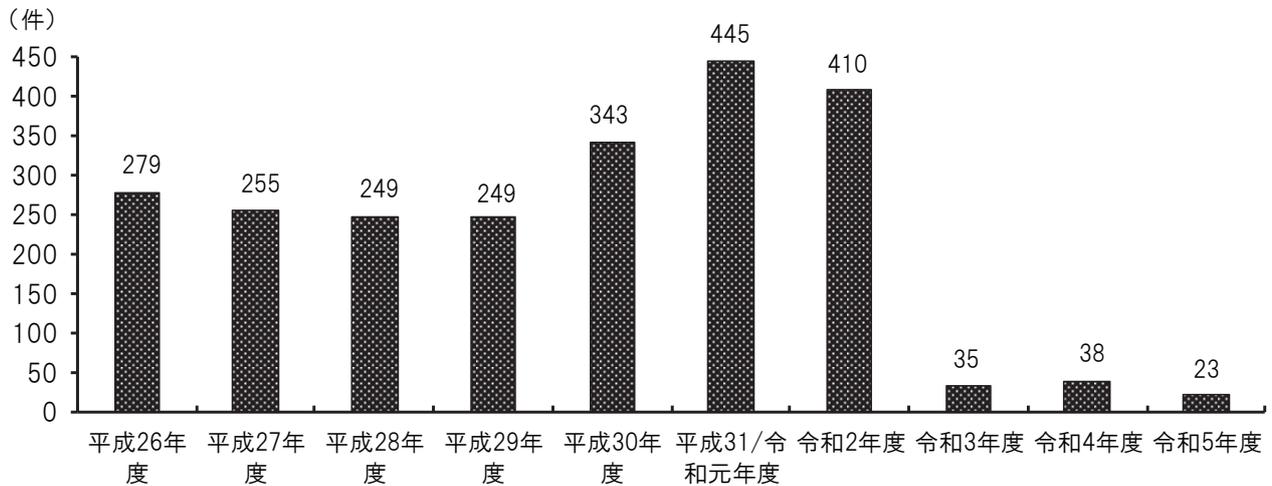
注3:平成28年4月～平成29年1月

資料:障がい福祉課

(9) 児童虐待の状況

本市の児童虐待相談件数についてみると、令和5年度では23件*となっています。

【児童虐待相談件数の推移】



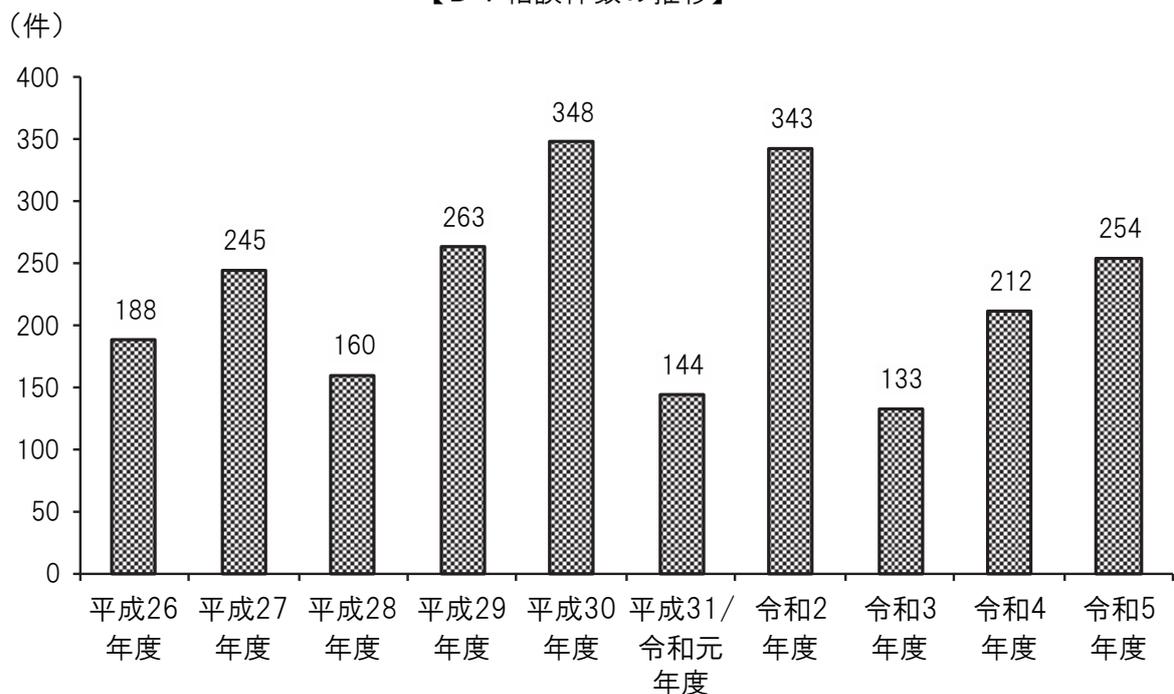
※令和2年度までは通告数を全て計上していたが、令和3年度以降は統計方法の変更のため、通告後の調査の結果、虐待認定されたもののみを計上。

資料:こども家庭センター

(10) DV相談の状況

本市のDV相談件数についてみると、年次により変動があり、令和5年度では254件となっています。

【DV相談件数の推移】

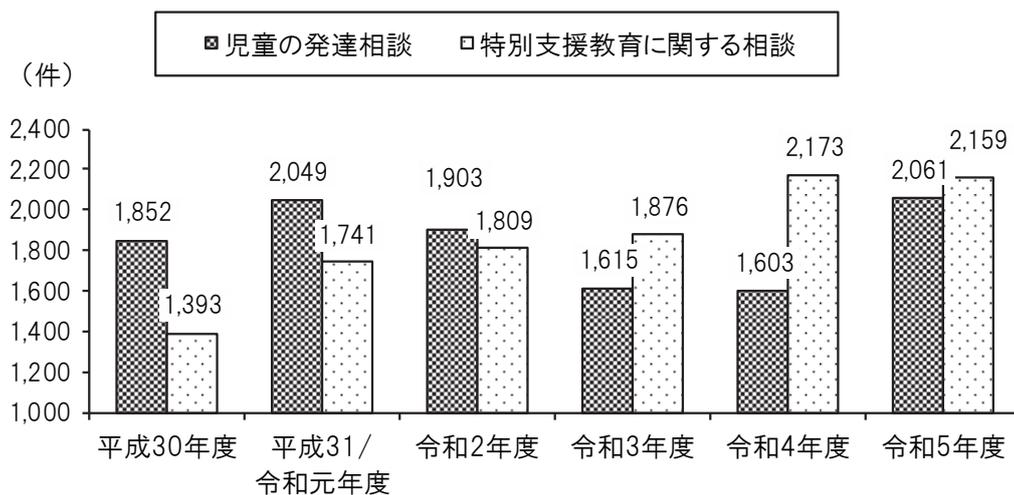


資料:こども家庭センター

(11) 児童の発達相談・特別支援教育に関する相談の状況

本市の児童の発達支援に関する相談及び特別支援教育に関する相談については、増加傾向で推移しており、令和5年度ではそれぞれ2,061件、2,159件となっています。

【児童の発達相談・特別支援教育に関する相談の推移】



資料:こども発達支援センター

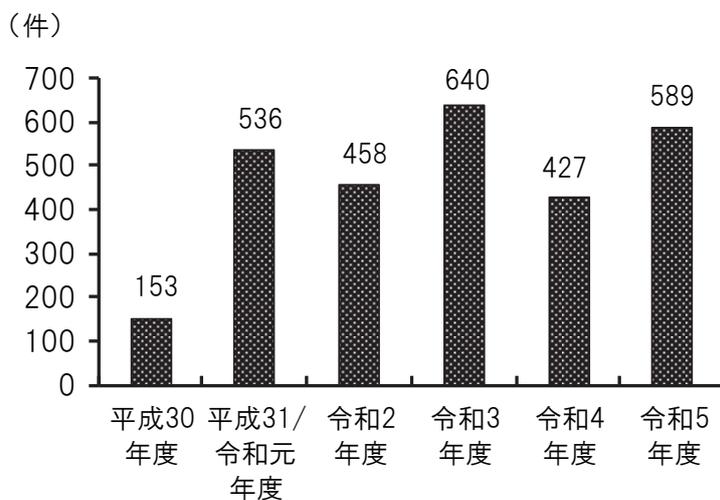
9 相談窓口の状況

(1) 地域福祉相談センター

本市では、平成30年11月より様々な福祉に係る問題を身近なところで気軽に相談できる窓口として、社会福祉法人等との協働により設置しています。令和6年度では、25箇所を設置しています。相談件数は増減しながら推移しており、令和5年度は589件でした。

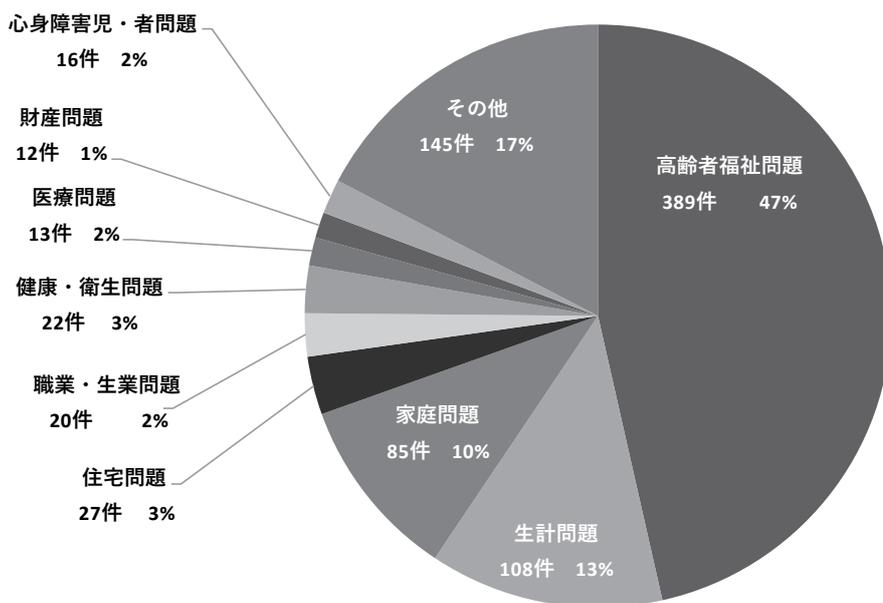
令和5年度の相談内容は、「高齢者福祉問題」が47%と最も多く、次いで「生計問題」(13%)、「家庭問題」(10%)の順に多くなっていました。

【地域福祉相談センターでの相談件数の推移】



資料:地域福祉課

【地域福祉相談センターでの令和5年度相談内容の内訳】



※複数の分野にまたがる相談があるため、相談分野別の合計件数と相談件数とは一致しない。

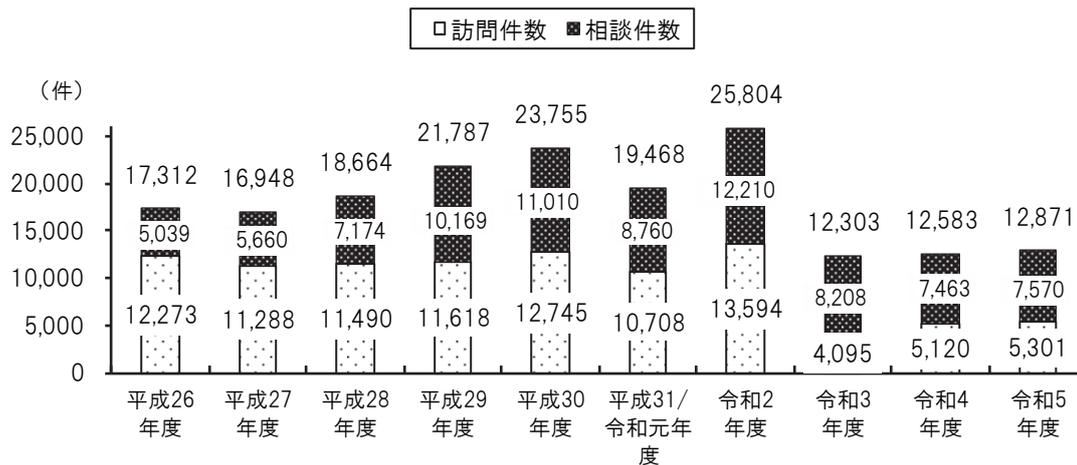
資料:地域福祉課

(2) 地域包括支援センター

本市では、高齢者福祉の総合窓口として、令和6年度では、基幹型地域包括支援センターを1箇所、地域密着型地域包括支援センターを10箇所設置しています。

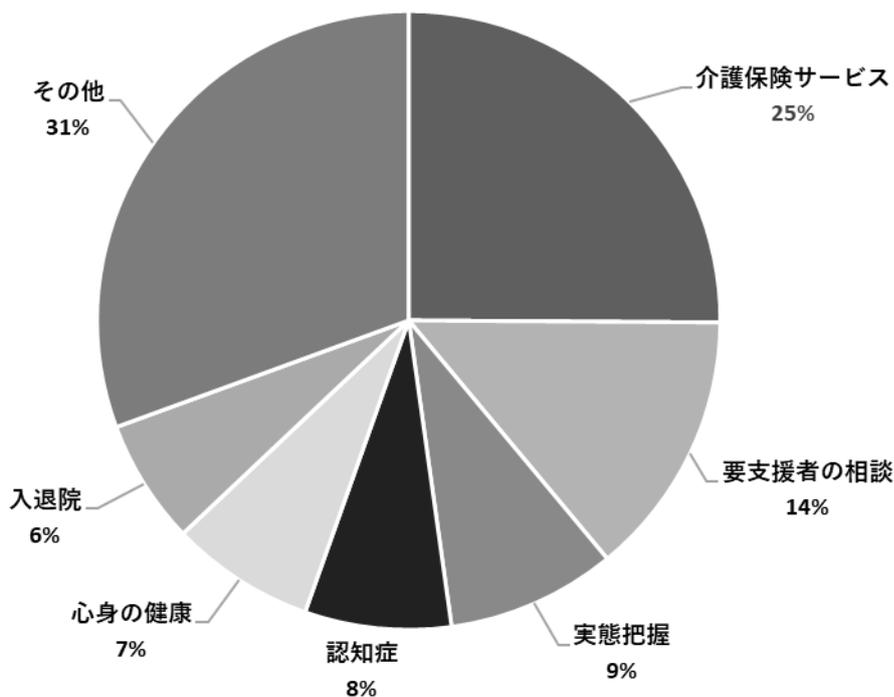
令和5年度の相談内容に占める割合は、「介護保険サービス」が25%と最も多く、次いで「要支援者の相談」(14%)が多くなっていました。

【地域包括支援センターでの相談件数の推移】



資料:長寿社会課

【地域包括支援センターの令和5年度相談内容の割合】



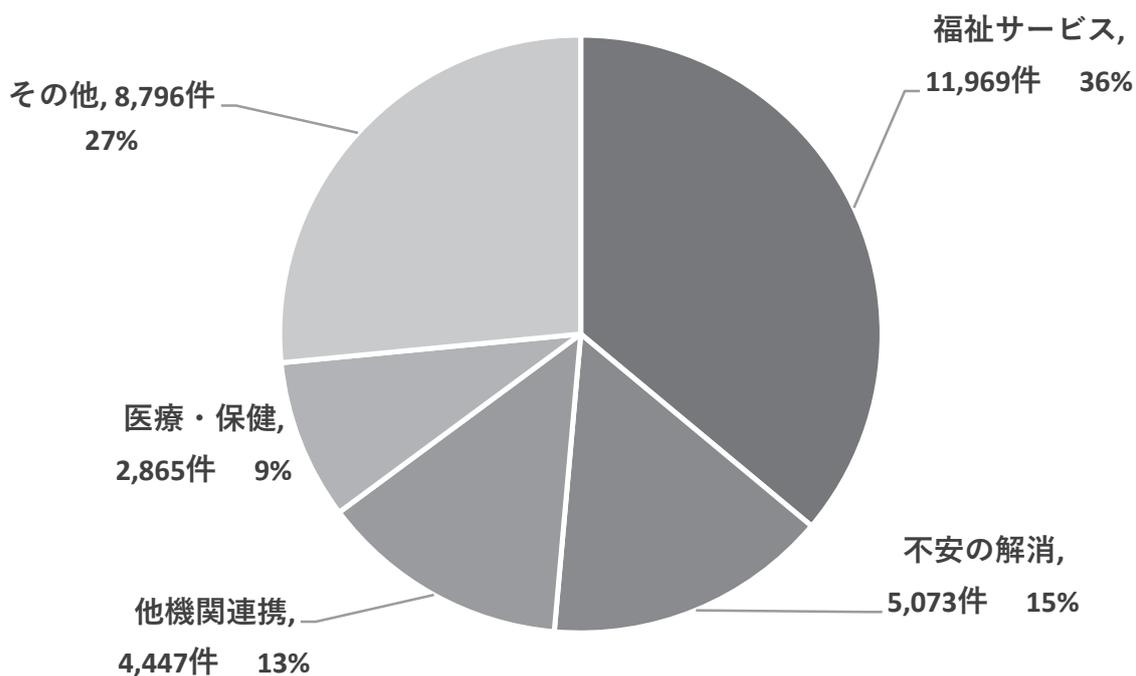
資料:長寿社会課

(3) 一般相談支援事業所・基幹相談支援センター

本市では、障がいのある人やその家族の相談窓口として、令和6年度では一般相談支援事業所を7箇所、基幹相談支援センターを1箇所設置しています。

一般相談支援事業所における、令和5年度の相談内容に占める割合は、「福祉サービス」が36%と最も多く、次いで「不安の解消」が15%と多くなっていました。

【一般相談支援事業所の令和5年度相談内容の割合】



資料：障がい福祉課

(4) こども家庭センター

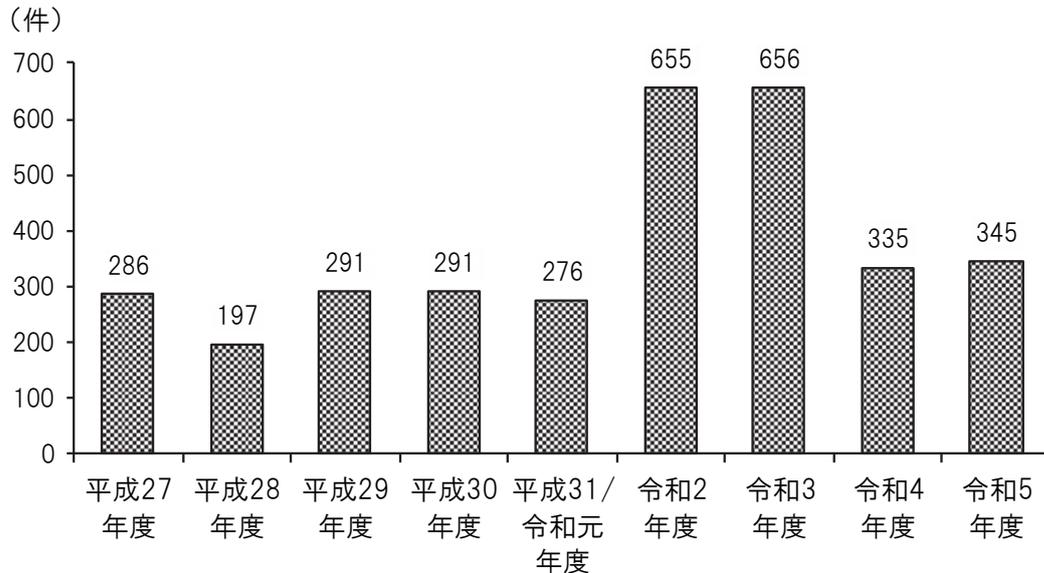
本市では、母子保健・児童福祉両部門が連携、協働し、妊産婦・子育て世帯・子どもへの一体的な相談支援を行う窓口として、こども家庭センターを令和6年度より1箇所設置しています。

(5) パーソナルサポートセンター

本市では、生活困窮者の相談窓口として、パーソナルサポートセンターを令和6年度では1箇所設置しています。

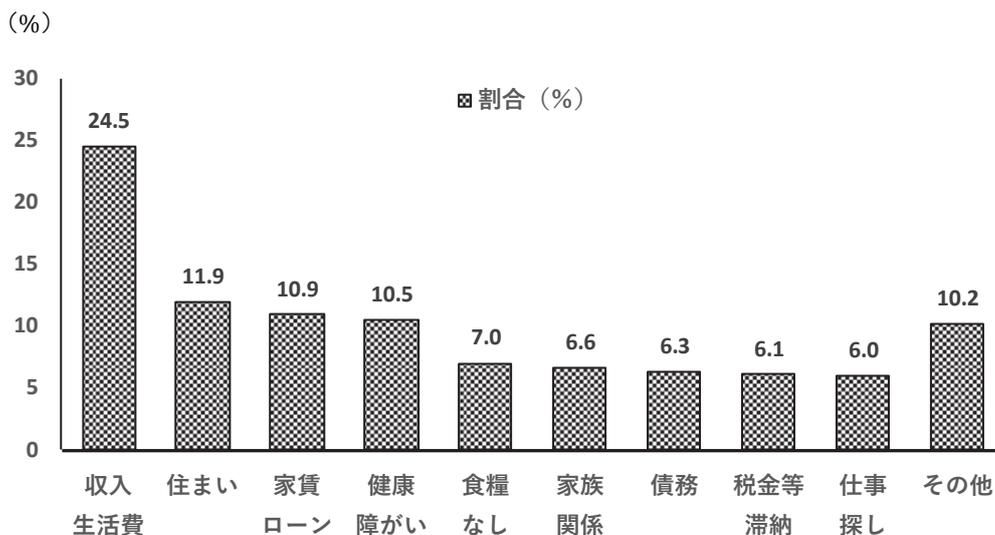
令和5年度の相談内容に占める割合は、「収入」が24.5%と最も多く、次いで「住まい」が11.9%と多くなっていました。

【パーソナルサポートセンターでの相談件数の推移】



資料:中央人権福祉センター

【パーソナルサポートセンターの令和5年度相談内容の割合】



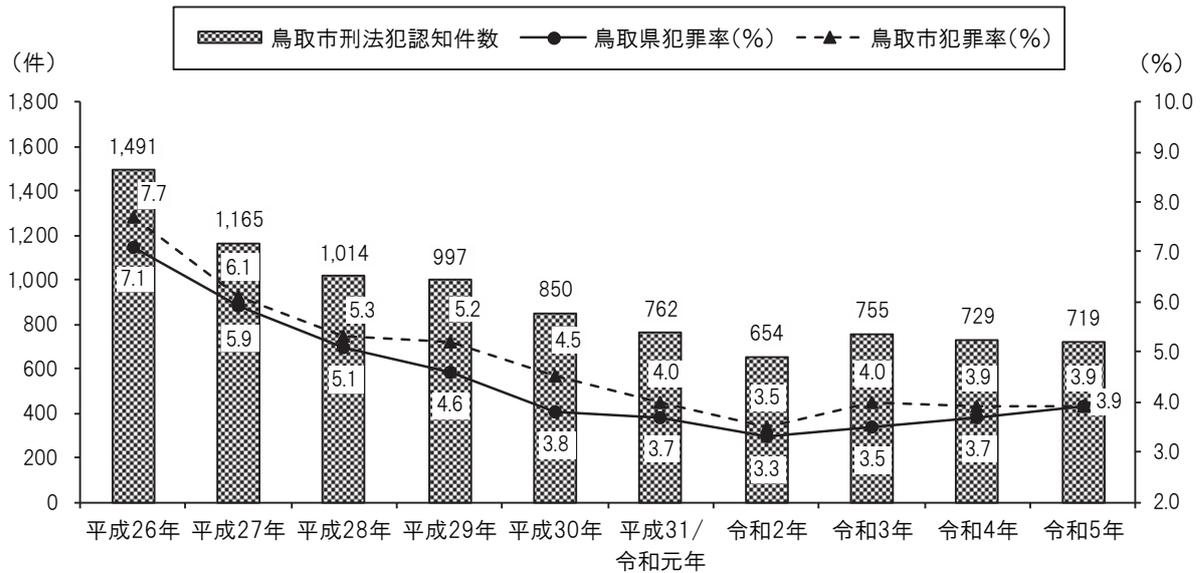
資料:中央人権福祉センター

10 犯罪の状況

(1) 刑法犯認知件数の推移

本市の刑法犯認知件数は、平成26年以降減少していたものの、令和3年以降はやや増加しており、令和5年は719件となっています。本市の犯罪率は、鳥取県をやや上回って推移していますが、令和5年は同率の3.9%となっています。

【刑法犯認知件数の推移】



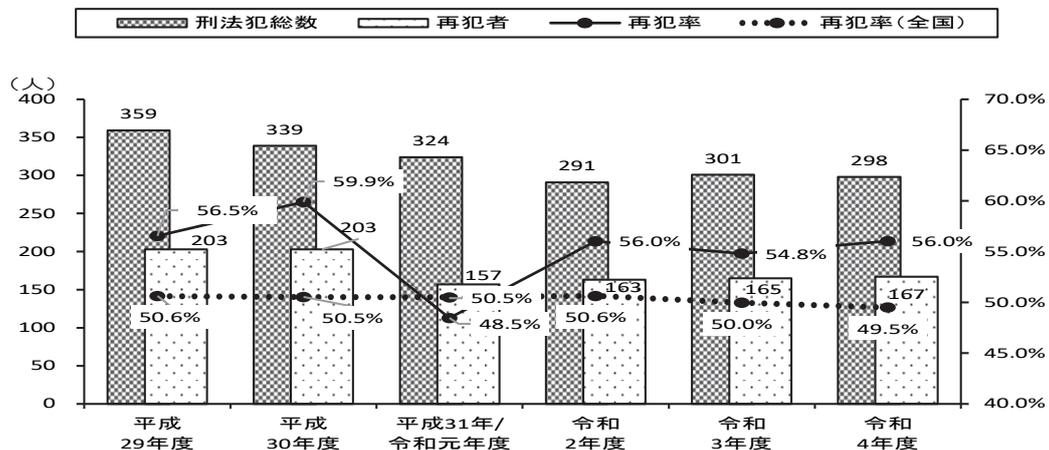
資料: 協働推進課

(2) 刑法犯検挙人員に占める再犯者の推移

本市を管轄とする鳥取警察署、智頭警察署及び浜村警察署管内（鳥取市、岩美町、智頭町）の刑法犯検挙人員（20歳未満を除く。以下（4）まで「刑法犯検挙人員」という。）は、刑法犯認知件数と同様に令和3年以降は緩やかな増加で推移しており、令和4年度は298人です。

刑法犯検挙人員に占める再犯者数及び再犯率は、令和4年度は167人、56.0%で、近年は全国平均を上回って推移しています。

【再犯者の推移】

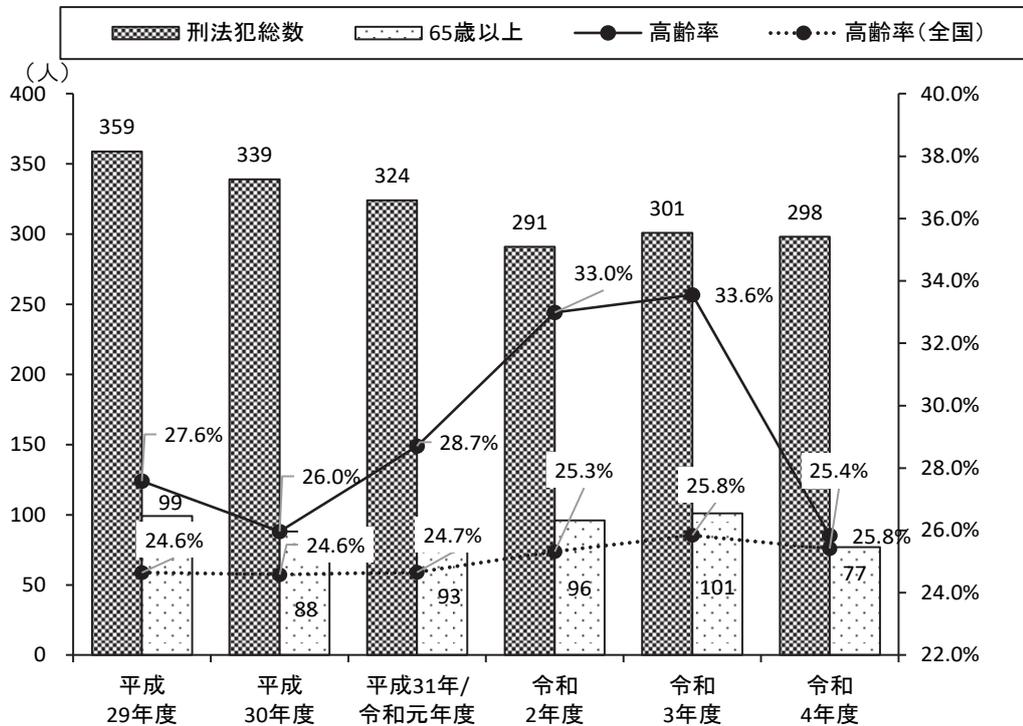


資料: 法務省矯正局広島矯正管区

(3) 刑法犯検挙人員に占める高齢者の推移

刑法犯検挙人員に占める高齢者数及び高齢率は、令和4年度は77人、25.8%で、全国平均を上回って推移しています。

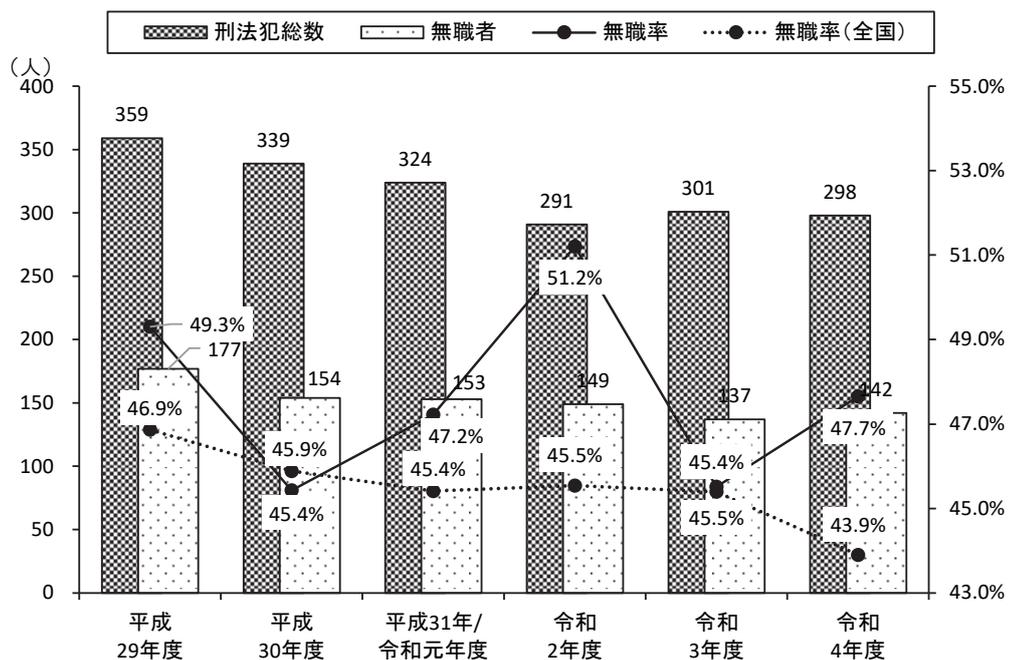
【高齢者の推移】



(4) 刑法犯検挙人員に占める無職者の推移

刑法犯検挙人員に占める無職者（学生・生徒等を除く。）数及びその率は、令和4年度は142人、47.7%で、全国平均を上回って推移しています。

【無職者の推移】

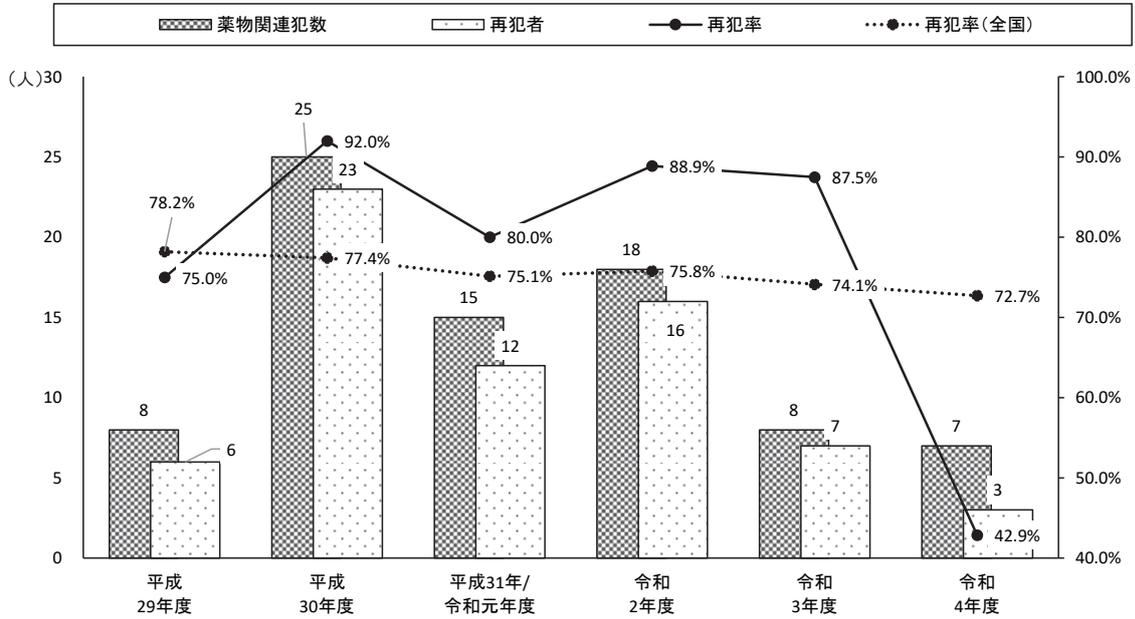


資料：法務省矯正局広島矯正管区

(5) 薬物関連検挙人員に占める再犯者の推移

薬物関連犯検挙人員（覚醒剤取締法、麻薬等取締法及び大麻取締法で検挙された者をいう。）に占める再犯者数及び再犯率は、令和4年度は3人、42.9%で、前年度より減少し全国平均を下回りました。

【再犯者の推移】

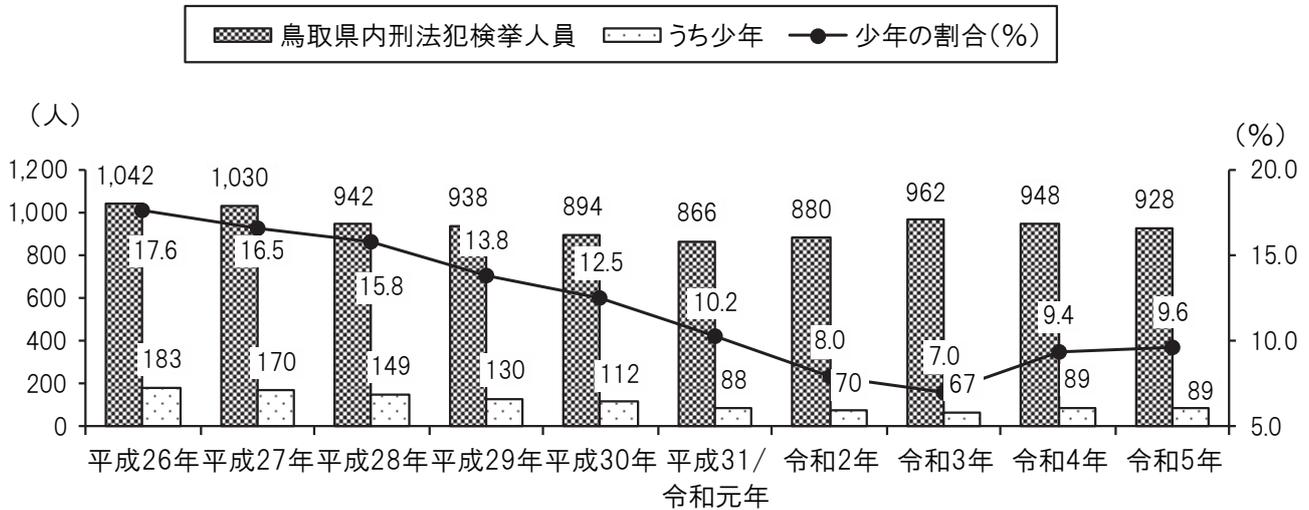


資料：法務省矯正局広島矯正管区

(6) 刑法犯検挙人員に占める少年の推移

鳥取県内の刑法犯検挙人員は、緩やかに増減しており、令和5年は928人となっています。そのうち少年の検挙者数は、近年は緩やかな増減傾向にあり、令和5年は9.6%、89人となっています。

【刑法犯検挙人員に占める少年の推移】



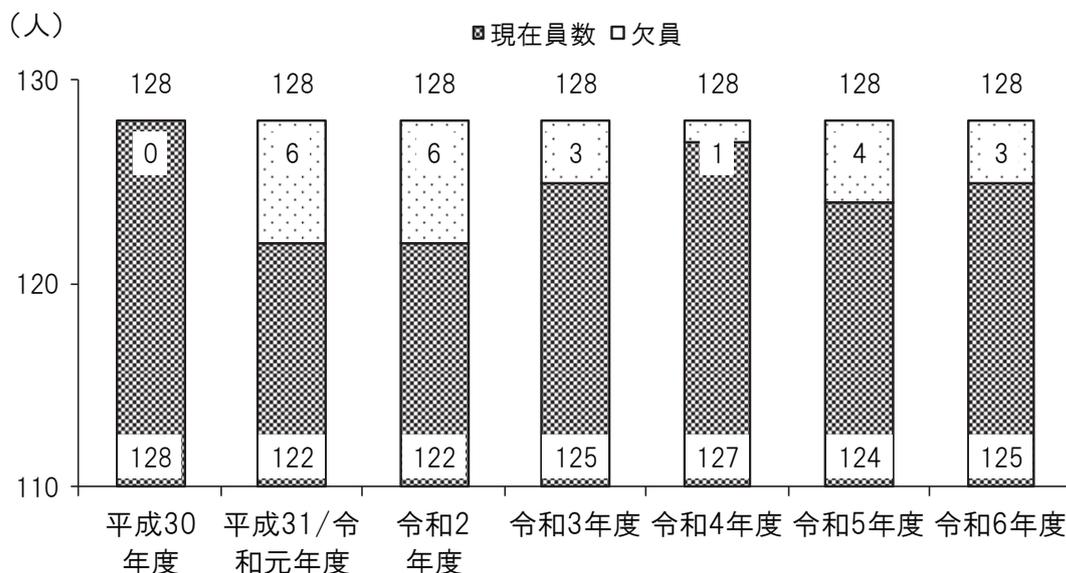
資料：協働推進課

1 1 更生保護ボランティアの状況

(1) 保護司の推移

本市を所管する鳥取保護区（鳥取市、岩美町及び智頭町）の保護司の定員は 128 人で、令和 6 年度は 125 名が活動を行っており、3 名の欠員となっています。

【保護司の推移】

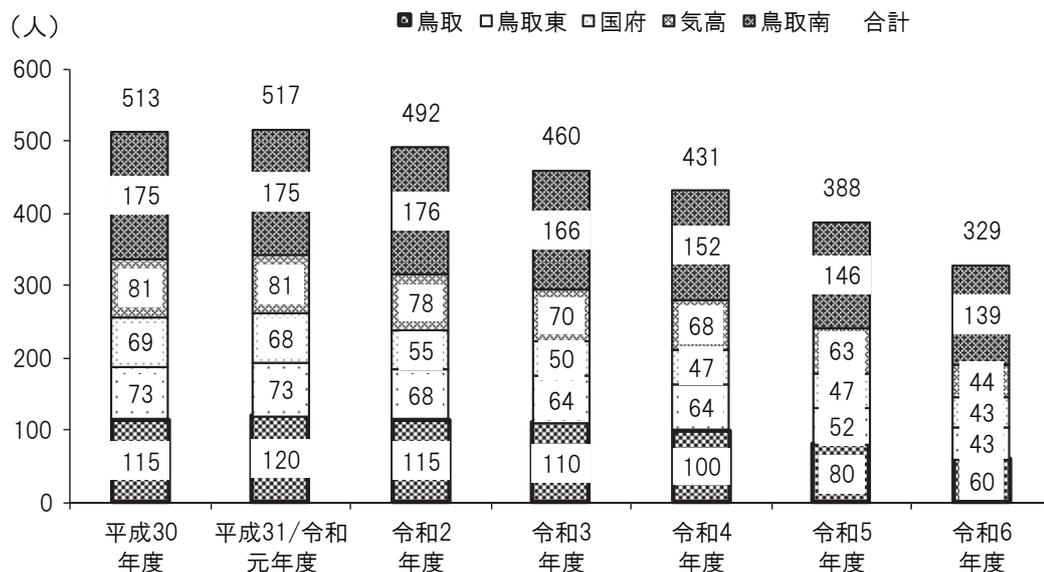


資料：鳥取保護観察所

(2) 更生保護女性会会員の推移

本市を活動範囲とする更生保護女性会（鳥取更生保護女性会、鳥取東更生保護女性会、国府更生保護女性会、気高更生保護女性会及び鳥取南更生保護女性会）の会員数は年々減少しており、令和 6 年度は 329 名です。

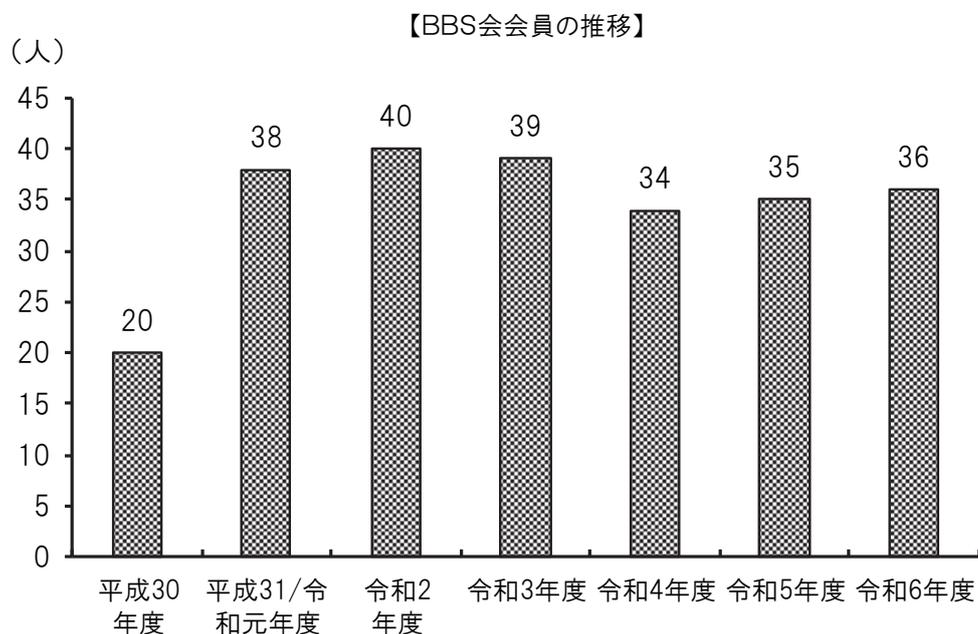
【更生保護女性会会員の推移】



資料：鳥取保護観察所

(3) BBS会会員の推移

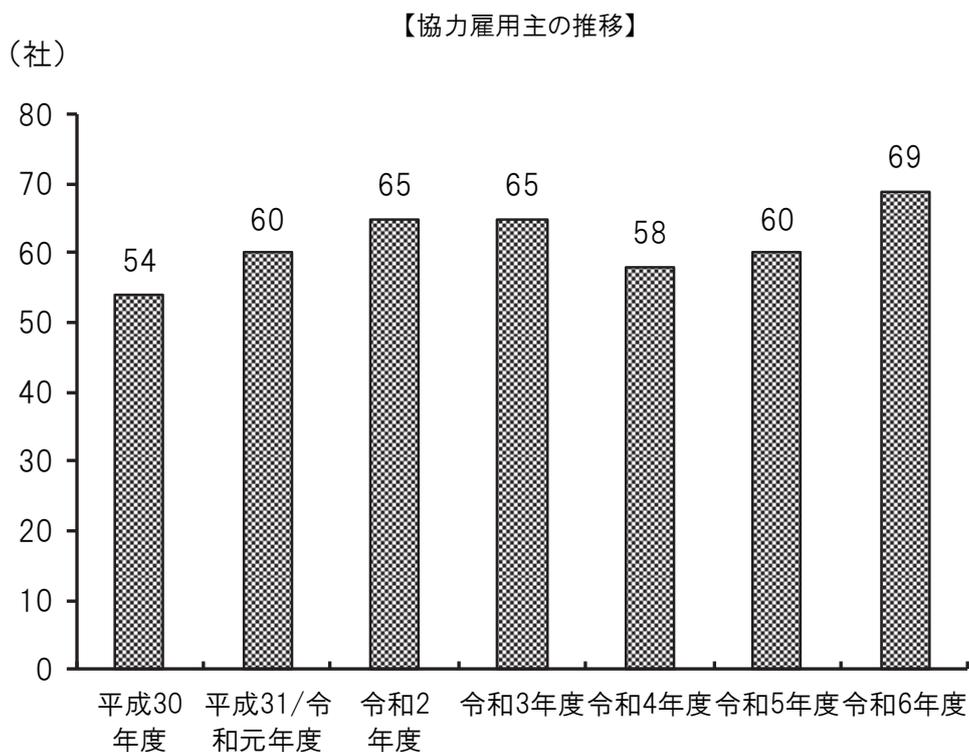
本市を活動範囲とするBBS会（Big Brothers and Sisters Movement）の会員数は近年緩やかな増加傾向にあり、令和6年度は36名です。



資料：鳥取保護観察所

(4) 協力雇用主の推移

本市内の協力雇用主数は増加傾向にあり、令和6年度は69社です。



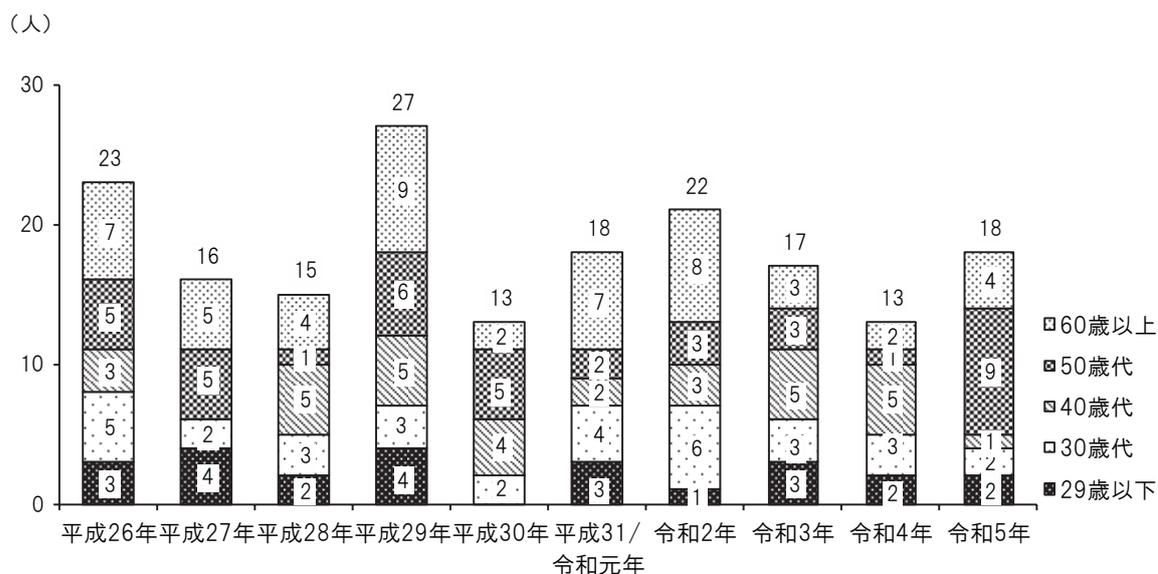
資料：鳥取保護観察所

12 自死者数の推移

(1) 男性

本市の自死者数の推移を性別でみると、男性は近年増減しながら推移しています。年齢別では、年次によって変動がみられ、令和5年では50歳代に多くみられます。

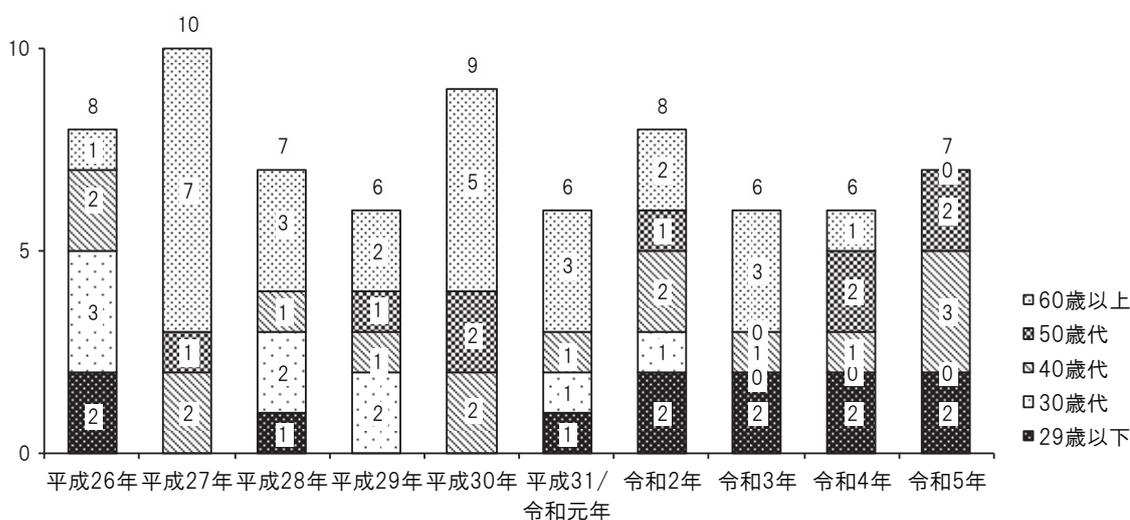
【自死者数の推移(男性)】



(2) 女性

女性の自死者数については、緩やかな増減で推移しており、令和5年では年代による差はあまりみられません。

【自死者数の推移(女性)】



第4章 本市の現状等からみる地域福祉の課題

本計画の策定に当たって実施した、アンケート調査及び団体ヒアリングの結果、「第3章 本市を取り巻く現状」の社会変化の動向から読み取れる、本計画策定に当たっての課題を整理しました。

(1) 地域のつながりと地域活動への参加について

- アンケート調査より、地域の課題として「少子高齢化の進行」「ひとり暮らし高齢者の増加」「近所や地域つきあいの減少」が上位に挙げられています。また、人とのつきあいが無いと感じることが「ある」割合が3割強と、孤独・孤立感のある人が増えており、地域において住民がお互いに支え合い、助け合う環境が求められています。
- アンケート調査では、地域の助け合い・支え合い活動を活発にするには「日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築くこと」が最も多く、次いで「家庭・学校・職場などで助け合いや支え合いのこころを育むこと」の順でした。地域における互助の意識を、地域行事や地域福祉活動などを通じて高めることが必要ですが、アンケート調査では、「地域の行事や町内会活動に参加したことがない」人が3割弱でした。地域活動に参加したことの無い理由として「仕事を持っているので時間がない」「きっかけがない」が上位にあげられています。また若い世代は「きっかけがない」と回答した割合が高く、できるだけ若い時期から地域活動に関わる機会をもつことで、地域住民に支え合いの意識の醸成を図ることが必要です。

(2) 福祉のネットワークづくり

- 団体ヒアリングでは、地域福祉関係団体・関係機関と行政との情報の共有化、連携の強化（ネットワークづくり）の必要性があげられています。また、地域において課題を抱える人を把握し、早期の対応を図るためには、行政と関係機関、地域住民との連携など、地域全体による見守りが重要です。多様な関係機関が連携し、支援を必要とする人に対し適切な福祉の支援を継続的に行うことのできる仕組み（ネットワーク）を構築していく必要があります。
- 身近な地域で福祉ネットワークが構築され有効に機能するためには、活動の拠点となる場所と、活動の調整役となるコーディネーターの配置が必要です。

(3) 福祉学習と福祉の担い手づくり

- 団体ヒアリングより、高齢でも就労している人が多く地域組織の役員のなり手が無い、地域のボランティアもなり手が少ない、との声がありました。地域におけるつながりの希薄化に加え、福祉の担い手不足などの問題が進行しています。持続可能な地域福祉活動を行うためには、地域住民の中から担い手や福祉リーダーを育成し、地域の中でも課題を解決することのできる、地域力の醸成を図ることが必要です。
- そのためには福祉に関心を持ってもらうことが重要です。アンケート調査では、福祉に関心がある人は7割以上になったものの、福祉のボランティア活動への参加は、以前参加したことのある人を含めてもその半分程度の割合でした。

- ボランティア活動について、団体ヒアリングでは、無理のない範囲で空いた時間での参加を求める声、ボランティアの有償化に関する意見がありました。ボランティア活動に参加し易い仕組みを検討していく必要があります。
- また、団体ヒアリングより、当事者の地域コミュニティに対する声として、「地域の人は認知症の人への接し方が分からないと聞いた」「障がいに対する地域住民の理解が必要」「地域役員に当事者の体験談の話をする機会を与えてほしい」とありました。当事者やその家族への理解を含む地域福祉について学習し理解を深め、地域のボランティアとして活動する住民を増やしていくことが重要です。

(4) 包括的支援体制の推進

- アンケート調査では、不安や悩みについて、「自身や家族の身体のこと」「自身や家族の介護のこと」や「経済的なこと」など、年代により差がみられます。また、悩みや不安の相談先は、家族や親族などが大半を占め、公的な相談窓口の利用は低くなっています。
- 団体ヒアリングや本市相談窓口での相談内容をみても、高齢者支援、障がいのある人の支援、子育て支援に加え、生活困窮、ひきこもりなど社会的な孤立、健康、虐待、人権、防災など、地域が抱える課題は多岐にわたり、さらに、それらが複雑化・複合化してきている傾向がみうけられます。複合的な悩みを抱える人が増えている現状において、相談窓口も分野を超えて連携し、多機関が協働で、アウトリーチを含む継続的な支援や参加支援を行うなど、包括的な支援体制を充実させることが重要です。
- 支援が必要な人を地域で早期に把握し対応するためには、見守り等の地域の福祉活動や、地域で気軽に相談できる場の創出が必要ですが、相談機関や制度について周知し認知度を高めることも必要です。アンケート調査では、福祉に関する情報提供について、特に広報誌の利用が多いことから、引き続き分かりやすい広報に努めるとともに、情報弱者に対する配慮や工夫も必要とされます。

(5) 地域における居場所づくり

- 団体ヒアリングでは、「高齢で外出や人と話す機会が減っている」「交流を行う通いの場が少ない」「社会交流や役割の場が通える距離にあるとよい」という声が上がっていました。また、アンケート調査では、孤独・孤立問題への対策で必要と思われるものとして、「当事者が気軽に集まれる様々な場所づくり」と答えた割合が最も高くなっていました。地域の中に、住民の誰もが気軽に集える常設型のサロンの開設が求められています。
- 地域食堂（こども食堂）は、令和5年度では35箇所あり、アンケート調査の結果でも地域食堂を「知っている」人は約7割と市民の認知度は高い傾向にあります。
- 地域食堂からも「様々な活動を通し、幅広い年齢層の相談を受けている」「食堂等への参加によって仲間やスタッフに悩みを相談でき気持ちの余裕につながる」という声があり、子どもに限らず幅広い年齢層にとっての居場所になっています。今後も孤立や生活困窮など様々な生活課題を抱えた人の居場所となるような、多様な形態の地域食堂の取組が必要です。

(6) 権利擁護活動の充実

- ・判断能力やコミュニケーション能力が十分でない高齢者や障がいのある人の生活課題に加え、身寄りのない高齢者等の問題が顕在化しています。これらの人が地域生活を継続していく上で、財産管理や制度・サービスの利用等において様々な権利の制限を受けることがあります。このような問題の対策の一つとして、成年後見人制度の充実があげられます。本市では、「第9期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」及び「鳥取市障がい者計画・第7期鳥取市障がい者福祉計画・第3期鳥取市障がい児福祉計画」に内包し策定しています。今後も、権利擁護事業の推進や市民後見人の養成など、引き続き権利擁護に関する取組の充実が求められています。

(7) 災害時の支援体制の充実

- ・アンケート調査より、災害が発生したときに「家族・親族」に次いで「近所の人」を頼りにする人の割合が高くなっています。またひとり暮らしの世帯はそのほかの世帯と比べ「頼りにする人・ところはない」の割合が高くなっています。このことから、日頃からの近所付き合いや、地域の災害時の連携・支援体制の構築が求められています。
- ・「避難行動要支援者支援制度」について「知らない」とする人は半数以上でした。また避難支援者になることについて「町内の人や同じ自治会の人なら支援者になってもよい」とした人は約3割でした。制度の周知とともに、地域の住民に理解・協力を得ることが必要です。
- ・団体ヒアリングでは、避難に支援の必要な人の把握や、支援の在り方、避難所の設備などに対し意見がありました。地域防災に関する学習プログラムを構築し学ぶことで地域住民へ理解を求め、災害時に誰一人取り残さないよう、地域住民がお互いに助け合う体制づくりが必要です。

(8) 誰もが安心して暮らせる社会づくり

- ・アンケート調査より、みんなで地域社会を支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちを実現するために行政や市社協に行ってほしい施策や取組については、「在宅福祉サービスの充実」「福祉に関する情報提供の充実」「日常の交通や移動手段の確保」などの回答が高くなっていました。
- ・高齢者や障がい者福祉、子育て支援などの福祉分野や、制度の狭間にある福祉分野それぞれにおいて、住民同士や地域における「互助」はますます重要となっています。社会福祉法人や福祉事業所、企業においても、地域の一員として、住民や地域組織等と協働し社会貢献を行う取組が求められています。

(9) 犯罪を繰り返さないために（再犯防止）

- ・犯罪をした者等の生活や就労環境の改善等、再犯防止の取組を進めることにより、犯罪が犯罪を招く負の連鎖を断ち切ることに、社会全体で努めていくことが求められています。アンケート調査では「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思うか」に対し、「わからない」が最も多い結果でした。国や県等と連携した就労支援や、更生保護団体と連携した活動を強化するとともに、広報紙等の各媒体を通じて、再犯防止の重要性に関する周知・啓発を行っていくことが必要です。

第5章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

少子高齢化や小世帯化の進行を背景に、ひとり暮らし高齢者の増加や家族間の支え合い機能の低下、地域の担い手不足など、地域で支え合う力の弱体化が進んでいます。また、複合的な福祉課題を抱えた世帯、孤独・孤立の状態にある人などの福祉課題が顕在化しています。

このような地域の課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、公的なサービスだけでなく、地域で住民同士が支え合い、地域の関係機関や関係団体と連携し、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

これまでの地域福祉の取組における現状や課題の整理を踏まえ、本計画においても、社会情勢の変化や新たな市民ニーズに対応し、安心して暮らすことができる地域福祉を推進するため、「基本理念」については、前計画に引き続き次のように掲げます。

■ 本計画の基本理念 ■

みんなで支え合い いつまでもいきいきと 自分らしく暮らしつづけることができる 福祉のまちづくり

2 基本原則

本計画は、前計画に引き続き、基本理念の下に次の三つの基本原則に基づいて策定しています。

○基本的人権の尊重

日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障しており、地域福祉の推進に当たっても、その根底を成す考え方としています。

○参画と協働の促進

地域福祉は、助け合いと支え合いを基本とした取組です。「鳥取市自治基本条例」に基づき、一人ひとりが地域福祉への参画意識を持ち、地域の関係機関や関係団体との連携により、協働して取組を進めることが重要です。

○地域共生社会の実現

地域福祉の推進に当たっては、高齢者、障がいのある人、子ども、孤立している人など、制度を超えた分野横断的な取組が重要です。地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制づくりを目指します。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、国の制度や指針、近年の社会環境の変化や、本市を取り巻く現状などを踏まえ、本計画では次の四つの基本目標を定めます。

基本目標Ⅰ 住民参加と地域福祉活動の促進

市民がお互いに相手の立場を尊重し、福祉に対する意識を醸成するとともに、身近な地区を単位とした支え合い・助け合い活動の促進を図ります。

また、地域福祉に関する活動の拠点を整備し、福祉ネットワーク機能の構築や、住民に身近な地区で気軽に相談できる場づくりに努めます。

基本目標Ⅱ 福祉学習の推進と福祉の担い手づくり

地域福祉に関する市民の理解を深め、地域福祉に関する活動の活性化を図るため、福祉学習のプラットフォーム（基盤）の形成に努めます。

また、世代を問わず福祉学習を充実するとともに、地域福祉を担う人材・リーダーの確保と育成に努めます。

基本目標Ⅲ 包括的支援体制と権利擁護活動の充実

地域における様々な生活課題に関する相談を包括的に受け止めるとともに、複雑化・多様化した課題には、分野を超え、多機関が協働して、包括的・重層的な支援体制の充実を図ります。

また、市民一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく暮らすために、権利擁護の活動や、虐待等の人権侵害の早期発見・解決に、関係機関が連携して取り組みます。

基本目標Ⅳ 地域で安心して暮らせる基盤づくり

地域の要配慮者に対する災害時の支援体制を構築するため、地域の防災力強化のための取組を進めます。

また、社会的な孤立など制度の狭間にある課題や、複合的な生活課題にも対応できる福祉サービスの提供と利用促進に努めるほか、当事者の社会参加の促進をはじめ、生活を支援する様々なサービスを利用しやすい環境づくりの充実に取り組みます。

4 計画の体系

基本理念	みんなで支え合い いつまでもいきいきと 自分らしく暮らしつづけることができる 福祉のまちづくり
基本原則	○ 基本的人権の尊重 ○ 参画と協働の促進 ○ 地域共生社会の実現

【基本目標】

【基本計画（基本施策）】

I 住民参加と 地域福祉 活動の促進

1 地域における福祉活動の推進・支援 《重点取組1》

- (1) 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立 【重層・地域】
- (2) 地区を単位とする相談機能の確立 【重層・継続的、参加】
- (3) 地区を単位とする福祉活動の充実 【重層・継続的、参加、地域】
- (4) 町内会・集落における福祉活動の促進 【重層・地域】

2 地域食堂を拠点とした地域づくり 【重層・継続的、参加、地域】

3 福祉活動促進のための基盤強化

- (1) 市社協の組織体制の強化
- (2) 福祉活動の財源の強化

1 福祉学習の推進 《重点取組2》 【重層・地域】

- (1) 福祉学習のプラットフォームづくり
- (2) 子どもを対象とする福祉学習の推進
- (3) 地域を対象とする福祉学習の推進

2 ボランティア・市民活動センターの機能強化と地域福祉の担い手づくり 【重層・地域】

- (1) ボランティア・市民活動センターの機能強化
- (2) 地域福祉の担い手の育成・支援

3 福祉専門人材の確保・育成 【重層・地域】

III 包括的支援 体制と 権利擁護 活動の充実

1 包括的支援体制の充実 《重点取組3》

- (1) 包括的な相談支援体制の充実 【重層・包括的相談、継続的】
- (2) 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制の充実 【重層・包括的相談、多機関協働、継続的、参加】

2 権利擁護活動の充実

- (1) 権利擁護支援センターの活動の充実
- (2) 市民後見人の育成促進
- (3) 虐待の防止と連携の推進

3 情報提供体制の充実

IV 地域で安心 して暮らせる 基盤づくり

1 地域で支え合う防災体制の構築 《重点取組4》 【重層・地域】

2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開 【重層・参加、地域】

3 当事者の社会参加の促進 【重層・参加、地域】

4 福祉と連携したまちづくりの促進 【重層・地域】

5 社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進、企業の社会貢献活動の促進 【重層・参加、地域】

6 再犯防止施策の推進 《鳥取市再犯防止推進計画》

5 重点的な取組

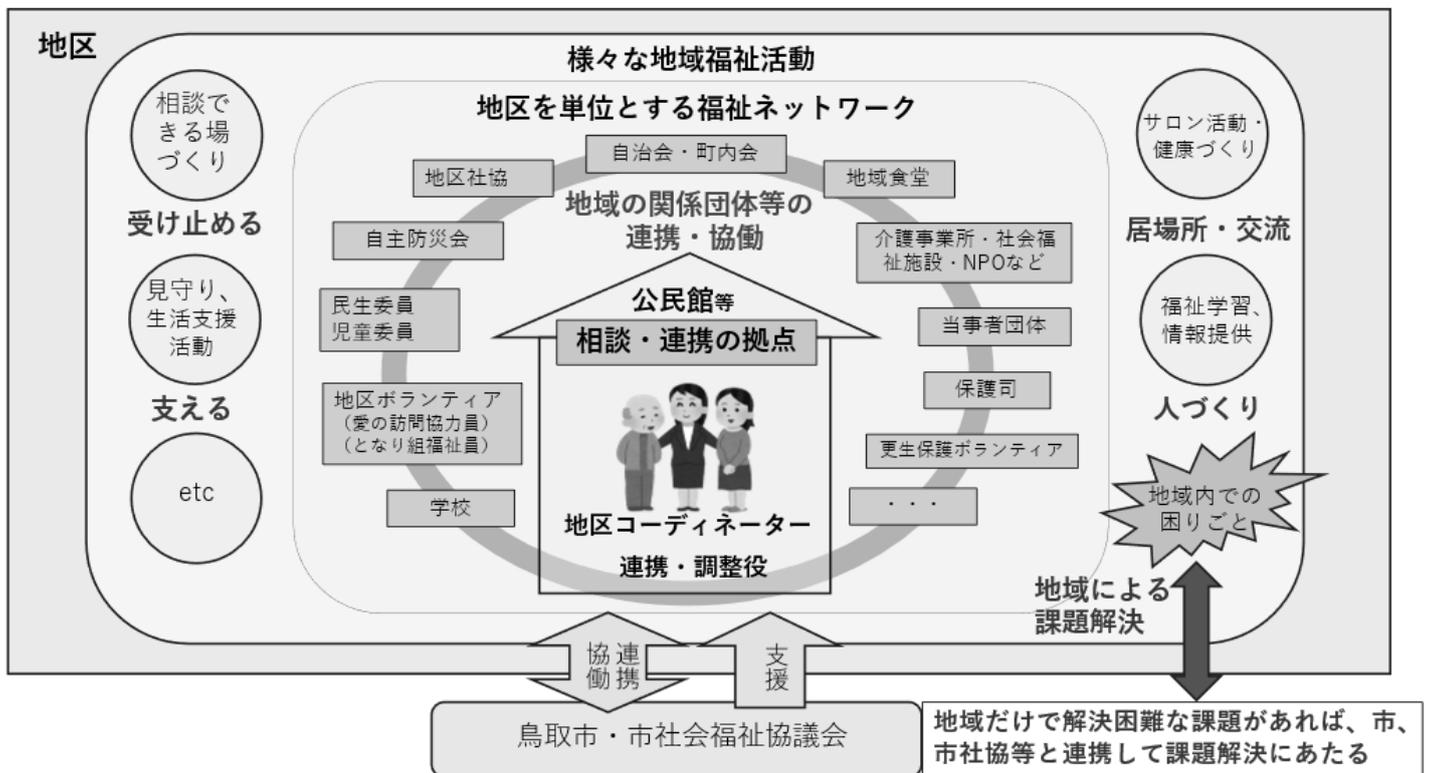
本計画の推進に当たっては、本市の地域福祉に関する現状等から読み取れる課題を踏まえ、次の四つの重点的な取組（重点取組）を定めます。

重点取組 1 地域における福祉活動の推進・支援

地域コミュニティが希薄化し、高齢化等により地域の担い手が不足してきている中、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく住み続けるためには、地域の住民が日頃からお互いに支え合うことが必要です。

特に、身近な地域で起こっている様々な生活課題に地域で対応するには、専門職による支援とともに、地域住民同士による自発的な福祉活動が重要な役割を果たします。

町内会・自治会等の地域組織をはじめ、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会、各種ボランティア、NPOなどの様々な住民組織や福祉関係機関等により、地域の实情に応じた福祉ネットワークを構築し、誰もが気軽に集える場を作り、地域の生活課題の発見、相談、見守りや生活支援といった支え合い活動を展開することを目指します。

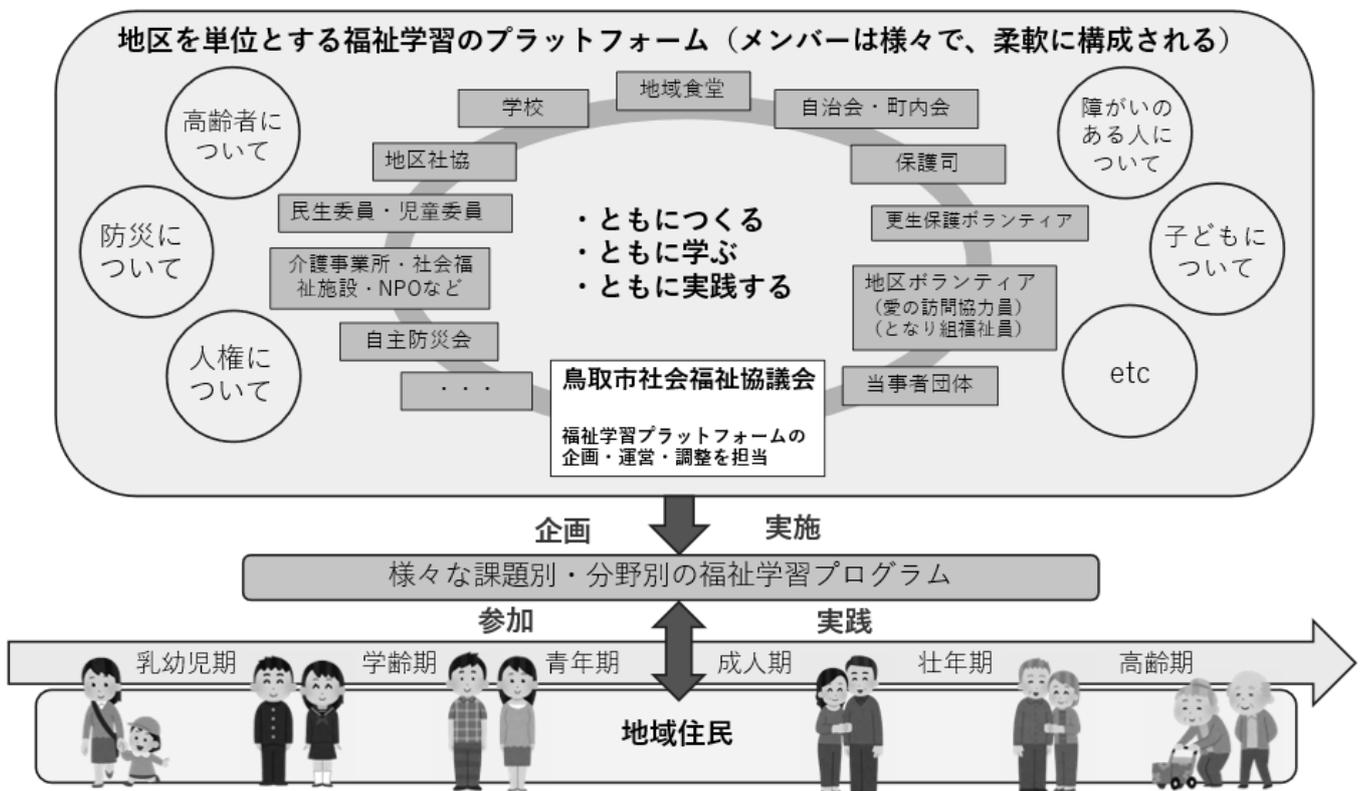


重点取組 2 福祉学習の推進

地域福祉を推進するためには、地域の課題に気づき、理解し、「我が事」と考えるなど、地域全体で福祉についての意識が向上し、あらゆる年代や立場の人が、お互いに支え合う気持ちを醸成することが大切です。

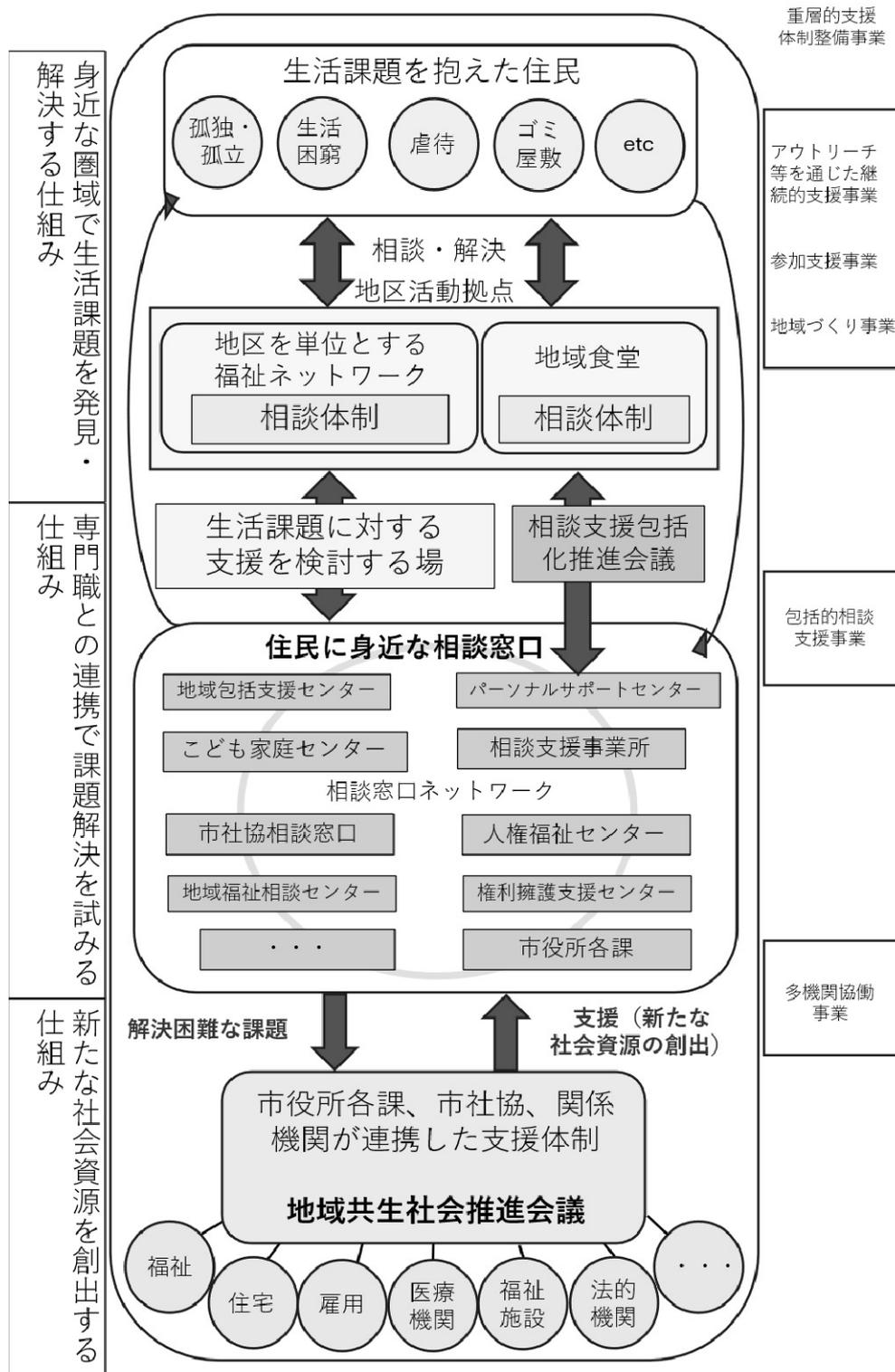
福祉の学習は、福祉の知識を得るだけでなく、多様な人権の尊重をはじめ、高齢者や障がいのある人等との交流の機会などを通じ、福祉への理解と関心を高め、地域の人と協働して福祉活動に参加する力を育むことでもあります。

そのため、地区の福祉ネットワークや、地域の様々な機関・団体が参加した福祉学習の基盤（プラットフォーム）づくりを進め、地域や学校等において福祉学習の機会の充実を図ります。



重点取組 3 包括的支援体制の充実

少子高齢化、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化を背景に、高齢者、障がいのある人、ひとり親世帯、生活困窮世帯、孤立している人などの生活課題が複雑化、深刻化するとともに潜在化する傾向がさらに強まっています。このような生活課題を積極的に把握し包括的に支援していくために、地区において住民や関係機関と協働した課題発見の仕組みづくりと、分野を超えた相談窓口の充実、多機関の連携強化など、包括的な支援体制の充実を進めます。



重点取組 4 地域で支え合う防災体制の構築

近年、想定以上の集中豪雨や台風、地震などの自然災害が各地で頻発しており、こうした自然災害はいつ、どこで発生するか予測が難しく、いざ大規模な災害が発生すると、高齢者や障がいのある人が被害を受けやすいと言われています。

災害時に誰も取り残さない地域づくりを進めるには、平時からの顔の見える関係づくりとともに、避難に支援の必要な人を地域で把握し、災害時に支援する防災体制の構築が必要です。

日頃から多くの住民が地域での防災活動に参加できるように、自主防災組織や関係機関等と協働し、地域の防災学習の参加や支え愛マップ*の作成・更新など、支援される人も含め地域防災の理解と互助意識の向上につながる取組を行い、地域で支え合う防災体制の構築を図ります。



*【支え愛マップ】災害時に誰かの手助け・声掛けを必要とする人、声かけができる人、避難先などの情報を盛り込んだ地図

第6章 計画（施策）の展開

地域福祉の推進主体については、次の三つに分類化し、計画（施策）の取組ごとに、それぞれの主体の役割や期待される取組を記載しています。

- 「行政」…公的サービスや制度の提供主体
- 「民間」…住民、地域、隣近所、町内会・自治会等の地域組織、社会福祉活動を行う事業者、企業など
- 「市社協」…地域福祉の「民間」における推進役

なお、重層的支援体制整備事業での計画（施策）の取組については、該当する計画（施策）に、下表のとおり重層的支援の分類を示しています。

重層的支援	○○
-------	----

◎「計画（施策）の展開」の見方

次ページからの計画（施策）の展開は、基本計画（基本施策）ごとに作成し、下表のとおり記載内容となっています。

	内容
行政による取組 ／共助 ^{※1} ・公助 ^{※2}	「地域福祉計画」での取組の内容
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／ 自助・互助 ^{※3} ・共助）	「地域福祉活動計画」での取組の内容
市社協の役割	「地域福祉活動計画」での取組の内容

※1【共助】介護保険制度や医療保険制度などを活用し、必要に応じて様々な社会保障制度やサービスを受けること（社会保障制度等を活用する。）。

※2【公助】公的サービスの提供、住民活動への支援、人権擁護に関する取組や虐待防止など、行政施策として行うべきもの（行政などの公的サービスを受ける。）。

※3【互助】近隣の人との日頃の声掛けや見守りをはじめ、ボランティアやNPO、住民組織での活動など、住民同士の助け合い、支え合い活動（地域などで互いに支え合う。）。

基本計画（基本施策）1 地域における福祉活動の推進・支援（重点1）

住民が地域の様々な福祉活動へ参加し、日常的に地域で支え合う仕組みづくりが地域福祉の推進につながります。そのためには、各地区の状況に応じた福祉ネットワークの構築が必要です。本市では、地区内の様々な組織や住民と協働し、実践を重ねながら拡充を検討していきます。

(1) 地区を単位とする福祉ネットワーク機能の確立

重層的支援	地域づくり
-------	-------

【目指す姿】

○地区（おおむね地区公民館区域）を単位として、様々な住民組織や福祉関係機関などによってネットワークが形成され、生活課題の発見や相談支援体制が構築されるとともに、地域の福祉関係者が集い、様々な活動をするための拠点づくりが進み、住民主体の見守りや生活支援などの様々な地域福祉活動が展開されるようになります。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の関係機関や関係団体が、地域福祉を推進するネットワークを形成するために、その立ち上げを支援するパッケージの構築を進めていきます。 ●地域の福祉関係者が定期的に集まり、研修会の開催をはじめ、福祉の充実について検討する協議の場の設置を促進します。 ●地区公民館など、地域の実情に応じ、地域の関係者が集い、活動するための拠点づくりを促進します。 ●各地区の協議の場や拠点の運営、地域の福祉関係者の活動の調整を担う地区コーディネーターの配置を支援します。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自 助・互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域で、地域組織の在り方の検討をはじめ、地域福祉を推進するネットワーク形成のための体制整備を図ります。 ●地区コーディネーターとの連携を強化します。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の関係機関や関係団体が、地域福祉を推進するネットワークを形成するために、その立ち上げを支援するパッケージの構築を支援します。 ●地区での様々な研修会の実施や地区ボランティアの育成・組織化を通じて、小地域福祉活動の強化を図ります。 ●地区コーディネーターの配置を推進します。

(2) 地区を単位とする相談機能の確立

重層的支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援
--------------	-----------------------

【目指す姿】

○地区（おおむね地区公民館区域）を単位として、常設型の相談の場が全地区で進み、住民に身近な地区で、気軽に生活課題などに関する相談ができるようになります。

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●地区公民館など、地域の実情に応じ、地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を推進します。 ●地域福祉相談センター、地域包括支援センター、人権福祉センターなど各関係機関との連携を行います。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）		<ul style="list-style-type: none"> ●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を検討します。
市社協の役割		<ul style="list-style-type: none"> ●地区で気軽に相談できる常設型の場の設置の促進や運営を支援します。 ●地域福祉相談センター、地域包括支援センター、人権福祉センターなど各関係機関との連携を行います。

(3) 地区を単位とする福祉活動の充実

重層的支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援、地域づくり
--------------	-----------------------------

【目指す姿】

- 地区を単位とするネットワークが主体となって、孤立しがちな高齢者や障がいのある人をはじめとする住民の生活課題の発見と見守り支援活動が展開されています。
- 各地区の活動拠点には、孤立しがちな高齢者や障がいのある人をはじめ、住民の誰もが気軽に集える常設型のサロンが開設され、仲間づくりや健康づくりなどの活動が活発に展開されています。

①見守り支援・生活支援

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●地区を単位とするボランティア活動や企業等が行う見守り支援活動を支援します。 ●地区を単位とするネットワークが行う、課題を抱えた住民への生活支援活動を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり暮らし高齢者等の見守り支援を積極的に行います。 ●見守り活動への地区ボランティアに参画します。
市社協の役割		<ul style="list-style-type: none"> ●地区コーディネーターが各関係者との連携を図ります。 ●地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置します。 ●地区ボランティアによる見守り活動の強化に向けた取組を支援します。 ●地区ボランティア組織の立ち上げを支援します。 ●潜在的な課題を抱えた住民の発見、つながりづくりを支援します。

②地区サロン

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●地区公民館など、地域の実情に応じた拠点で、常設型の地区サロンの開設・運営を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		<ul style="list-style-type: none"> ●各拠点で、仲間づくりや健康づくりなどの活動を行う常設型の地区サロンの開設を検討します。
市社協の役割		<ul style="list-style-type: none"> ●常設型の地区サロンの開設に向けて、助成制度等の検討及び開設・運営支援をします。 ●常設型の地区サロンと地域資源との連携を支援します。

(4) 町内会・集落における福祉活動の促進

重層的支援	地域づくり
-------	-------

【目指す姿】

- 町内会・集落に、誰もが気軽に参加できるふれあい・いきいきサロンが開設され、住民の交流や健康づくり活動が活発に行われています。
- 各町内会・集落で支え愛マップの作成をきっかけに、避難行動要支援者や福祉的な支援が必要な住民の把握や支援体制の構築が進んでいます。

① ふれあい・いきいきサロン

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●各町内会・集落におけるふれあい・いきいきサロン事業の立ち上げ、運営を支援します。 ●福祉学習の推進により、サロンの担い手の育成を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		<ul style="list-style-type: none"> ●ふれあい・いきいきサロンを増やす取組を進めます。 ●地区ボランティアにより継続的なサロンの運営に取り組みます。
	市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●世代を超えたサロン活動への事業支援助成金等の支援及び財源確保、サロン活動事業に関する情報提供の充実を図ります。 ●地区ボランティアの養成を支援します。

②支え愛マップの推進

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協働して、支え愛マップと個別避難計画、防災訓練等が連動した、地域防災プログラムの構築を図ります。 ●様々な関係機関と連携して支え愛マップを周知し、マップ作成・更新に取り組む町内会・集落の増加を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		<ul style="list-style-type: none"> ●地区を単位とする福祉ネットワークと連携しながら、支え愛マップの作成、更新に取り組み、作成、更新を通じて、避難行動要支援者や福祉的な支援が必要な住民を把握して支援体制の構築を図ります。
	市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協働して、支え愛マップと個別避難計画、防災訓練等が連動した、地域防災プログラムの構築を図ります。 ●様々な関係機関と連携して支え愛マップを周知し、マップ作成・更新に取り組む町内会・集落の増加を図ります。

基本計画（基本施策）2 地域食堂を拠点とした地域づくり

地域食堂は子どもに限らず幅広い年齢層にとっての居場所としての機能を持ちますが、孤立や生活困窮など地域で様々な生活課題を抱えた人の居場所にもなるような、多様な形態の取組も大切です。

地域食堂が全ての地区で展開され、地域の多様な住民や様々な社会資源がつながるプラットフォームとして機能し、地域課題の解決のため地区の福祉ネットワークと連携する仕組みづくりを支援します。

重層的支援

アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援、地域づくり

【目指す姿】

- 地域食堂を地域に必要な社会資源として位置づけ、全地区で展開されています。
- 地域の多様なニーズに対応する新たな地域食堂が展開されています。
- 各地で地域食堂を拠点としたプラットフォームが形成され、地区の福祉ネットワークと協働し地域課題の解決を図る仕組みができています。

① 地域食堂の全地区での展開

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●地域食堂の立ち上げや運営を支援し、地域食堂を推進します。 ●地域食堂ネットワークの体制強化を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		<ul style="list-style-type: none"> ●地域食堂の立ち上げを進め、継続的な運営に努めます。 ●地域食堂ネットワークに参加し、地域や行政、関係機関との連携を進めます。
	市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域食堂が実施されていない地区へ関係機関と連携して立ち上げに向けた取組を進めます。

② 新たな地域食堂の推進

内容	
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の住民に対する相談支援など、地域の多様なニーズに対応する地域食堂の立ち上げを推進します。 ●社会的に孤立している人、認知症の人、ヤングケアラーなど生活課題を抱える人の居場所づくりとしての地域食堂の取組を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域住民への相談支援等、地域づくりにつながる地域食堂を展開します。 ●地域食堂において、様々な当事者がボランティアなどの役割を持って活動する取組を図ります。 ●地域食堂に集まる住民を通して地域課題の把握に努めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●生活課題を抱えた人の支援のため、各地域食堂と連携を図ります。 ●地域課題を把握するための活動を支援します。

③ 地域食堂を拠点としたプラットフォームの形成

内容	
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●地域食堂を拠点にした官民連携プラットフォームの形成を支援します。 ●地域食堂の官民連携プラットフォームが、地区の福祉ネットワークと連携し、地域課題の解決を図るための体制構築を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な主体が参画した官民連携プラットフォームを形成します。 ●地域食堂の活動の中で把握した地域課題に対し、地区の福祉ネットワークや様々な関係機関と連携する仕組みづくりを進めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な社会資源を官民連携プラットフォームに繋ぎます。 ●官民連携プラットフォームに参加し、関係団体との連携を図ります。

基本目標 I**住民参加と地域福祉活動の促進****基本計画（基本施策） 3 福祉活動促進のための基盤強化**

多様化・複雑化する近年の福祉課題に対応し、より効果的な福祉施策を行うための基盤づくりが求められています。財源の強化など地域福祉の事業をさらに推進するための取組を進めます。

(1) 市社協の組織体制の強化**【目指す姿】**

○市社会福祉協議会の組織体制と事業の見直しが進み、住民主体の様々な地域福祉活動への支援が充実しています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●地区コーディネーターの配置など市社協の体制強化への支援を行います。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●地域福祉活動の実施にあたっては、市社協と連携・協働し取り組みます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●本計画に沿った事業を着実に実施し、継続的にサービス等を提供します。 ●地区コーディネーターの配置により様々な取組を強化します。 ●地域支え合い推進員(生活支援コーディネーター)の取組を強化します。 ●地域福祉の人材育成に努めます。

(2) 福祉活動の財源の強化

【目指す姿】

○ふるさと納税や募金活動への理解が進み、財政基盤の強化が図られています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさと納税を活用します。 ●寄附文化の創出に向けて市社協や地域食堂ネットワーク等と連携し情報提供を強化します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●募金活動への理解を深め、寄附文化の創出を図ります。 ●企業・事業所の社会貢献活動の取組として地域食堂等への寄附による地域福祉活動の支援の意識を高めます。 ●クラウドファンディングなど新たな福祉財源を検討します。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●共同募金活動の目的や趣旨を広く情報提供し、募金活動への理解を促進し、共同募金運動の強化を図ります。 ●募金、寄附金を財源として、幅広い小地域福祉活動を支援します。 ●市社協会費、寄附金への理解に向けた情報提供等の取組を行うとともに、目的用途を指定した寄附金の受け入れや幅広い分野への支援を検討し、効果的な活用を図ります。

基本計画（基本施策）1 福祉学習の推進（重点2）

地域福祉を推進していくためには、子ども・大人など年代に関わらず住民に福祉へ関心を持ってもらい、地域福祉活動のきっかけを作り、実際に参加して、地域福祉の担い手になってもらえるような取組が大切です。

学校や地域において福祉学習の機会の充実を進め、地域全体で福祉について理解し、お互いに支え合う意識の醸成を図るため、福祉学習の基盤（プラットフォーム）づくりを推進します。

重層的支援	地域づくり
-------	-------

（1）福祉学習のプラットフォームづくり

【目指す姿】

○企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な機関・団体が参加した福祉学習のプラットフォームが形成され、実践型学習を中心とした福祉学習のプログラムづくりが進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉学習のプラットフォームに参加し、福祉学習の機会の充実を図ります。 ●教育委員会と福祉部門との連携を強化します。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ●自ら福祉学習のプラットフォームに参加し、福祉学習プログラムを共につくり、学び、実践に努めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地区単位での福祉学習のプラットフォームの設置を推進し、企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体との連携や調整を行います。

(2) 子どもを対象とする福祉学習の推進

【目指す姿】

○子ども向けの福祉学習プログラムが充実し、地域福祉への理解が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●子ども向けの福祉学習プログラムの作成・実施に協力します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●教育機関と連携して、子ども向けの福祉学習プログラムに参画します。 ●地域での福祉学習を実践できる場の提供に努めます。
市社協の役割	●学校や地域との連携を図りながら、地域住民、当事者の参加を通じて実践型学習を中心に福祉学習を推進します。

(3) 地域を対象とする福祉学習の推進

【目指す姿】

○住民・ボランティア向けの福祉学習プログラムが充実しています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●生涯学習の場である麒麟のまちアカデミーで、地域福祉の推進に資する新たな福祉学習プログラムの充実努めます。 ●地区公民館等で、地域における新たな福祉学習プログラムの実施に協力します。 ●人権と福祉のまちづくり講座等での福祉学習の充実を行い、地域福祉への住民の参画を促進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●地区単位での様々な学習や研修に参加し、福祉活動や当事者への理解を深めます。 ●地域で誰もが参加しやすい福祉活動を展開し、参加者と関係者との相互理解を深めます。
市社協の役割	●様々な地域の関係機関や関係団体と連携し、企業、学校関係者、当事者団体、ボランティア等へ福祉学習を推進します。

基本計画（基本施策）2

ボランティア・市民活動センターの機能強化と地域福祉の担い手づくり

住民の福祉活動やボランティアの輪を広げていくために、地域の担い手となる地域ボランティアなどの人材育成を推進し、福祉活動の活性化を目指すとともに、地域ボランティアに関心がある住民が、地域の福祉活動に実際に参加し、地域福祉の担い手になってもらえる取り組みが大切です。

重層的支援 地域づくり

(1) ボランティア・市民活動センターの機能強化

【目指す姿】

○ボランティア・市民活動センターが行う、各種講座の充実等によるボランティアの養成や、担い手の掘り起こし、市民活動団体と地域組織、企業等の連携により、活発な地域活動が展開されています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●ボランティア・市民活動センターの機能強化を行います。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●ボランティアや市民活動の活動者など、地域福祉の担い手を増やします。 ●地域住民の協働により、新たな地域課題に対応する福祉活動を創出します。 ●地域福祉に関する市民活動への理解を深めます。
市社協の役割	●ボランティア・市民活動を支援します。 ●ボランティアの養成及び新たな担い手の掘り起こしに努めます。 ●地域組織や企業との接点を作ります。 ●福祉学習のプラットフォーム構築に向けて、支援を行います。 ●ボランティア・市民活動団体・地域組織・企業間等の調整を行い、それぞれの活動の充実を図ります。 ●小地域福祉活動や、個別の支援に対する調整を行います。 ●様々な活動主体に対して、各種助成金等の情報提供の場作り、個別相談による支援の充実を図ります。

(2) 地域福祉の担い手の育成・支援

【目指す姿】

○福祉ボランティアの育成・活動支援等により地域福祉に対する意識が向上し、地域福祉の担い手の確保につながっています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●介護支援ボランティアや、ファミリー・サポート・センターの協力会員・提供会員への登録を呼びかけます。 ●認知症サポーター^{※1}の養成をはじめ、「いのち支える 鳥取市自死対策推進計画」に沿ったゲートキーパー^{※2}の養成など、地域福祉の担い手の育成を支援します。 ●つながりサポーター^{※3}養成研修、傾聴力養成講座等を実施し、人材の育成に努めます。 ●就労しながら民生委員等を受託しやすい環境づくりなど、担い手の確保に努めます。 ●地区コーディネーターの活動を支援することで、地区ボランティアとしての参画を促進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーター養成講座等の受講、介護支援ボランティアやファミリー・サポート・センター(生活援助型)(育児型)への登録に努めます。 ●民生委員・児童委員、保護司等の活動について理解し、担い手として参加します。 ●つながりサポーター養成研修を受講し、地域での活動に参加します。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●市社協の広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用し、介護支援ボランティア制度やファミリー・サポート・センターの周知を図ります。 ●介護支援ボランティアやファミリー・サポート・センターの協力会員・提供会員の登録受付窓口の周知を図ります。 ●地区コーディネーターの活動を推進することで、地区ボランティアとしての参画を促進します。 ●福祉の人材育成に関する制度や講座等の周知を図ります。

※1【認知症サポーター】認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする、養成講座を受けた人。

※2【ゲートキーパー】自死の危険を示すサインに気付き、適切な対応(悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守ること)ができる人のことで、「命の門番」と位置付けられる人のこと。

※3【つながりサポーター】養成研修を受講して、地域で孤独・孤立の状態にある人を発見し、見守り、必要に応じ専門機関につなげるなど、できる範囲で手助けをする市民ボランティア。

基本目標Ⅱ**福祉学習の推進と福祉の担い手づくり****基本計画（基本施策）3 福祉専門人材の確保・育成**

少子高齢化による福祉人材の不足が見込まれる中、今後、地域福祉活動を充実していくためには、活動を支える専門的な知識を持つ人材の確保や育成が欠かせません。

次代の地域福祉を担う人材の発掘・育成の促進を図ります。

重層的支援

地域づくり

【目指す姿】

○実習生の積極的な受け入れが進み、地域福祉を担う人材の確保・育成が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●教育機関からの実習生を積極的に受け入れ、地域福祉を担う人材の確保・育成に努めます。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●地域の企業やサービス提供事業者等で、実習生の受け入れを図ります。
市社協の役割	●実習生の受け入れの支援や調整を行います。

基本計画（基本施策） 1 包括的支援体制の充実（重点3）

相談窓口においては、相談のあった福祉課題を属性・世代を問わず包括的に受け止めるとともに、複雑化・複合化した支援ニーズに対しては、分野を超えた様々な専門機関等が連携し、適切なサービス等につなげることが必要です。

地域の相談窓口や相談支援機関が連携し、住民がどこへ相談しても適切な支援につながるよう対応に努めます。さらに、多機関が協働して、孤立している人等問題を抱える人のところに積極的に出向き必要な支援を行うなど、包括的な支援の取組を推進します。

(1) 包括的な相談支援体制の充実

重層的支援

包括的相談支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援

【目指す姿】

- 地区の相談の場と関係者間の連携体制が進み、地域住民が抱える様々な生活課題に対し、各種専門機関からの早期支援が行われ早期解決につながっています。
- 地域福祉の各相談拠点に地域住民から早期に様々な相談が行われ、さらに専門機関が連携して包括的に支援を行う体制が構築されています。

①地域と各種専門機関との連携

	内容
行政による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●地区公民館など、地域の実情に応じ、地区で気軽に相談できる常設型の場の設置を推進します。 ●地区サロンなど地区で気軽に相談できる常設型の場と地域福祉相談センター等各種相談機関との連携体制を構築します。 ●地区で気軽に相談できる常設型の場と各種専門機関との連携及び協働を推進します。 ●地域食堂の設置を推進し、気軽に相談できる場づくりに努めます。 ●地区で気軽に相談できる常設型の場で受けた生活課題について、包括的支援を協議する場の設置を促進します。
民間の方向性 (主に住民・地域による取組／自助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●地区で気軽に相談できる常設の場を設置し、地区内の地域課題、生活課題を発見して住民で話し合う体制づくりを進めます。 ●地区で気軽に相談できる常設型の場と地域福祉相談センターや各種専門機関との連携を進めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地区で気軽に相談できる常設型の場との連携を進めます。 ●地区コーディネーターの配置を推進します。 ●地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）と連携します。

②地域福祉の相談拠点の充実と連携

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、こども家庭センター、総合教育センター、中央人権福祉センター、各人権福祉センター等による相談体制を充実し、様々な相談への早期対応と支援へとつなげます。 ●地域福祉相談センターの機能の見直しを図ります。 ●住民からの分野を問わない生活課題の相談に対し相談窓口で包括的に受け止め、専門機関と連携して適切な支援に努めます。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		<ul style="list-style-type: none"> ●地区内の地域課題、生活課題を話し合う場に参加し、地域住民が抱える様々な生活課題の早期発見、早期支援に向け、専門職との連携を図ります。
	市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉相談センターと地域包括支援センターの連携による相談支援体制の充実を図ります。 ●地域福祉相談センターの周知に努めます。 ●各相談機関との連携の強化を図ります。

(2) 高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援体制の充実

重層的支援	包括的相談支援、多機関協働、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援
-------	-------------------------------------

【目指す姿】

- 複雑化、深刻化、潜在化する様々な生活課題を抱える人の早期発見から支援につながる包括的な支援体制が充実しています。
- 社会的に孤立している人など制度の狭間にいる人を含む世帯全体の生活課題を丸ごと把握し、必要な支援を包括的に行う生活困窮者自立相談支援機関を中心とした高齢、障がい、子育て支援、生活困窮等の分野を超えた支援が進んでいます。

①複合的課題への対応

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●生活課題に対する包括的支援を協議する場(相談支援包括化推進会議)を充実します。 ●分野別の対応が困難な複合的課題について、多機関が協働しアウトリーチ支援を通じた伴走型の支援や参加支援などを進めます。 ●課題によっては、関係部署・機関が参加する「地域共生社会推進会議(地域まるごと会議)」を開催し、支援体制を構築します。 ●地域の関係機関や関係団体など各分野の支援機関の間で行った支援事例等の情報を共有し、連携を推進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		<ul style="list-style-type: none"> ●地区内の地域課題、生活課題を話し合う場に参加し、早期発見、早期解決に向けて専門職との連携を図ります。
市社協の役割		<ul style="list-style-type: none"> ●各相談機関との連携の強化を図ります。 ●生活課題に対する包括的支援を協議する場(相談支援包括化推進会議)に参画します。 ●課題によっては、関係部署・機関が参加する「地域共生社会推進会議(地域まるごと会議)」に参画します。

②生活困窮者自立相談支援機関を中心とした支援

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援包括化推進会議を実施し、多職種で情報を共有しながらアウトリーチ等を通じた伴走型の支援を推進します。 ●市民や専門職に対し、つながりサポーター養成研修を行い、孤立している人等への支援活動を強化します。 ●地域食堂と連携し、ヤングケアラー、生活困窮など生活課題を抱える人の発見、相談支援、各種専門機関との連携など地域課題解決のための活動を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		<ul style="list-style-type: none"> ●中央人権福祉センターと地区で気軽に相談できる常設型の場とのネットワークの構築を進めます。 ●生活課題を抱える当事者への理解を進めます。 ●地域に必要なサービスの把握と拡充に向けた、検討の場へ参画します。 ●早期支援のためのアウトリーチへの理解を進めます。
	市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金貸付、えんくるり事業[※]等の生活困窮に関する相談を通じ、中央人権福祉センターをはじめとした関係機関との連携を強化します。

※【えんくるり事業】鳥取県内の複数の社会福祉法人が連携し、公的な制度、サービスでは対応できない、生活のしづらさを抱える方をサポートする事業。

基本計画（基本施策）2 権利擁護活動の充実

認知症の高齢者や障がいのある人などが、地域で本人の尊厳が守られ安心して暮らし続けるためには、権利擁護活動の推進や虐待への対応などの取組が重要です。

総合的な権利擁護事業の促進や、関係機関との連携強化などによる虐待の未然防止や早期発見など、権利擁護に関する取組の充実を進めます。

(1) 権利擁護支援センターの活動の充実

【目指す姿】

○家族の支援を得ることが困難な認知症高齢者、親なき後の障がいのある人などに対する適切な意思決定の支援が行われているとともに、成年後見制度の利用促進を図るための基本計画に基づき、相談先の周知や関係機関との連携が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●家族の支援を得ることが困難な認知症高齢者や、親なき後の障がいのある人等、判断能力が十分でない人の権利擁護や財産管理に関する相談、成年後見制度の利用等の支援を行う、とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）への中核機関の運営委託を行うとともに、相談先として周知を図ります。 ●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営を支援し、相談先としての周知を図ります。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ●研修や学習会への積極的な参加を通じて、権利擁護への理解と意識の向上を図ります。 ●権利擁護の地域連携ネットワークへの参画に努めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」の運営及び日常生活自立支援事業の利用に関する相談や生活支援員の確保・育成、成年後見事業の利用に関する相談及び申立支援事業、法人後見受任事業、市民後見人養成講座の運営などの権利擁護に関する取組の機能強化を図ります。 ●とっとり東部権利擁護支援センター（アドサポセンターとっとり）との連携を強化します。 ●権利擁護事業について、市社協の広報紙やホームページ等を活用して情報を発信し、利用促進を図ります。 ●権利擁護の地域連携ネットワークへ参画します。

(2) 市民後見人の育成促進

【目指す姿】

○市民後見人の育成が進み、市民後見人として活動する人が増えています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●市民後見人養成講座とフォローアップ研修を継続的に開催します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●鳥取市権利擁護支援センター「かけはし」が主催する、市民後見人養成講座に参加し、権利擁護意識を高めます。
市社協の役割	●市民後見人養成講座とフォローアップ研修を継続的に開催します。 ●市民後見人の人材発掘と育成を進めます。

(3) 虐待の防止と連携の推進

【目指す姿】

○地域包括支援センター、障がい者虐待防止センター、こども家庭センター等の専門機関と、地区で気軽に相談できる常設型の場など地域との連携が進み、高齢者、障がいのある人、児童等への虐待の未然防止、早期発見や早期対応が進んでいます。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●虐待防止に関する啓発を推進するとともに、早期発見、早期対応に努めます。 ●各センターと地区で気軽に相談できる常設型の場との連携体制を構築します。 ●虐待を含む複合的な課題を抱える世帯に対しては、多分野の専門機関が連携し包括的に支援を行います。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●様々な学習の機会に積極的に参画し、権利擁護についての理解を深めます。 ●虐待などの発生時に備え、地域の関係機関や関係団体との連携を図ります。 ●関係機関や関係団体は、虐待防止のため必要に応じ、各センターに協力します。
市社協の役割	●虐待防止に関する啓発を推進し、周知と理解の促進を図ります。 ●各センターと連携し、課題解決に向けた取組を進めます。

基本計画（基本施策） 3 情報提供体制の充実

住民一人ひとりが、お互いに協力しながら地域の問題や課題の解決を図るためには、地域福祉に対する理解と認識を持つことが必要です。

そのため、地域福祉に関する情報を誰もが容易に得られるよう、様々な媒体を活用し分かりやすい情報提供について努めるとともに、相談窓口の周知など、広報活動の充実を図ります。

【目指す姿】

○障がいのある人・高齢者を含む誰もが、日常生活において必要なときに必要な福祉情報を得られるよう、様々な媒体等を活用した分かりやすい情報提供が行なわれています。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活で必要な福祉に関する情報を、障がいのある人や高齢者など誰もが適切に得られるよう、市報や、市ホームページ等での分かりやすい情報提供に努めます。 ●各種研修会、地域への出前講座等の充実により、情報提供を推進します。 ●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口の周知を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する情報を幅広く提供できるよう、地域の関係機関や関係団体との連携を図ります。 ●各種研修会、出前講座等へ積極的に参加します。 ●地区ボランティアによる訪問の際などに、福祉情報の提供を行います。 ●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口を把握し、窓口の所在や取組内容の理解に努めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●市社協の広報紙やホームページ等、多様な媒体を活用し福祉に関する情報提供を推進します。 ●小地域福祉活動を、誰にでも分かりやすく提供する「見える化」に向けた取組を推進します。 ●地域への情報提供について、より効果的な提供方法を検討します。 ●地域福祉相談センターをはじめとする相談支援窓口の周知を図るとともに、各地域福祉相談センターとの連携による相談機能の強化を図ります。

基本計画（基本施策） 1 地域で支え合う防災体制の構築（重点4）

地域において、避難に支援を必要とする人を見守り支え合う防災力を高めるためには、日頃からの関係づくりと防災意識の向上が必要です。災害時に限らず、日ごろから多くの住民が支え合いの活動に参加できるよう地域の特性に応じた環境づくりを進めるとともに、地域防災の理解と意識の向上のための取組を推進します。

重層的支援	地域づくり
-------	-------

【目指す姿】

- 各町内会・集落で支え愛マップの作成をきっかけに、避難行動要支援者や福祉的な支援が必要な住民の把握や支援体制の構築が進んでいます。（再掲）
- 避難行動要支援者支援制度や支え愛マップの普及が進み、地域防災活動と連動することにより、支援が必要な人の避難体制づくりが進んでいます。
- 民間事業者等と連携し、防災学習や啓発等、災害時に備え協力しあえる体制が構築されています。
- 防災教育などの取組をとおして、みんなで支え合う地域防災への理解が深まります。

①支え愛マップの推進（再掲）

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協働して、支え愛マップと個別避難計画、防災訓練等が連動した、地域防災プログラムの構築を図ります。 ●様々な関係機関と連携して支え愛マップを周知し、マップ作成・更新に取り組む町内会・集落の増加を図ります。
民間の方向性 （主に住民・地域による取組／自助・互助・共助）		<ul style="list-style-type: none"> ●地区を単位とする福祉ネットワークと連携しながら、支え愛マップの作成、更新に取り組み、作成、更新を通じて、避難行動要支援者や福祉的な支援が必要な住民を把握して、避難行動計画作成者リストの活用を図りながら支援体制の構築を図ります。
	市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協働して、支え愛マップと個別避難計画、防災訓練等が連動した、地域防災プログラムの構築を図ります。 ●様々な関係機関と連携して支え愛マップを周知し、マップ作成・更新に取り組む町内会・集落の増加を図ります。

②避難行動要支援者等の支援が必要な人の支援体制づくり

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●様々な関係機関と連携し、避難行動要支援者支援制度の普及や支え愛マップの作成・更新への支援や協力を連携して行うことで、支援が必要な人の避難体制づくりを促進します。 ●常設型の地区サロンなどを活用して地域住民と避難行動要支援者との日常的な交流を進め、避難訓練等への参加を呼びかけます。 ●自主防災会などと連携し、防災講習等での避難行動要支援者支援制度の普及啓発に努めます。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者支援制度への理解に努め、支援が必要な人への登録を呼びかけます。 ●常設型の地区サロンなどを活用して避難行動要支援者との日常的な交流を進め、避難訓練等への参加を呼びかけます。 ●地域の防災訓練や防災講習等に参加し、避難行動要支援者の個別避難計画を作成します。 ●支え愛マップ等、地域で把握している個別避難計画作成者や避難行動要支援者の資料を活用して、避難訓練等への参加を呼びかけます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者支援制度の周知、支え愛マップの作成、更新への支援や協力を行います。 ●平時からの支援体制の構築を進めます。

③民間との連携による防災学習や啓発等の推進

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉学習のプラットフォームを活用し、民間、教育機関、地域の支援組織との連携を図ります。 ●民間事業者、地域の防災リーダーや支援組織等と連携し、住民への啓発活動等を進めます。 ●地域食堂等の地域資源と連携した、防災に係る取組について検討します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●関係者と連携し、防災に係る啓発活動等に取り組めます。 ●地域食堂、地区サロン等で防災に係る取組を検討します。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の関係者と連携し、支援体制を図ります。

④地域防災に係る人材の育成

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉学習のプラットフォームを活用し、防災教育に取り組むことで、地域防災への理解を深め互助意識の向上につなげます。 ●防災リーダー養成研修の実施や、地域の関係者と協働で防災教育を推進し、地域防災にかかる人材の育成に繋がります。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の防災訓練や防災講習等に参加し、理解を深めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の関係者との連携を図ります。

基本目標Ⅳ**地域で安心して暮らせる基盤づくり****基本計画（基本施策） 2 高齢、障がい及び子育て支援の分野を超えたサービスの展開**

社会的孤立など制度の狭間にある課題や、自ら声を上げることが難しい人の問題は、地域における支援から取り残されがちです。地域組織や福祉関係団体などあらゆる機関が、高齢・障がい・子育て支援の分野を超えて連携し、本人に寄り添いながら社会参加や適切な福祉サービスへつなげるなどの支援を進める必要があります。

重層的支援**参加支援、地域づくり****【目指す姿】**

- ひきこもりや孤立している人など、制度の狭間にいる人に寄り添ったサービスの開発が進んでいます。
- 生活困窮、ヤングケアラー、依存症など生活課題を抱える人が、適切な保健医療・福祉サービスの利用につながっています
- 住まいに課題があり地域社会から孤立している人などに対する支援体制が構築されています。

①分野を超えたサービスの展開

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●ひきこもりや孤立している人など制度の狭間にいる人等に福祉サービスを促し、見守り活動等から漏れることがないように支援に努めます。 ●社会的に孤立している人、認知症の人、ヤングケアラーなど生活課題を抱える人の居場所づくりとしての新たな地域食堂の取組を支援します。 ●共生型サービスを促進します。 ●不登校やいじめ、児童虐待など子どもの課題に対し、スクールソーシャルワーカーが関係機関等へつなげるとともに福祉サービスの情報提供を行うよう努めます。 ●ひきこもりや孤立をしている人などの制度の狭間にいる人、身寄りのない人等の生活課題に対する包括的支援を協議する場（相談支援包括化推進会議）での対応を進めます。 ●本人に寄り添いながら、社会とのつながりづくりに向けた支援を進めます。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな地域食堂において、様々な当事者が役割を持って活動する取組を図ります。 ●社会参加や生きがいにつながる学習機会に積極的に参加し、福祉活動・当事者への理解を深めます。 ●フリースクール等民間施設において、課題を抱えた子どもの学びの場の提供を進めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域をはじめ様々な機会をとらえ福祉学習の取組を推進します。

②保健医療・福祉サービスの利用促進

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮、ヤングケアラー、依存症など生活課題を抱える人に対し、本人意向に添った情報の提供や継続的支援により、適切な保健医療・福祉サービスにつなげます。 ●薬物やアルコールなどの依存症からの回復を支援する団体の活動について当事者へ情報提供するとともに、専門機関と連携して回復に向けた支援を行います。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な保健医療・福祉サービスの情報提供を行い支援につなげます。 ●民間団体で、薬物、アルコールなどの依存症に苦しむ人に対し、リハビリ等を行い、回復を支援します。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●各関係機関と連携を図り、必要な保健医療・福祉サービスにつなげます。

③住居等の確保

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●市営住宅への随時募集制度を活用し、生活困窮等支援の必要な人に対し、状況に応じた配慮をします。 ●鳥取県居住支援協議会などと連携し、生活困窮等支援の必要な人の住居を確保するための個別支援と、地域で孤立しないための支援調整を行います。 ●住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進します。 ●地域で住まいの相談・支援が効果的に行われるよう、不動産関係団体・居住支援団体等と連携して活動します。 ●シェルター事業（生活困窮者）により一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援します。 ●単身高齢者をはじめとした身寄りのない人への居住支援などに取り組む体制づくりを進めます。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅確保が困難な者に対する安定的な居住確保に向けた支援を行います。 ●居住支援法人により、要配慮者に対する入居中の見守り等の生活支援を行います。また、そのための賃貸住宅の供給促進を図ります。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥取県あんしん賃貸支援事業や鳥取県家賃債務保証事業等の各種制度に関する情報を提供します。

基本目標Ⅳ**地域で安心して暮らせる基盤づくり****基本計画（基本施策） 3 当事者の社会参加の促進**

障がいのある人や認知症の人など、誰もが自分らしく暮らし続けるためには、社会参加や生きがいにつながる活動の参加が大切です。就労支援を行うとともに、学習・イベントなど交流機会の充実を図ります。

重層的支援

参加支援、地域づくり

【目指す姿】

- 誰もが社会参加しやすい環境づくりが進んでいます。
- 認知症の人や介護する家族、障がいのある人やその家族、生活困窮、ひきこもりなどの多様な生活課題を抱えた住民が、当事者どうしで仲間づくりを進め、それぞれの居場所づくりが地域の中で活発に展開されています。

①多様な活動機会の提供

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者や障がいのある人等の、福祉学習のプラットフォームへの参画など多様な活動の機会への支援を進めます。 ●高齢者・障がいのある人等に対し、中間的就労を含めた地域での就労支援の促進のため、関係機関との連携を強化します。 ●障がいのある人をはじめ、誰もが利用しやすい行政情報の電子的提供を推進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉学習のプラットフォームの設置に伴い、当事者の参画を図ります。 ●高齢者・障がいのある人等に対する、中間的就労を含めた地域での就労支援の受け入れを図ります。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の福祉学習や各種研修会等での、当事者の参加の促進に向けての支援を行います。 ●関係機関と連携し、情報提供を行います。 ●手話通訳者等を配置し、当事者の社会参加を促進します。

②様々な生活課題を抱えた当事者の活動の支援

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症カフェの運営や当事者の会の活動を支援します。 ●LGBTQコミュニティスペースを開催し当事者への支援を進めます。 ●薬物やアルコールなどの依存症からの回復を支援する団体の活動について当事者へ情報提供するとともに、専門機関と連携して回復に向けた支援を行います。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●生活課題を抱えた当事者の主体的な活動を図ります。 ●各組織同士での相互ネットワークを促進します。 ●各組織の行う取組を理解し参画を進めます。 ●薬物やアルコールなどの依存症からの回復を支援します。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●各関係機関と連携し、活動等の支援を図ります。

基本計画（基本施策）4 福祉と連携したまちづくりの促進

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、見守り等普段からの地域の支え合いが重要です。住民等による自発的な地域福祉活動はもとより、行政と関係機関が連携し、協働で福祉サービスを開発し実施につなげる体制づくりを図ります。

また、高齢者や障がいのある人の社会参加を促進するためには、移動手段の確保や外出の支援も重要です。地域特性や利用者の要望を把握しながら、外出しやすい交通手段の確保等、きめ細かな移送サービスの促進を図ります。

重層的支援

地域づくり

【目指す姿】

- 買い物困難地域での買い物支援が進んでいます。
- 日常の買い物や医療機関への受診などの交通手段として、公共交通ではカバー困難な移動ニーズにきめ細かく対応する、NPO やボランティアを主体とする移送サービスが継続しています。
- 住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、こころとからだの健康づくりが進んでいます。
- 高齢者や障がいのある人等の消費者被害を防ぐ見守り体制や、消費者教育・啓発が進んでいます。
- 人権施策基本方針に基づき、一人ひとりの人権を尊重した社会づくりを進め、社会的孤独・孤立の解消に向けた取組が進んでいます。
- 高齢者や障がいのある人等の農業での就労（農福連携）や常設型の地区サロン等での農作物の活用が進み、農業部門と福祉部門の連携が進んでいます。

①買い物支援

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●買い物困難地域において、買い物支援事業の立ち上げや運営を支援します。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）	●住民、福祉団体、企業・事業所等の連携を進め、協働による取組を行います。
市社協の役割	●移動販売等の買い物福祉サービスの情報を提供します。

②移動手段の充実

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●NPO等が行う「交通空白地有償運送」を支援します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●移送サービスなど移動手段の確保を始め、地域に必要なサービスに向けた協議の場に参加します。 ●地域が主体となる共助交通の運行の維持に協力します。
市社協の役割	●住民との協働による移送サービスの開発を支援します。

③健康づくりの推進

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●「鳥取市健康づくり計画(とっとり市民元気プラン)」、「いのち支える鳥取市自死対策推進計画」に基づき、市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるように、食生活、運動など身体の健康づくりと心の健康づくりを推進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●健康づくりの取組などに参加し、健康寿命の延伸を図ります。
市社協の役割	●健康づくりの取組について、各種研修会や会議等での情報提供を行い、啓発活動を推進します。

④消費者被害防止に向けた取組

	内容
行政による取組 ／共助・公助	●「鳥取市消費者教育推進計画(主役は私たち 鳥取市消費生活プラン)」に基づき、高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向け啓発などの取組を促進します。 ●「鳥取市消費者見守りネットワーク協議会」の取組として、高齢者や障がいのある人等を地域で見守り、消費者被害の未然防止・早期発見及び拡大防止に努めます。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	●高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた各種研修会へ積極的に参加します。 ●「鳥取市消費者見守りネットワーク協議会」に参加し、高齢者等の見守りを行います。
市社協の役割	●高齢者や障がいのある人等の消費者被害の防止に向けた、各種研修会や会議等での、情報提供及び啓発活動を推進します。

⑤人権尊重のまちづくり

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●「鳥取市人権施策基本方針」に基づき、人権を尊重した社会づくりに向け、人権施策の推進とともに社会的な孤独・孤立の解消を図ります。 ・孤独・孤立官民連携プラットフォームの活動充実 ・つながりサポーターの養成 ・相談支援包括化推進会議による個別支援
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●市と連携・協働して、人権研修会等の参加や主体的な学習により、人権施策の推進に努めます。 ●生活の場や事業活動において、人権尊重のまちづくりに寄与するよう努めます。 ●孤独・孤立の解消に向け、官民連携した取組への参画に努めます。 ●孤独・孤立官民連携プラットフォームの活動を推進します。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●孤独・孤立官民連携プラットフォーム等への参画を図ります。

⑥農業部門との連携

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●農業者と福祉事業所との連携を促進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●農業者と連携し、常設型の地区サロン、地域食堂、福祉事業所等での農作物の活用に努めます。 ●農福連携の受け入れに努めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉事業所等への農福連携の参加の働きかけを進めます。

基本計画（基本施策）5

社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進、企業の社会貢献活動の促進

地域の生活課題に対応するためには、専門職の支援とともに、社会福祉に関係する組織や団体、企業をはじめとした民間部門との連携の促進が必要です。また、公的な福祉サービスだけでは支援が困難なケースや、公的な支援制度から漏れてしまう地域福祉の課題を抱えた人を支援していくためには、民間部門による生活支援のサービスの創出や運営などの取組が必要です。

社会福祉法人・福祉事業所の公益事業・公益活動が促進されるとともに、地域の関係機関や関係団体、地域貢献活動を行う企業等との連携により新たな福祉活動が創出されるなど、地域課題に対応する福祉活動が活性化されるよう図ります。また、公的福祉サービスの隙間を埋め、企業や市民等が運営主体となる生活支援のサービスを促進します。

重層的支援	地域づくり、参加支援
-------	------------

【目指す姿】

- 社会福祉法人・福祉事業所が、地区を単位とする福祉ネットワークに参加し、有する機能を活用した地域貢献活動が積極的に行われています。
- 企業の社会貢献活動の取組が積極的に行われています。
- 企業からの寄附による社会貢献が進んでいます。

①社会福祉法人・福祉事業所の公益活動の促進

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人・福祉事業所による、地域課題に対応した公益事業・公益活動を促進します。 ●当事者の社会参加の場づくりを促進します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●地区を単位とする福祉ネットワークへ参加し、連携を進めます。 ●市民、行政、企業、学校関係者、当事者団体等様々な地域の関係機関や関係団体との連携を進め、協働により、地域課題に対応する新たな福祉活動の創出に努めます。 ●地域福祉相談センター等各種相談機関と、情報交換・相談支援等の連携を図ります。 ●当事者の社会参加の場づくりや受け入れに努めます。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人との連絡会を活用し、法人間の連携を推進します。 ●当事者の社会参加の場づくりや受け入れに向けた取組を進めます。

②社会貢献活動の促進

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●企業等による地域食堂（こども食堂）への支援など、社会貢献活動の取組の提案や受け入れを促進します。 ●企業への社会貢献活動に関する情報提供や参加呼び掛けを多様な企業に対し進めていきます。 ●孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの活動を充実します。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）		<ul style="list-style-type: none"> ●市民、行政、企業、関係機関や関係団体等との連携を促進し、協働により、地域課題に対応する新たな福祉活動の創出に努めます。 ●地域食堂ネットワークや孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの支援団体等の拡充を図ります。 ●地区を単位とする福祉ネットワークへの参加を進めます。 ●企業ボランティアや従業員の地域活動の参加を推進します。
	市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●社会貢献活動の取組に関する情報を提供します。 ●企業・事業所による社会貢献活動と地域福祉活動への連携の調整を行います。

③寄附の促進

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●企業・事業所等の社会貢献の取組として、寄附による地域福祉活動の支援を呼びかけます。
民間の方向性 （主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助）		<ul style="list-style-type: none"> ●寄附活動への理解と協力を努めます。
	市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●寄附による事業の成果を検証するとともに、寄附活動に関する広報を強化します。 ●寄附の受け入れについては、目的や用途を明確にします。 ●寄附者の取組に対して、積極的な広報活動を行います。

基本計画（基本施策）6 再犯防止施策の推進

《鳥取市再犯防止推進計画》

犯罪をした者等の多くは、安定した仕事や住居を確保できないことなどにより、社会復帰が困難な状況にあります。犯罪をした者等の社会復帰を、関係機関が協力連携して支援するとともに、地区の福祉ネットワークや福祉学習プラットフォームへの参画を図り、地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安全で安心して暮らせる社会の実現を図ります。

なお、この基本計画（基本施策）は、犯罪をした者等に関して特に行うべき計画（施策）の取組を記載するものであり、本推進計画における計画（施策）の各種取組の対象としては、犯罪をした者等は当然に含まれます。

また、この基本計画（基本施策）を、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（地方再犯防止推進計画）として位置付けます。

【目指す姿】

○犯罪をした者等が、孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができる地域づくりが進んでいます。

①更生保護ボランティアの確保と活動を支援します。

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●保護司会や更生保護給産会等の更生保護団体の活動を助成します。 ●保護司の活動拠点である更生保護サポートセンターの設置・運営を、市有施設の無償貸与によって支援します。 ●保護司、更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主等の更生保護ボランティアの会員募集の呼びかけに協力します。 ●保護司面接の会場として、地区公民館など多様な施設の活用に関与します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		<ul style="list-style-type: none"> ●鳥取地区保護観察協会の会員として、保護司会や更生保護給産会等の更生保護団体への活動を支援します。 ●再犯防止(息の長い支援)と地域交流を目的とした地域食堂等の実施を進めます。
	市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●市社協が事務局を担っている鳥取地区保護観察協会を通じ、各種更生保護団体への活動費を助成します。 ●民間のボランティアが活動を円滑に行うために必要な各種情報の収集、提供に努めます。

②広報啓発活動を推進します。

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●保護観察所や保護司会、公民館などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」に取り組み、再犯防止や更生保護に関する理解を促進します。 ●市のホームページや広報紙において、保護司、更生保護女性会、BBS 会、協力雇用主等の更生保護ボランティアの活動を紹介し、市民の理解の促進を図ります。 ●鳥取県地域生活定着支援センターや民間団体などと連携して、市民向けの啓発活動に取り組み、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成に努めます。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		<ul style="list-style-type: none"> ●「社会を明るくする運動」を保護司会や更生保護女性会等の更生保護団体と連携し推進します。
	市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥取地区保護観察協会を通じ、各種更生保護団体の活動を紹介し、更生保護活動への理解を図ります。

③就労に向けた相談、支援等の充実を図ります。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●保護観察所、ハローワーク、県立ハローワーク、特定非営利活動法人鳥取県就労支援事業者機構、更生保護法人鳥取県更生保護給産会、鳥取県地域生活定着支援センターなどと連携し、犯罪をした者等の就労に向けた個別支援を行います。 ●犯罪をした者等の就労に向け、経済団体等と連携して協力企業の増加を図ります。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●協力雇用主として、犯罪を犯し定職に就くことができない人をその理由を理解した上で雇用し、更生に協力します。 ●特定非営利活動法人鳥取県就労支援事業者機構の活動に協力します。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金貸付事業により犯罪をした者等へ必要な資金の貸付けを行い、社会参加の促進を図り、安定した生活の確保に向け支援します。

④住居等の確保を図ります。

	内容
行政による取組 ／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ●保護観察対象者等の一時的な居場所となる更生保護施設が健全に運営されるよう支援します。 ●市営住宅への随時募集制度を活用し、矯正施設出所者等の状況に応じた配慮をします。 ●鳥取県居住支援協議会などと連携し、犯罪をした者等の住居を確保するための個別支援と、地域で孤立しないための支援調整を行います。 ●住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備を推進します。 ●地域で住まいの相談・支援が効果的に行われるよう、不動産関係団体・居住支援団体等と連携して活動します。 ●シェルター事業（生活困窮者）により一時的な住まいを確保し、就労支援を行って、賃貸住宅での生活を支援します。 ●単身高齢者をはじめとした身寄りのない人への居住支援などに取り組む体制づくりを進めます。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅確保が困難な者に対する安定的な居住確保に向けた支援を行います。 ●居住支援法人により、要配慮者に対する入居中の見守り等の生活支援を行います。また、そのための賃貸住宅の供給促進を図ります。
市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●鳥取県あんしん賃貸支援事業や鳥取県家賃債務保証事業等の各種制度に関する情報を提供します。

⑤保健医療・福祉サービスの利用を促進します。

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人鳥取県再犯抑止更生協会と連携しながら犯罪をした者等への出所前講習や保護観察所、鳥取県地域生活定着支援センター等と連携しながら勾留中面会等を行い、本人の自立に向けた意向に添った福祉サービス情報の提供や、出所等後の同行支援や継続的支援により、適切に福祉サービスにつなげます。 ●薬物やアルコールなどの依存症からの回復を支援する団体の活動について当事者へ情報提供するとともに、専門機関と連携して回復に向けた支援を行います。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		<ul style="list-style-type: none"> ●鳥取ダルク等の民間団体で、薬物を含む依存症に苦しむ人に回復プログラム等を通して回復を支援します。 ●必要な保健医療・福祉サービスの情報提供に努めます。
	市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●必要とするサービスにつなげるため、日常生活自立支援事業や地域包括支援センターなどによる相談及び権利擁護の支援、制度等の情報提供を行います。

⑥児童生徒の立ち直りを支援します。

		内容
行政による取組 ／共助・公助		<ul style="list-style-type: none"> ●小・中・義務教育学校において、暴力行為など生徒指導上の課題に対応するため、必要に応じて学校と連携してスクールソーシャルワーカーが福祉部局や少年鑑別支所（法務少年支援センター）等の関係機関につなげ、児童生徒の置かれた環境に働きかけを行います。 ●保護司と学校関係者の日常的な連携・協力体制を構築します。
民間の方向性 (主に住民・地域 による取組／自 助・互助・共助)		<ul style="list-style-type: none"> ●BBS会や民生委員・児童委員等が児童生徒の悩みを聞いたり、地域団体による学習支援やこども食堂等の居場所の開設といった取組により、非行の未然防止や立ち直り支援を行います。
	市社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> ●心配ごと相談や法律相談など各種相談事業を行い、保護者を含めた児童生徒の生活不安を軽減します。 ●様々なボランティア活動を紹介し、活動を通じて「居場所づくり」の支援をします。

第7章 包括的支援体制の展開

《鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画》

1 重層的支援体制整備事業の実施

包括的支援体制に関する様々な施策を展開するため、本市は、社会福祉法第106条の4第2項に規定する重層的支援体制整備事業を実施します。

本市においては、地域福祉課題の解決に資する包括的な支援体制を展開するため、「鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画」を「地域福祉計画」に内包します。

なお、本市における重層的支援体制整備事業は、本計画の「重点取組3 包括的支援体制の充実」に掲げる「住民や関係機関と協働した課題発見の仕組みづくりと、分野を超えた相談窓口など包括的な支援体制の充実」を中心とした本計画の基本計画（基本施策）の取組を実施します。

2 鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画の策定

重層的支援体制整備事業の実施にあたり、社会福祉法第106条の5第1項において、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（重層的支援体制整備事業実施計画）の策定に努めることとされています。

この章は、同項の規定に基づき、本市の重層的支援体制整備事業実施計画（鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画）を定めるものです。

3 鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画の評価及び見直し

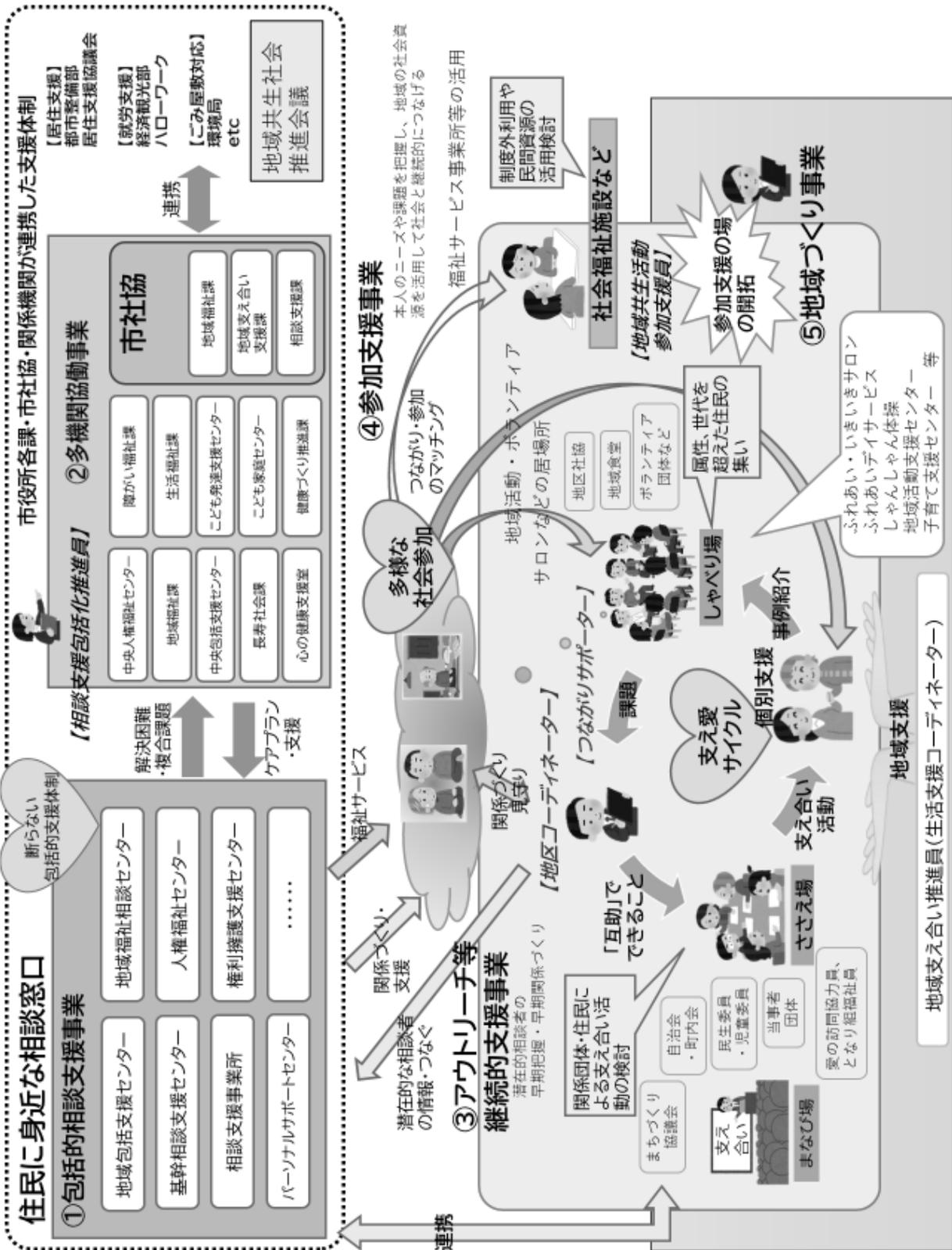
鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画は地域福祉計画に内包されており、本計画と一体的に評価し見直しを行います。

4 重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制

本市の重層的支援体制整備事業での取組は、次ページのとおりです。

また、本市の重層的支援体制整備事業において実施する具体的な事業及び実施体制は、毎年度、評価見直しを行うため、別に定めます。

鳥取市の重層的支援体制整備事業(全体イメージ図)



専門職との連携で課題解決を試みるしくみ

身近な圏域で生活課題を発見・解決するしくみ

第8章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 組織内推進体制

本計画は、福祉部門をはじめ、子育て支援、生涯学習部門など、幅広い分野で地域福祉を総合的かつ効果的に推進する必要があることから、組織内関係部署と連携推進します。

(2) 社会福祉協議会と市との連携強化

市社協は本市の地域福祉に関する活動、ボランティア活動等における中核的な役割を果たしており、今後も引き続き、本市と市社協とは密接に連携し、本計画を推進していきます。

(3) 参画と協働による推進

本計画の推進に当たっては、地域福祉の担い手である市民の主体性を最大限に尊重し、市民参画と協働により、地域福祉の取組を推進する必要があります。このため、地域福祉の担い手である市民の参画する「鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」により本計画の進行管理を行い、共に本計画を推進していきます。

また、地域福祉の担い手として中心的な役割を担うリーダーをはじめ、広く市民に対して、本計画の内容を周知し、意識の醸成に努めるとともに、福祉やボランティアに関する情報提供、先進事例の検討などを通じて、市民がお互いに支え合う意識の高揚を図ります。

さらに、町内会（自治会）、民生委員・児童委員、市社協、福祉サービス等提供事業者、企業、行政が連携し、それぞれの得意分野や活動を生かして知恵を出し合い、地域福祉に取り組んでいくことで、全市的な地域福祉活動の展開を目指します。

2 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、「鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会」において、定期的に事業の達成状況や評価を整理します。また、必要に応じて取組の変更や見直しを検討します。

【PDCAサイクルのプロセスイメージ】



この計画の評価は、計画の成果を確認するため、基本目標及び基本計画（基本施策）の評価指標を定め、定期的実施します。

評価指標については、成果指標*1、活動指標*2の二種類を設定することとします。

特に、重点取組については、毎年度進捗状況を管理するとともに、計画の達成状況の評価を行うため、活動指標を設定します。

*1 【成果指標】実際に行う活動や提供するサービスの結果、どのような効果をどれだけあげることができるかを表す指標。

*2 【活動指標】どのような活動を行うのか、どのようなサービスを市民に提供するのか等、行政が行う活動量を表す指標。

資料編

1 市民政策コメントの実施結果について

- (1) 募集期間 令和6年12月20日(金)～令和7年1月10日(金)
(2) 募集結果 1件

意見

物騒な世の中で、福祉のみならず個人個人の安全確保が課題となっている。

そのためには、共助が必要である。江戸時代には5人組とかいう組織があり隣近所の連携があった。しかし、現在は、隣は何をする人かと不審者があってもわからない。

福祉も防災も必要で、町内会や自治会の世帯組織率は、60%程度でコミュニティとしては希薄であり、加入しない世帯が多く、自治会は地域を代表する組織となっていない。

地域の福祉や安全を考えるなら、災害対策基本法に則したほぼ100%の世帯組織率のある自主防災会が地域の受け皿としてふさわしいのではないかと。

自治会を含有した「〇〇町自治防災協議会」とかに組織変更し、法律のもとに地域の全員が参画する組織としないと意味がない。

そのほかに上部団体として地区単位に種々の運営・統括を行う組織が必要となる。そのような方向が示されていたが進展がない。

この福祉実施計画は、市民個人個人を相手にするものであり、漏れが生じる。地域の受け皿となるしっかりした組織が必要である。

意見に対する市の考え方

ご指摘のとおり、年々地域コミュニティの意識が希薄化し、地域における支え合いの機能が低下しています。そのため、この計画では、前計画に引き続き、重点取組の一つとして、住民、自治会・町内会、自主防災会などの地域組織、福祉関係機関等による「地区を単位とする福祉ネットワーク」の構築を促進し、地域でお互いに支え合う地域福祉活動の推進に取り組むこととしています。

また、誰もが地域で安心して暮らし続けるために、避難の必要な人の支援など地域防災力を高める活動を通じて、地域住民と自主防災会、自治会・町内会等が日頃から関係を深め、災害の発生時にはお互いが助け合うことが大切です。

本市においては、町内会単位の自主防災会、地区公民館単位の自主防災会連絡協議会が組織されており、これらの訓練その他活動の支援や防災リーダーの養成等により、地域住民と一体となった防災活動を推進しているところですが、これらの組織と福祉の関係機関が連携した「地区を単位とする福祉ネットワーク」の構築を進めながら、地域防災力向上や地域福祉の推進に取り組んでいきたいと考えています。

2 鳥取市の地域福祉の推進に関する住民意識調査結果の概要

調査概要	
調査の対象	18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）
調査数	2,500人（住民基本台帳から無作為抽出）
調査方法	郵送配布、郵送回収
調査時期	令和5年11月
有効回収数（回収率）	1,291件（51.6%）

（1）地域との関わりについて

【地域の人との付き合いの程度】

問9 近所や地域の人との付き合いの程度	回答割合	1291
日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える	21.4	276
たまに立ち話などをする程度のつきあい	30.0	387
会えばあいさつする程度のつきあい	37.0	479
つきあいはほとんどしていない	10.1	130
無回答	1.5	19

【自治会（町内会）への加入】

問11 自治会（町内会）へ加入している	回答割合	1291
はい	74.5	962
いいえ	20.2	261
無回答	5.3	68

【地域の課題・問題】

問25 地域の課題・問題	回答割合	1291
少子高齢化の進行	58.9	761
通院・買い物などの移動手段	20.8	269
自治会や地域活動への参加者の減少	32.1	415
地域の担い手不足	27.9	360
近所や地域のつきあいの減少	32.8	423
空き家の増加	21.5	278
ひとり暮らし高齢者世帯の増加	35.6	460
緊急・災害時の体制	14.1	182
世代間交流の減少	19.9	257
子育て家庭の育児疲れやストレスの問題	4.7	61
子どもの非行やいじめ	3.1	40
ひとり親家庭	2.3	30
ひきこもりの問題	3.9	50
特殊詐欺・消費者トラブル	6.6	85
その他	1.6	21
特にない	9.1	117
無回答	3.2	41

(2) 地域活動への参加について

【地域活動への参加状況】

問10 地域の行事や町内活動などに参加しているもの	回答割合	1291
自治会（町内会・集落）活動	46.7	603
女性団体活動	3.3	43
老人クラブ活動	5.9	76
子ども会やPTA活動	9.0	116
防犯活動・交通安全活動	4.6	60
高齢者支援活動	3.4	44
文化・スポーツ活動	10.6	137
消防団活動	3.0	39
公民館活動	16.6	214
子育て支援活動	0.9	11
障がい者支援活動	1.0	13
まちづくり・村づくり活動	5.8	75
宗教行事	3.3	43
祭り・盆踊りなど	17.7	228
子どもや青少年の育成活動	2.4	31
その他	2.8	36
参加したことがない	28.0	362
無回答	3.5	45
問10-1 地域の行事や町内活動に参加したことがない理由	回答割合	362
仕事を持っているので時間がない	37.0	134
家事や育児に忙しくて時間がない	4.1	15
病人・高齢者などの介護で時間がない	3.9	14
家族の協力・理解がない	0.0	0
健康や体力に自信がない	15.2	55
行事や活動に関する情報がない	9.9	36
人間関係がわずらわしい	20.7	75
子どもをみてくれる人や施設がない	0.8	3
身近なところに活動の場がない	8.0	29
興味の持てる活動が見つからない	16.3	59
一緒に活動する仲間や友人がいない	16.3	59
活動に経費がかかる	2.5	9
きっかけがない	29.8	108
その他	8.8	32
無回答	3.9	14

【地域の助け合い・支え合い活動の活発化に必要なこと】

問26 地域における助け合いや支え合いの活動を活発にするために必要なこと	回答割合	1291
家庭・学校・職場などで、助け合いや支え合いのこころを育むこと	37.8	488
日頃から近所や地域で助け合える信頼関係を築くこと	63.6	821
地域の人同士が交流できるイベントなどを、行政や社会福祉協議会が支援すること	18.7	241
介護やボランティア活動の方法などの研修を、行政や社会福祉協議会が行うこと	9.1	117
地域にボランティアなどの活動拠点や組織を整備すること	14.8	191
若者や子育て世代が地域に住み、地域活動にも積極的に参加してくれること	29.0	374
その他	3.3	43
無回答	5.8	75

【地域の中で生活するために住民としてできること】

問28 安心して地域の中で生活していくために住民としてできること	回答割合	1291
地域活動やボランティア活動に積極的に参加する	14.6	189
学校での行事など家族に関係ある範囲内の活動には参加する	10.2	132
できるだけ地域での出来事に関心を持つ	55.0	709
その他	1.3	17
特になし	14.3	185
無回答	4.6	59

(3) 福祉活動への関心について

【福祉への関心】

問12 「福祉」に関心があるか	回答割合	1291
とても関心がある	17.1	221
やや関心がある	54.8	707
あまり関心がない	22.5	290
まったく関心がない	3.3	43
無回答	2.3	30

【福祉に関するボランティアの参加の状況】

問13 今までに福祉に関するボランティア活動に参加したことがあるか	回答割合	1291
現在、参加している	10.8	139
以前、参加したことがある	26.8	346
参加したことがない	58.5	756
無回答	3.9	50

【ボランティア活動への関わり】

問13-1 どのようなボランティア活動にかかわっている(いた)か	回答割合	485
子どもに関する活動	27.0	131
高齢者に関する活動	27.2	132
障がいのある人に関する活動	15.7	76
生活困窮者に関する活動	3.9	19
地域づくりに関する活動	30.5	148
青少年の健全な育成に関する活動	8.2	40
健康づくりや栄養・食生活に関する活動	14.6	71
環境美化活動	32.0	155
防災・防犯に関する活動	16.5	80
災害ボランティア活動	6.4	31
スポーツ・文化・レクリエーション・生涯学習に関する活動	28.7	139
その他	2.9	14
無回答	3.1	15

【ボランティア活動への参加意向】

問14	【ア. 子ども】のボランティア活動への参加	回答割合	1291
是非、参加したい		5.9	76
友人などが一緒なら参加したい		10.8	140
時間があれば参加したい		32.3	416
参加したくない		27.3	353
無回答		23.7	306
問14	【イ. 高齢者】のボランティア活動への参加	回答割合	1291
是非、参加したい		4.6	59
友人などが一緒なら参加したい		11.4	147
時間があれば参加したい		34.9	451
参加したくない		30.3	391
無回答		18.8	243
問14	【ウ. 障がい者】のボランティア活動への参加	回答割合	1291
是非、参加したい		3.3	42
友人などが一緒なら参加したい		7.3	94
時間があれば参加したい		29.3	378
参加したくない		33.5	433
無回答		26.6	344
問14	【エ. 生活困窮者】のボランティア活動への参加	回答割合	1291
是非、参加したい		2.2	29
友人などが一緒なら参加したい		6.5	84
時間があれば参加したい		24.8	320
参加したくない		38.0	490
無回答		28.5	368

(4) 生活課題の支援について

【不安や悩み】

問15	日頃の生活での不安や悩み	回答割合	1291
日常の金銭管理		12.5	162
自身や家族の身体のこと（病気や障がいなど）		33.3	430
契約のこと（サービス利用など）		2.6	34
家や土地などの財産管理や処分		17.3	223
相続や遺言		10.1	131
自分の身の回りの世話		7.5	97
自身や家族の介護のこと		26.0	336
家庭内での人間関係		5.0	64
地域での人間関係		5.8	75
仕事に関すること		16.6	214
子育てや教育のこと		8.3	107
通院・買い物などの移動手段のこと		9.0	116
経済的なこと（世帯の収入など）		23.9	309
本人及び家族のひきこもり		2.2	29
複合的な悩みを抱えている（例えば、介護と子育てを担っている、病気で生活苦に陥っている等）		1.8	23
その他		1.5	19
特になし		23.4	302
無回答		2.9	37

【不安や悩みの相談先】

問16 不安や悩みの相談先	回答割合	1291
家族・親族	79.3	1024
近所の人	4.8	62
友人	38.9	502
職場の人	11.7	151
病院など医療機関・薬局	10.9	141
介護サービス事業所（デイサービス・ヘルパー等含む）	3.5	45
介護支援専門員（ケアマネジャー）	4.7	61
民生委員・児童委員・主任児童委員	1.4	18
市役所の相談窓口	6.4	82
社会福祉協議会	1.0	13
障がい者相談支援センター	1.4	18
保育所・こども園・幼稚園・学校	1.9	25
地域福祉相談センター	2.9	37
地域食堂	0.2	2
相談できる人や相談先はない	2.9	37
相談しない	5.0	64
無回答	1.2	16

【福祉の情報の入手先】

問17 福祉に関する情報の入手先	回答割合	1291
行政の窓口や広報誌・お知らせ	43.5	562
社会福祉協議会	5.6	72
自治組織等の役員や回覧板	19.8	256
家族・親族	19.4	251
近所の人や友人など	14.3	184
民生委員・児童委員・主任児童委員	2.5	32
医療機関・介護従事者	10.8	140
新聞・テレビ・ラジオ	32.0	413
書籍や雑誌	5.5	71
インターネット・ホームページ	21.8	282
ツイッターやインスタグラムなどのSNS	5.0	64
保育所・こども園・幼稚園・学校	5.7	74
特に入手していない	18.6	240
無回答	1.9	25

(5) 災害への備えや災害時の対応について

【災害に対する備えの状況】

問20 地震や風水害、火災などの災害に対して行っている備え	回答割合	1291
家具などの転倒防止	22.0	284
避難場所や経路の確認	34.9	450
災害時に必要な食料・飲料の準備	29.1	376
地域の防災訓練などへ参加すること	17.6	227
災害時に必要な備品（ラジオ・懐中電灯・携帯コンロなど）の準備	44.2	571
災害時の連絡方法や集合場所などを家族・親族で話し合うこと	19.9	257
近所や地域における助け合いの方法や要配慮者を確認すること	6.7	87
平日頃から、テレビ、新聞、インターネットなどで災害対策の情報を得ること	36.6	472
ハザードマップなどで居住地域がどれくらい危険なのかを確認すること	28.1	363
個別避難計画を作成すること	0.9	12
鳥取市防災アプリをダウンロードしている	10.9	141
その他	0.9	11
特に備えはしていない	13.3	172
無回答	3.4	44

【災害にあったとき頼る人・ところ】

家族・親族	86.7	1119
近所の人	23.5	304
友人	20.7	267
自治会・消防団などの地域組織	14.9	193
市役所	15.0	194
社会福祉協議会	1.2	16
警察・消防署	16.9	218
その他	0.7	9
頼りにする人や頼りにできるところはない	4.2	54
無回答	2.6	34

【避難行動要支援者支援制度の認知状況】

問22 「避難行動要支援者支援制度」の認知状況	回答割合	1291
よく知っている	11.1	143
名称を見聞きしたことがある程度	34.3	443
知らない	51.1	660
無回答	3.5	45

【避難支援者になることへの考え】

問23 避難支援者になることへの考え	回答割合	1291
自分の家族、親族であれば、避難支援者になってもよい	62.7	810
友人、知人であれば、避難支援者になってもよい	41.2	532
町内の人や同じ自治会の人であれば、避難支援者になってもよい	31.8	411
知らない人でも、避難支援者になってもよい	12.2	158
自分自身が要配慮者である（高齢、障がい等により災害時に支援が必要）	9.8	126
その他	3.2	41
避難支援者になりたくない	9.5	123
無回答	6.1	79

【災害時の助け合いで重要なこと】

問24 災害時における助け合いを行う上で重要なこと	回答割合	1291
日頃からのあいさつや声かけ、付き合い	70.3	907
地域の支援や配慮が必要な人の把握	38.7	499
支援や配慮が必要な人に対する情報伝達体制の構築	26.8	346
地域における援助体制の構築	32.9	425
災害ボランティアの育成	8.4	109
日頃の避難訓練	22.9	295
その他	1.2	15
無回答	5.3	68

(6) 福祉の制度や仕組み、言葉の認知度について

【名称や内容についての認知度】

問30【ア. 地域食堂】	回答割合	1291
名称も内容も知っている	32.3	417
名称は知っているが内容は知らない	38.1	491
名称も内容も知らない	23.2	300
無回答	6.4	83
問30【イ. いきいきふれあいサロン】	回答割合	1291
名称も内容も知っている	19.5	252
名称は知っているが内容は知らない	36.6	472
名称も内容も知らない	37.8	488
無回答	6.1	79
問30【ウ. 孤独孤立防止サポーター（つながりサポーター）】	回答割合	1291
名称も内容も知っている	3.9	50
名称は知っているが内容は知らない	19.4	251
名称も内容も知らない	68.8	888
無回答	7.9	102
問30【エ. 地域福祉相談センター】	回答割合	1291
名称も内容も知っている	13.2	171
名称は知っているが内容は知らない	41.0	529
名称も内容も知らない	38.3	494
無回答	7.5	97
問30【オ. 地域包括ケアシステム】	回答割合	1291
名称も内容も知っている	15.4	199
名称は知っているが内容は知らない	31.1	402
名称も内容も知らない	46.1	595
無回答	7.4	95
問30【カ. 生活困窮者自立支援制度】	回答割合	1291
名称も内容も知っている	7.4	96
名称は知っているが内容は知らない	42.1	543
名称も内容も知らない	42.5	549
無回答	8.0	103
問30【キ. 地域共生社会】	回答割合	1291
名称も内容も知っている	7.7	99
名称は知っているが内容は知らない	32.4	418
名称も内容も知らない	51.6	667
無回答	8.3	107

(7) 孤独・孤立について

【孤独を感じる程度】

問32 孤独であると感じること	回答割合	1291
決してない	13.4	173
ほとんどない	48.5	626
たまにある	22.1	285
時々ある	8.9	115
しばしばある・常にある	3.8	49
無回答	3.3	43

【人とのつきあい】

問33 人とのつきあいがないと感じる事	回答割合	1291
決してない	16.3	210
ほとんどない	43.6	564
時々ある	29.7	383
常にある	7.4	95
無回答	3.0	39

【人との会話の程度】

問36 同居の家族を含む、人との普段の会話の程度	回答割合	1291
毎日会話をしている	83.2	1076
2～3日に1回	8.1	104
1週間に1回	2.6	33
1週間に1回未満、ほとんど話をしない	2.8	36
無回答	3.3	42

【孤独・孤立問題への対策】

問37 「孤独・孤立問題」への対策で必要と思うこと	回答割合	1291
市民が「孤独・孤立問題」を知る機会の提供	20.4	264
支援が届いていない方を早期に把握するための行政の仕組みづくり	38.8	501
まわりに不安や悩みを抱えている人がいたら、声掛けや手助けをしようとする地域づくり	35.0	452
当事者が気軽に集まれる様々な居場所づくり	42.8	553
当事者が社会とつながるための居場所等への参加支援	31.7	409
その他	2.4	31
わからない	16.6	214
無回答	5.0	64

(8) 再犯防止について

【犯罪をした人の立ち直りへの協力意向】

問38 犯罪をした人の立ち直りに協力したいか	回答割合	1291
思う	5.4	70
どちらかといえば思う	20.7	267
どちらかといえば思わない	24.0	310
思わない	16.3	210
わからない	26.9	347
無回答	6.7	87
問38-1 どのような協力をしたいか	回答割合	337
犯罪をした人に直接会って継続的に助言や援助をする	10.1	34
協力雇用主として、犯罪をした人を雇用する	6.8	23
更生保護施設にお金や品物などを寄附する	18.1	61
再犯防止に関するボランティア活動に参加する	27.9	94
広報・啓発活動に参加する	18.1	61
インターネットを活用して広報・啓発活動の情報を発信する	5.6	19
その他	2.4	8
わからない	32.3	109
無回答	2.7	9

(9) 鳥取市社会福祉協議会の活動について

【「鳥取市社会福祉協議会」の認知状況】

問41 「鳥取市社会福祉協議会」の認知状況	回答割合	1291
活動内容まで、よく知っている	17.7	229
名前を見聞きしたことはあるが、活動内容はよく知らない	67.0	865
知らない	10.8	139
無回答	4.5	58

【鳥取市社会福祉協議会の活動内容の認知状況】

問43 「鳥取市社会福祉協議会」の知っている活動内容	回答割合	1291
となり組福祉員・愛の訪問協力員による見守り活動	21.1	273
生活支援コーディネーター（地域での高齢者等への生活支援の仕組み作りの推進役）	15.0	194
ふれあい型食事サービス（配食・会食を通じて見守り、安否確認をするサービス）	26.2	338
ふれあい・いきいきサロン（地域で気軽に集えるおしゃべりや会食等を行う場）	30.3	391
ふれあいデイサービス（健康チェック、レクリエーション等の介護予防のサービス）	23.7	306
いのちのバトン（救急時に備え、医療情報などを専用容器（バトン）に入れ保管する）	12.2	158
わが町支え愛活動（支え愛マップの作成を通じて、住民同士の見守りや支え愛を推進する）	5.9	76
総合相談（心配ごと相談・弁護士や司法書士等による各種専門相談）	16.8	217
生活福祉資金の貸付	9.1	118
ボランティア・市民活動センターの運営	14.9	192
ファミリー・サポート・センターの運営	16.0	207
地域交流機材・レクリエーション用具・車いすの貸出し	15.6	201
障がい児・者福祉サービス（デイサービス等）	23.6	305
介護保険事業（デイサービス等）	33.5	433
金銭管理や福祉サービスの利用援助等（日常生活自立支援事業）	6.5	84
法人後見・市民後見人の養成	4.8	62
要介護者を支えるためのネットワークの構築	7.5	97
高齢者の趣味の教室（囲碁・将棋・陶芸等）	15.5	200
福祉学習サポーター（高齢者疑似体験・車いす体験など）	9.1	118
交通弱者等の送迎（福祉有償運送事業・公共交通機関空白地有償運送事業）	5.6	72
その他	0.2	3
わからない	27.8	359
無回答	5.1	66

（10）市の福祉施策について

【地域福祉における市民と行政との関係】

問27 地域福祉における市民と行政との関係について	回答割合	1291
自分自身で自立していくため、自ら解決すべき課題を乗り越える努力をすべきである	9.6	124
地域の住民同士が交流し、住民同士で支え合う仕組みづくりをすべきである	12	155
家族、地域の助け合いを基本としながら、足りない部分を行政が支援すべきである	27.9	360
住民も行政も協力しあい、福祉の充実のために共に取り組むべきである	22.6	292
行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分を市民が助け合うべきである	13.9	179
福祉サービスの提供は行政の責務であるため、市民が助け合う必要はない	1.5	20
わからない	8.6	111
無回答	3.9	50

【市や社会福祉協議会が力を入れるべき福祉施策】

問44 地域共生のまちを実現するために特に力を入れるべきこと	回答割合	1291
在宅福祉サービスの充実	37.3	481
施設サービスの充実	30.7	396
相談窓口や相談員の充実	33.3	430
ボランティアコーディネーターや生活支援コーディネーターなどの人員の拡充	15.8	204
福祉に関する情報提供の充実	35.5	458
手当や助成など、住民に対する経済的支援の充実	28.7	371
施設や交通機関などにおけるバリアフリーの推進	14.9	192
日常の交通や移動手段の確保	33.9	438
地域活動や地域福祉活動への公的支援の充実	19.9	257
地域活動や地域福祉活動を担う人材の育成	20.0	258
地域の方がどなたでも気軽に集い交流できる場の整備	23.2	299
健康づくりや生きがいづくりの場の提供	26.5	342
住民同士の活動や交流が活発になる施策や支援	18.4	237
福祉に関する教育や研修の場の提供	12.9	166
災害に備えた体制の整備と住民の防災意識を向上させる場の提供	21.9	283
福祉活動拠点の充実	9.8	126
その他	1.1	14
特にない	7.7	99
無回答	6.5	84

3 鳥取市 地域福祉に関する団体ヒアリング調査結果の概要

調査概要	
調査の対象	地域福祉関係団体及び行政関係の関連部署 (地域活動団体、高齢者福祉活動団体、障がい者福祉活動団体、子育て支援団体、当事者の団体など、幅広い分野から聞き取り)
調査団体数	22団体
調査期日	令和6年6月～8月

【団体・組織の活動地域・活動分野における実情や問題点、課題（要旨）】

高齢者福祉分野
<ul style="list-style-type: none"> ・金銭管理、ごみ捨て、移動など日常生活の支援が必要。 ・認知症のある独居高齢者の健康管理。 ・身寄りのない高齢者等の身元を保証する仕組みが必要。 ・交通手段がなく通院や買い物、社会参加が難しい。移動手段の確保（乗り合いバス等）が必要。 ・高齢で外出や人と話す機会が減っている。交流を行う通いの場の選択肢が少ない。 ・社会交流・役割の場が通える距離にあることが必要。
障がい者福祉分野
<ul style="list-style-type: none"> ・支援者の高齢化。 ・病状により日によって体調の変動があり、町内の活動に参加できないことがある。 ・精神疾患に対する地域住民の理解が必要。一人の人として理解して受け入れて欲しい。 ・民生委員等を対象として、ピアサポーターの体験談等話をする機会を提供して欲しい。 ・地域共生には居場所が必要。就労している人も休日の居場所がない。 ・賃金が安い。障がい年金、就労による賃金等を足しても生活が苦しい状況。
子育て支援分野
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の住民が放課後児童クラブから帰宅する児童の見守りをしてきている。 ・活動内容を地域に理解してもらえるようにオープンにし、地域の方と交流できる場にしていきたい。 ・18歳以降も継続した支援が必要だが、県東部にはそのための社会資源が少ない。 ・事案に対しての相談窓口が分かるようにしてほしい。 ・支援を必要としている児童・生徒の情報共有や専門機関の連携体制に課題がある。

※【ピアサポーター】同じ境遇や課題を抱える仲間同士で支え合う「ピアサポート」の活動を行う人。

地域食堂（こども食堂）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域食堂、フリースクール（不登校児童・生徒対象）など様々な活動を通して幅広い年齢層の悩み、相談を受けていて、地域の中で顔を見ながらじっくり話を聞いてもらえる居場所として認知されている。 ・ 地域食堂や子どもが主体として運営しているカフェを通じて、困りごとの相談、つぶやきの拾い上げなどを支援機関につなげている ・ 企業から定期的に協賛がある。企業も地域のために何かしたい気持ちをもっている。 ・ 孤独・孤立の状態にある人へどう情報を届け、関係をつくっていくかが課題。 ・ 地域食堂は「食べるのに困っている人が行くところ」という偏見がある。 ・ 地域や家族との関りが薄くなりがちな高齢者との関係性づくり（個食、ひきこもり、同居していても孤立している高齢者は多い）。
認知症当事者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症があっても地域で暮らす仕組み作り、家族への理解やフォローアップが必要。 ・ 医学的・概念的な理解よりも、本人の感覚や暮らしの状況を、本人との交流を通して理解してもらう必要がある。 ・ 地域コミュニティへの参加はあまりない。地域の人もどう声をかけてよいか分からない、という声がある。 ・ 就労が障がい者の作業所の話になりがち。認知症の人が働くことをサポートしてほしい。
複合的な課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 8050問題（地域からの孤立、子世代への支援を含め必要な機関との連携が必要） ・ 同じ世帯で障がい、ひきこもり、生活困窮など複合的な問題を抱える家庭がある。 ・ 複合的な問題を抱える家庭と関わりのある地域住民や民生委員からの相談に対する事業所の相談体制の確保。
相談の窓口
<ul style="list-style-type: none"> ・ 困りごとが発信できない人やどこに相談したらよいか分からない人への相談窓口の周知について活動の工夫が必要。 <p>○自死対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会や町内会に活動を知ってもらい、孤独・孤立して悩みを抱えている人に相談窓口を周知してほしい。 ・ 自死遺族が相談しやすいように相談窓口や「家族の会」の周知を行政にお願いしたい。

地域の防災

○高齢者

- ・避難場所や危険想定区域の周知が不十分。
- ・医療処置の必要な方の避難先の確保。
- ・支援を要する人は避難所に行く方法がなく避難をあきらめている。
- ・高齢者への個別避難計画の申請の周知が不十分、地域の組織等と一緒に考える機会がない。

○障がい者

- ・説明しても避難行動要支援者への登録希望者が少ない。
- ・人のことよりも自分自身が先に逃げることになるだろうから、支援者を頼みにくい。（避難行動要支援者支援制度）
- ・地域の関係者とつながるのが難しい。民生委員や自治会と意見交換できる場があるとよい。
- ・避難所の設備や体制が十分でない。（車椅子対応トイレ、障がいのある人への居住場所の配慮）

地域福祉の課題

○地域の担い手

- ・役員の高齢化。町内会活動も高齢者が多く、若い人はほとんど出てこない。
- ・民生委員のなり手が少ない。支援の必要な人の増加で負担感が増している。
- ・ボランティアの減少。となり組福祉員、愛の訪問協力員をやってもらえる人がいない。

○地域福祉活動

- ・マンション・アパートが自治会に未加入で、独居高齢者の安否確認が困難。
- ・少子高齢化、空き家の増加、認知症、8050問題が課題。
- ・障がい、当事者との関わり方に対する理解不足。

○他の地域組織との連携

- ・地区内の他の組織とつながりを持っておく必要がある。
- ・地区内の組織同士の連携が不足している。
- ・共助の世界を作らないと災害の対応はできない。日頃の人間関係が大事だと思う。

その他

○生活困窮

- ・保証人探しの難航により、入院・手術ができない、家賃の低いところに引っ越せないなどの問題が発生している。

4 鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会について

(1) 鳥取市地域福祉推進委員会設置要綱

鳥取市地域福祉推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市地域福祉計画の策定等に当たり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）（以下「法」という。）第107条に定める鳥取市地域福祉計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 前号の計画の進捗管理に関すること。
- (3) 法第106条の5に定める鳥取市重層的支援体制整備事業実施計画の作成及び変更に関すること。
- (4) 前号の計画の進捗管理に関すること。
- (5) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に定める鳥取市再犯防止推進計画の作成及び変更に関すること。
- (6) 前号の計画の進捗管理に関すること。
- (7) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 地域福祉支援団体の代表者
- (4) 地域福祉市民活動団体の代表者
- (5) 地域福祉活動を行う法人の代表者
- (6) 地域福祉関係機関の職員
- (7) 公募市民
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度から3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括し、代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、次の専門部会を置く。

- (1) 住民参加と地域福祉活動の促進に関する専門部会
- (2) 相談支援と権利擁護体制の強化に関する専門部会
- (3) 地域で安心して暮らせる基盤づくりに関する専門部会

2 各専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を福祉部地域福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱の各規定の施行に当たっては、鳥取市地域福祉計画と鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）の鳥取市地域福祉活動計画の策定等が一体的に行われるよう、市社協との協議を踏まえ、又は連携して行う。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員長が選任されていない場合に開かれる会議は、第7条の規定に関わらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(2) 鳥取市地域福祉活動計画作成委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 鳥取市地域福祉活動計画の策定等に当たり、広く市民の意見を反映するため、鳥取市地域福祉活動計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 鳥取市地域福祉活動計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 前号の計画の進捗管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 地域福祉支援団体の代表者
- (4) 地域福祉市民活動団体の代表者
- (5) 地域福祉活動を行う法人の代表者
- (6) 地域福祉関係機関の職員
- (7) 公募市民
- (8) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度から3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総括し、代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

- 2 委員会の会議には、必要に応じ委員以外の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、次の専門部会を置く。

- (1) 住民参加と地域福祉活動の促進に関する専門部会
 - (2) 相談支援と権利擁護体制の強化に関する専門部会
 - (3) 地域で安心して暮らせる基盤づくりに関する専門部会
- 2 各専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、事務局を地域福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要綱の各規定の施行に当たっては、鳥取市地域福祉活動計画と鳥取市（以下「市」という。）の鳥取市地域福祉計画の策定等が一体的に行われるよう、市との協議を踏まえ、又は連携して行う。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

(招集の特例)

2 委員長が選任されていない場合に開かれる会議は、第7条の規定に関わらず、会長が招集する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

(3) 鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会委員名簿

(任期 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで)

(順不同・敬称略)

区分	団体	役職	氏名	備考
地域団体	鳥取市自治連合会	副会長	福田 正美	令和6年5月31日まで
			森田 松雄	令和6年6月1日から
	鳥取市地区社会福祉協議会連絡会	鹿野町社協会長	笥 寛	
	鳥取市民生児童委員協議会	副会長	大黒 進	
地域福祉支援団体	特定非営利活動法人 地域共生とっとり	理事長	竹本 匡吾	副委員長
	特定非営利活動法人 鳥取青少年ピアサポート	法人事務局長	山本 隆義	
	麒麟のまち 地域食堂ネットワーク	事務局（コーディネーター）	山根 恒	
市民活動団体	ふそう支え愛ネットワークの会	会長	西川 秋夫	
	特定非営利活動法人さじ未来	理事長	小谷 繁喜	
地域福祉活動法人	社会福祉法人鳥取福祉会	常務理事	坪上 徹雄	委員長
	社会福祉法人あすなる会	施設長	小林 真司	
	社会福祉法人こうほうえん	理事	藪本 剛	
	鳥取医療生活協同組合	専務理事	林 憲治	
更生保護関係	鳥取保護区保護司会	保護司	河根 裕二	
	鳥取県地域生活定着支援センター	相談支援員	竹内 聡	
地域福祉関係団体	社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会	地域福祉部 部長	川瀬 亮彦	
学識経験者	国立大学法人鳥取大学地域学部	教授	竹川 俊夫	
公募委員			清水 はるみ	
			中島 淳子	
			西井 千織	

(4) 鳥取市地域福祉推進委員会・鳥取市地域福祉活動計画作成委員会の開催状況（開催経緯）

開催期日	内容
令和6年5月20日（月）	令和6年度第1回 (1) 次期計画の策定に係る考え方について (2) 今後のスケジュールについて (3) アンケート調査結果、数字から見る鳥取市の地域福祉の現状と課題について（意見交換）
令和6年7月22日（月）、 7月23日（火）	令和6年度第2回（専門部会形式で開催） (1) アンケート調査から見る課題の整理について (2) 地域福祉活動団体・支援機関の主な意見から見る課題の整理について (3) 重点取組に対する取組状況・成果・課題等について（意見交換）
令和6年8月29日（木）、 8月30日（金）	令和6年度第3回（専門部会形式で開催） (1) 第1回、第2回委員会で委員から出された意見について (2) 次期計画の体系について（意見交換）
令和6年10月31日（木）	令和6年度第4回 (1) 計画の体系（案）について (2) 計画（施策）の展開（案）について
令和6年11月28日（木）	令和6年度第5回 (1) 計画の素案について (2) 計画の進行管理について
令和7年1月30日（木）	令和6年度第6回 (1) 計画の原案について (2) 評価指標について

5 鳥取市社会福祉審議会について

(1) 鳥取市社会福祉審議会条例

鳥取市社会福祉審議会条例

平成29年12月22日

鳥取市条例第44号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき設置する鳥取市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に関し、法及び社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員26人以内で組織する。

(任期)

第4条 審議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務の代理)

第5条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えて適用する法第11条第1項及び第2項の規定により、民生委員審査専門分科会、心身障がい福祉専門分科会、老人福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置く。

2 各専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

5 前2条の規定は、専門分科会の運営について準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(鳥取市社会福祉審議会条例の廃止)

2 鳥取市社会福祉審議会条例(昭和48年鳥取市条例第4号)は、廃止する。

附 則(平成31年3月25日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 鳥取市社会福祉審議会委員名簿

(任期 令和6年6月14日から令和9年6月13日まで)

(順不同・敬称略)

団体	氏名	備考
鳥取市議会	勝田 鮮二	
鳥取市社会福祉協議会	田中 節哉	
鳥取市民生児童委員協議会	大黒 進	
鳥取市老人クラブ連合会	藤田 祐治	
鳥取市自治連合会	森田 松雄	
鳥取市身体障害者福祉協会連合会	安養寺 立志	
鳥取市肢体不自由児者父母の会	藤原 美江子	
鳥取市手をつなぐ育成会	松ノ谷 博	
鳥取市精神障がい者家族会	市谷 貴志子	
鳥取県東部医師会	石谷 暢男	委員長
鳥取県東部医師会	岡田 浩子	
鳥取県東部歯科医師会	池田 実央	
鳥取県東部歯科医師会	目黒 道生	
とっとり東部権利擁護支援センター	荻原 誉康	
鳥取市ボランティア市民活動センター	金谷 達美	
認知症の人と家族の会 鳥取県支部	矢部 征	
鳥取市シルバー人材センター	山本 雅宏	
鳥取県社会福祉士会	垣屋 稲二良	
鳥取市放課後児童クラブ連合会	澤 久美子	
鳥取県子ども家庭育み協会	森田 明美	
鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会（認定こども園代表）	青木 真奈美	
鳥取市私立幼稚園・認定こども園協会（私立幼稚園代表）	石本 裕美	
地域サポートネットワークとっとり	山口 朝子	
鳥取大学地域学部	塩野谷 斉	副委員長
鳥取短期大学幼児教育保育学科	國本 真吾	

(3) 鳥取市社会福祉審議会の開催状況

開催期日	内容
令和7年2月13日（木）	鳥取市地域福祉推進計画の審議

鳥取市地域福祉推進計画
(第3次鳥取市地域福祉計画・第5次鳥取市地域福祉活動計画)

発行／令和7(2025)年3月

発行者／鳥取市 福祉部 地域福祉課

〒680-8571 幸町71番地 鳥取市役所本庁舎1階

TEL (0857) 30-8202

FAX (0857) 20-3906

E-Mail / chiikifukushi@city.tottori.lg.jp

社会福祉法人 鳥取市社会福祉協議会 事務局 地域福祉課

〒680-0845 鳥取市富安二丁目104番地2(さざんか会館1階)

TEL (0857) 24-3180

FAX (0857) 24-3215
